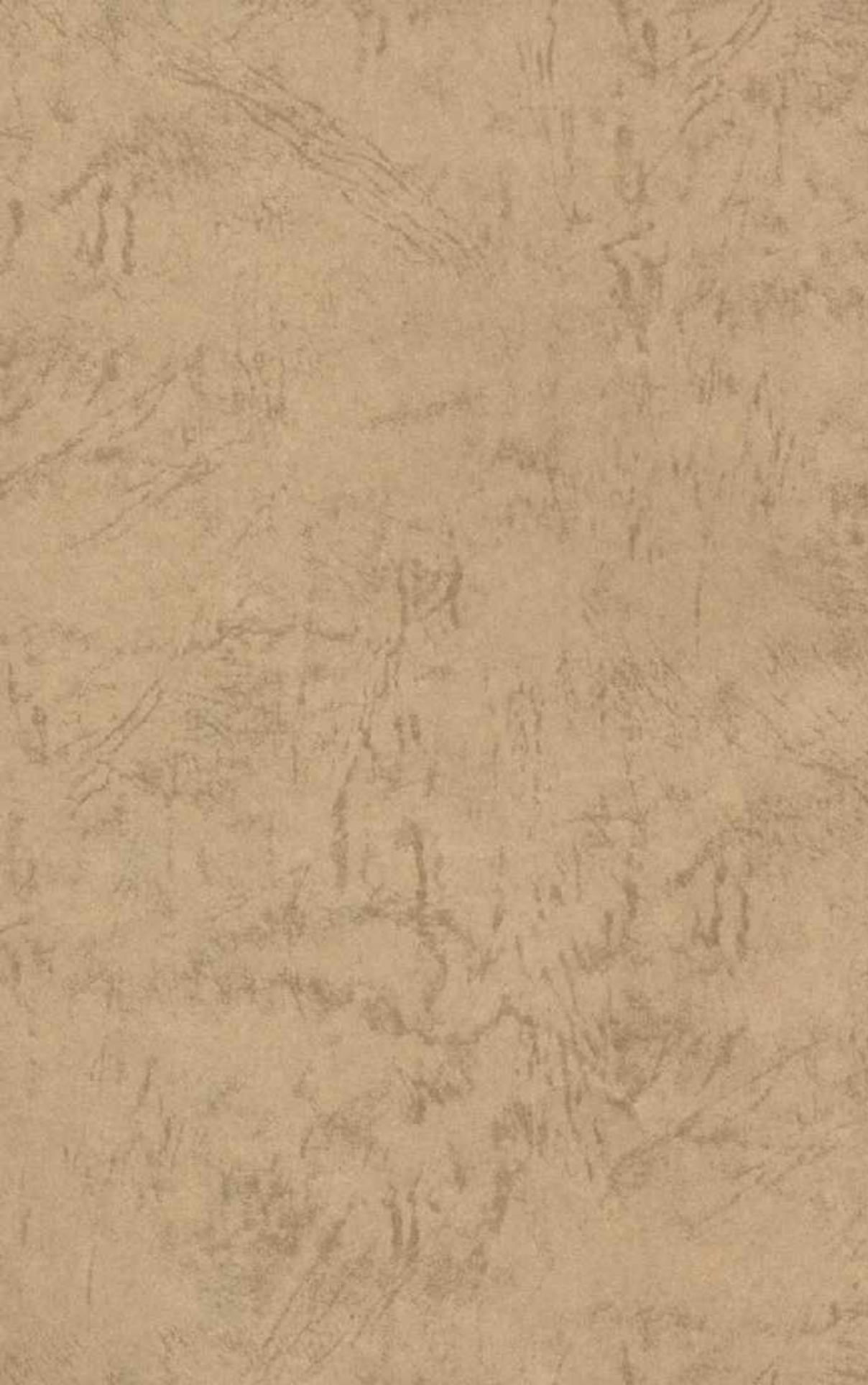


勤労青少年スポーツ 活動の振興

(昭和50年度研究報告)

勤労青少年余暇活動研究会 5/3



勤労青少年余暇活動研究会は、労働省婦人少年局と雇用促進事業団の協力により、昭和47年度から設置されているが、昭和50年度は、過去3年の研究成果の上に立ち、且つ、勤労青少年の余暇活動におけるスポーツの重要性にかんがみ、「勤労青少年とスポーツ」をテーマとして1年間研究討議を実施した。

研究討議は本研究会の性格上、勤労青少年のスポーツ活動を振興させるには、どのような施策が必要であるか、という問題意識で行われ、その結果、本報告書は、「勤労青少年とスポーツ」一般ではなく、「勤労青少年スポーツ活動の振興」としてまとめることとした。執筆は各委員が分担した。

本報告書が、勤労青少年福祉行政の施策のために些かでも役に立つとともに、広く関係者の方々の御参考ともなれば幸いである。

昭和51年3月31日

勤労青少年余暇活動研究会

座 長 江 下 孝

勤労青少年余暇活動研究会委員

(昭 和 50 年 度)

- | | |
|---------|------------------------------|
| 内 野 欽 司 | 神奈川県立体育センター技幹
東京慈恵会医科大学講師 |
| 江 下 孝 | 元雇用促進事業団副理事長
(財)啓成会理事 |
| 江 橋 慎四郎 | 東京大学教育学部教授 |
| 小 川 長治郎 | 日本レクリエーション協会専務理事 |
| 加 藤 文 郎 | 全国中小企業団体中央会調査部長 |
| 鈴 木 春 男 | 千葉大学人文学部助教授 |
| 高 石 昌 弘 | 国立公衆衛生院母性小児衛生学部学校衛生室長 |
| 高 瀬 正 二 | 東京芝浦電気㈱常務取締役 |
| 山 川 純 | 日本女子体育大学教授(体育学部長) |

目 次

はじめに	1
第1章 勤労青少年の健康問題	3
1. 勤労青少年の社会生活	3
2. 文部省統計等からみた勤労青少年の体力、健康状態とその問題点	4
(1) 体力について	4
① 勤労青少年と高校並びに高専生徒（女子は短大）の体力の比較	4
イ 体 格	4
ロ 体力診断テスト	4
1-1図 高校・高専生を100%とした時の勤労青少年の体力	5
(体力診断テスト)	
ハ 運動能力テスト	6
1-2図 高校・高専生を100%とした時の勤労青少年の体力	6
(運動能力テスト)	
ニ 問題点	6
② 勤労青少年における運動実施状況別の体力の比較	7
イ 体 格	7
ロ 体力診断テスト・運動能力テスト	7
1-3図 非運動群を100%とした時の週3～4回運動群の体力	8
(2) 健康状態（疾病罹患状況を中心として）	9
① 最近の学校保健統計調査報告書による検討	9
イ 眼科関係	9
ロ 耳鼻咽喉科関係	10
ハ 歯科関係	10
ニ 内科関係	10
② 勤労青少年の健康状態に関する問題点	10
3. 神奈川県における勤労青少年の体力に関する調査研究	11
(1) 勤労青少年の生活時間構造	11
1-1表 勤労青少年の拘束時間	12
1-2表 勤労青少年の睡眠時間	12
1-3表 勤労青少年の文化的、社会的な生活時間	13
1-4表 勤労青少年がスポーツおよび身体的活動をともなうレクリエーションに 費やす時間	13

(2)	定時制高校生および勤労青少年のスポーツテスト成績	14
I-5表	高校生スポーツテスト比較表(男子)	16
I-6表	"(女子)	17
I-7表	青年スポーツテスト比較表(男子)	18
I-8表	"(女子)	19
I-9表	18歳の定時制高校生、勤労青年、大学生のスポーツテスト比較表 (男子)	20
I-10表	18歳の定時制高校生、勤労青年、大学生のスポーツテスト比較表 (女子)	21
(3)	神奈川県技術高校生の環境、形態、スポーツテスト成績	21
I-11表	神奈川県技術高校生のスポーツテスト成績(16歳男子)	22
I-12表	神奈川県技術高校生の形態計測値(16歳男子)	23
I-13表	都市部および郡部技術高校生の形態計測値	24
I-14表	都市部および郡部技術高校生の体力診断テスト	25
I-15表	都市部および郡部技術高校生に対するアンケート調査結果	26
第2章	勤労青少年のスポーツ活動の現状とスポーツに対する意識・構え	28
1.	アンケート調査の実施と概要	28
2.	サンプルの特性	28
II-1表	対象サンプルの性・年齢別構成	29
II-1図	学歴別構成	29
II-2表	住居別構成	30
II-3表	通勤時間別構成	30
II-4表	通学(定時制・大学等)別構成	32
II-5表	事業所の規模別構成	32
II-6表	事業所の産業別構成	33
II-7表	仕事の内容別構成	33
II-8表	月収額別構成	34
II-9表	健康状態別構成	34
II-10表	健康に対する関心	34
3.	調査結果	35
(1)	スポーツへの関心	35
II-2図	スポーツへの関心	36
(2)	スポーツの実施程度	36
II-3図	スポーツの実施回数(過去1年間)	36
II-4図	身近に体育施設があると答えた者の割合	36
(3)	男女別スポーツ実施率	37
II-5図	週1回以上行っている者の男女別割合	37
II-11表	性別スポーツへの関心	38

(4) スポーツをする理由	38
(5) 仕事とスポーツとの関係	38
Ⅱ - 6 図 仕事とスポーツとの関係	39
(6) スポーツのための支出	39
Ⅱ - 7 図 スポーツのための支出	39
(7) 中小企業の勤労青少年とスポーツ	40
① 年齢別考察	40
② スポーツ実施と通勤時間	40
③ スポーツ実施と健康への考慮	40
④ 職種別とスポーツ実施	40
⑤ 何時、何処で、誰と	40
Ⅱ - 12 表 中小企業勤労青少年のスポーツ実施日、相手および場所	40
(8) 運動やスポーツ実施についての希望	41
Ⅱ - 13 表 スポーツに関する希望（中小企業の勤労青少年）	42
① スポーツ施設に対する希望	43
Ⅱ - 8 図 スポーツ施設に対する希望	43
② スポーツ・グループに対する希望	44
Ⅱ - 9 図 スポーツ・グループに対する希望	44
③ スポーツ教室・講座に対する希望	45
Ⅱ - 10 図 スポーツ教室・講座に対する希望	45
(9) スポーツ以外の講習やけいこごと	46
Ⅱ - 11 図 スポーツ以外の講習会・けいこごと参加状況	46
(10) やりたい余暇活動	46
Ⅱ - 12 図 余暇活動希望	47
Ⅱ - 13 図 余暇活動希望（第1希望+第2希望）	48
(11) 学生時代のクラブ活動の経験	48
Ⅱ - 14 図 学生時代におけるスポーツ・クラブの経験	49
第3章 勤労青少年のスポーツ振興のための国・地方公共団体・民間の施策等	50
1. 文部省（体育局）における施策	50
(1) 青少年スポーツ活動の振興	50
(2) 指導者及びその養成	50
① 指導者	50
Ⅱ - 1 図 県民総スポーツ運動の展開にともなう市町村、校区における 体育指導委員の役割	50
② 指導者の養成	51
Ⅱ - 1 表 スポーツ関係ライセンス	52
(3) スポーツテストの普及	56

(4) スポーツ団体・組織の育成等	56
(5) 各種体育施設整備費補助	56
■ - 2 表 昭和51年度体育施設整備費補助金査定一覧	56
2. 体力づくり国民運動及びハウ委員会	57
3. 労働省（婦人少年局）における施策	58
(1) 職場関係施策	58
事例 団地協同組合神戸木工センターにおけるスポーツ活動	
(2) 勤労青少年ホームにおけるスポーツ活動の振興	59
① 「ホーム」における体育施設	59
■ - 3 表 勤労青少年ホームにおける体育施設	60
■ - 4 表 勤労青少年体育センター及び農村勤労福祉センターの施設内容	61
■ - 5 表 勤労青少年ホームの個人別利用状況	61
■ - 6 表 性別、やりたいスポーツの有無別青少年数	62
■ - 7 表 やりたいスポーツができるか	62
■ - 8 表 勤労青少年ホームにおける体育施設の規模別増築希望及び増築 予定の有無	63
■ - 9 表 性別、ほしい勤労青少年ホームの設備の有無別青少年数（M・A）	64
② スポーツ・レクリエーション関係クラブ活動	65
■ - 10 表 勤労青少年ホームにおけるクラブ活動	65
■ - 11 表 スポーツ・レクリエーション関係クラブ内容別「ホーム」利用状況	65
■ - 12 表 昭和49年度勤労青少年クラブレクリエーション交流会開催状況	66
③ 「ホーム」主催スポーツ関係行事等	67
(3) 全国勤労青少年10マイルマラソン大会	67
■ - 13 表 全国勤労青少年10マイルマラソン大会第2回大会記録	68
(4) 勤労青少年指導者の養成	69
4. 各種公共体育施設等	69
■ - 14 表 公私立施設の設置者別体育施設数	69
(1) 勤労青少年が利用できる体育施設学校体育施設の開放について	70
(2) （勤労）青少年のための福祉施設のうち体育施設を含むもの	70
(3) （勤労）青少年のための教育施設のうち体育施設を含むもの	71
(4) （勤労）青少年のためのレクリエーション関係施設	73
(5) 勤労青少年が利用できるレクリエーション関係施設	74
5. その他	77
(1) 企業における状況	77
■ - 2 図 企業規模別体育関係施設設置企業数の割合	77
■ - 3 図 体育関係施設有の企業の種類別設置企業数の割合	78
■ - 4 図 企業規模及び体育関係施設有の企業の種類別設置企業数の割合	78

■ - 5 図	企業規模別体育関係援助施策の実施企業数の割合	79
■ - 15 表	企業規模及び体育関係援助施策の種類別実施企業数の構成割合	79
■ - 6 図	企業規模別保養施設有の企業数の割合	79
■ - 7 図	保養施設有の企業の種類別設置企業数の割合	80
■ - 8 図	企業規模及び保養施設有の企業の種類別設置企業数の割合	80

(2) 民間団体の事業等	81
--------------	----

第4章 問題点と今後の方向	82
---------------	----

は　じ　め　に

わが国は、たしかに戦後30年スポーツの普及にはめざましいものがある。例えば、1964年、東京オリンピックでの女子バレーボールの優勝を契機に、ママさんバレーボールが全国的に普及したり、1971～2年頃のボーリング・ブーム時代には、ボーリング人口1千万人といわれ、今日では、ゴルフ人口1千万人とまでいわれるほどである。

このように、表面的にはわが国のスポーツは花やかに展開されているように見えるが、これを詳細に観察してみる時、それは必ずしも当を得ていない。例えば、総理府の実施したスポーツの世論調査（昭和47年）によれば、この1ヶ月間にスポーツを実施した者は、48%であるが、その実施した者の中では1～3日と答えた者が圧倒的に多い。このことは、たしかにスポーツは行っているが、それは散発的であり、継続的、日常的には行なわれていないことを示している。

勤労青少年は、その大部分は、なお成長発育期にあり、適当な運動刺激を必要とする。同年令の学生の場合には、必修時に体育の時間があり、また課外活動として選択実施でき、施設、指導者にも比較的恵まれている。しかし、勤労青少年の場合には、その大部分の時間を生産の場で活動することを余儀なくされ、適切な運動刺激を必要とする時期であるにもかかわらず、その機会が十分考慮されているわけではない。

本研究会では、まず、勤労青少年の健康体格体力の水準を明にするとともに、同年代の学生・生徒のそれと比較しながら勤労青少年の体格・体力の現状を明にした。

ついで、そのような勤労青少年が、どの程度スポーツに関心をもっているか、また、どの程度実施しているかを質問紙によって調査し、さらに、大企業、中小企業、勤労青少年ホーム利用の勤労青少年別に比較検討をこころみ、さらに、勤労青少年のスポーツ参加を促進する条件やはびく条件の分析検討をこころみた。

最後に、勤労青少年のスポーツ実施の推進のために、国、地方公共団体、あるいは民間団体がどのような施策を展開しているかについても検討した。

もちろん、限られた期間、人員、経費などによって、勤労青少年のスポーツをめぐるさまざまな問題をすべて明にし得たわけではないが、しかし、実態調査をもとにして、ある程度の提言もまとめることができたので、それを第4章にまとめることとした。

勤労青少年こそ、今日のわが国の生産の第一線で活動している人々であり、その人々の健康体力問題、健康で生き生きとした余暇生活の設計は1日もゆるがせにすることはできない。不十分ながらも、本調査報告書が、今後の勤労青少年のスポーツ問題について諸配慮をしてゆく上で少しでも寄与できれば幸である。

第 1 章 勤労青少年の健康問題

1. 勤労青少年の社会生活

(1) 勤労青少年の概況

昭和49年における15歳から24歳までの青少年の就業者数は868万人で、このうち15歳～19歳層は187万人(21.5%)、20～24歳層は681万人(78.5%)である。一方、就業者総数中に占める15歳～24歳層の割合は16.7%である。青少年が多く就業している産業は製造業(273万人)、卸・小売、金融保険、不動産業(254万人)サービス業(143万人)で、この三産業に青少年就業者の77%が集っている。青少年が多く就業している職業は技能工、生産工程従事者、単純労働者を合わせた321万人、事務従事者の234万人、販売従事者の104万人で、この三職業に青少年の76%が集っている。

青少年就業者中89.8%の780万人が雇用者で、その内訳は15歳～19歳層は172万人(22.0%)、20歳～24歳層は608万人(77.9%)となっている。以上は総理府統計局の「労働力調査」による数字であるが、労働省の「雇用動向調査」(8大産業の規模5人以上)によって青少年雇用者の規模別分布状況を見ると、規模300人未満に過半数(50.9%)が働いている。その内訳は100～299人が17.8%、30人～99人が16.1%、5人～29人が17.1%である。

一方、勤労青少年の学歴別構成を新規学卒者の就職状況(文部省「学校基本調査」)によってみると、46年～49年平均で、中卒者14.3%、高卒者58.8%、大卒者(短大卒高専卒者を含む)26.9%の割合となっている。又、青少年雇用者の男女別構成は、非農林業のみの数字であるが男子408万人(52.5%)、女子369万人(47.5%)となっている。このうち15歳～19歳層では若干女子が多く、20歳～24歳層では男子が多い。

(2) 勤労青少年の職業生活

技術革新の進行による単調労働の増加に伴う労働の質の変化については最近種々の対策が工夫され、その弊害をとり除こうとする傾向であるが、それだけでなく若年労働者は就職と同時に親元を離れ、大都会あるいは地方都市に出て生活する者が多く、殺伐とした環境の中にほうりこまれることが多い。更に勤労青少年の職業適応に関連して最近の状況をみていえることは、中卒就職者は、約9割が高校へ進学する中にあって、人生の敗北者のような気持を抱いていることが想像され、このうち定時制、通信制の高校へ進学する者が約3分の1いるが、卒業するまでにかなりの者が脱落する状況であるという。中卒者が最初就職した職場を離職する割合は、1年後で2割、2年後で3.5割、3年後で5割、5年後で7割となっている(労働省労働市場センター「新規学卒就職者の就職離職状況調査」)。この割合は高卒者においても余り変りはない。職業選択において安易な傾向がみられ、離転職の原因ともなっているといえる。

高卒就職者については中卒就職者の減少と産業構造の変化・技術革新による職務内容の変化により、ブルーカラー化の傾向がますますみられるようになっている。

この傾向は大学卒就職者にも及びつつある。

一方、最近の職場における労働条件は、賃金、労働時間・休日とも以前と比較し、かなり向上している。例えば初任給は昭和49年3月卒（平均）で、中卒者43100円、高卒者52700円、短大卒者55900円、大卒者65900円となっている。又、賃金労働時間制度総合調査（8大産業、常用労働者30人以上規模）によると、昭和49年の1人平均週所定労働時間は42時間21分で、週休2日制を採用している企業の割合は42.8%（うち完全週休2日制2.4%、月3回1.3%、隔週9.3%、月2回12.1%、月1回17.7%）となっている。

このような職場環境にある勤労青少年の意識における職場離れということは今日よくいわれることであり、そのことは、勤労青少年の生活における余暇の比重が高いことを意味するといえる。にも拘らず、今日の彼等の余暇時間の過ごし方は「テレビ・ラジオをみたりきいたりする」及び「休息・くつろぎ」の割合が高くなっている。スポーツ活動をする者は20～24歳の男子で平日13%、休日24%であり、女子で平日1%、休日4%である。

2. 文部省統計などからみた勤労青少年の体力・健康状態とその問題点

(1) 体力について

① 勤労青少年と高校並びに高専生徒（女子は短大）の体力の比較

学校保健統計で全日制と定時制生徒の測定値が分けて記載されるようになって以来、定時制の生徒の体力が全日制にくらべてやや劣ることが注目されていた。その原因として、定時制高校の多くは郡部から都市に集まってきた者であり、体格の地域差が反映しているのであろうという意見や、年少からの労働が発育を阻害するのではなかろうかとする意見等さまざまなことが考えられている。勤労青少年の体力の現状を把握するため、15～19才の勤労青少年と同年令の高校並びに高専（女子は短大）とを比較してみた。

イ 体格

身長・体重・胸囲については、勤労青少年の男子の平均値は各年令とも高校・高専生よりやや小さい傾向を示している。身長では約2cm（約1.5%）、体重1.5kg（約2%）勤労青少年の方が小さいが、胸囲は殆んど差がない。これに対して女子では、身長が各年令とも約1.3cm（約1%）勤労青少年の方が小さいが、体重は殆んど差がなく、胸囲はやや大きい値を示している。

全体的にみて、男子の方が女子より高校・高専生との差が大きい。しかし体格における勤労青少年と高校・高専生との差はわずかである。また年令が進むにしたがって、その差が大きくなるという傾向は見られない。

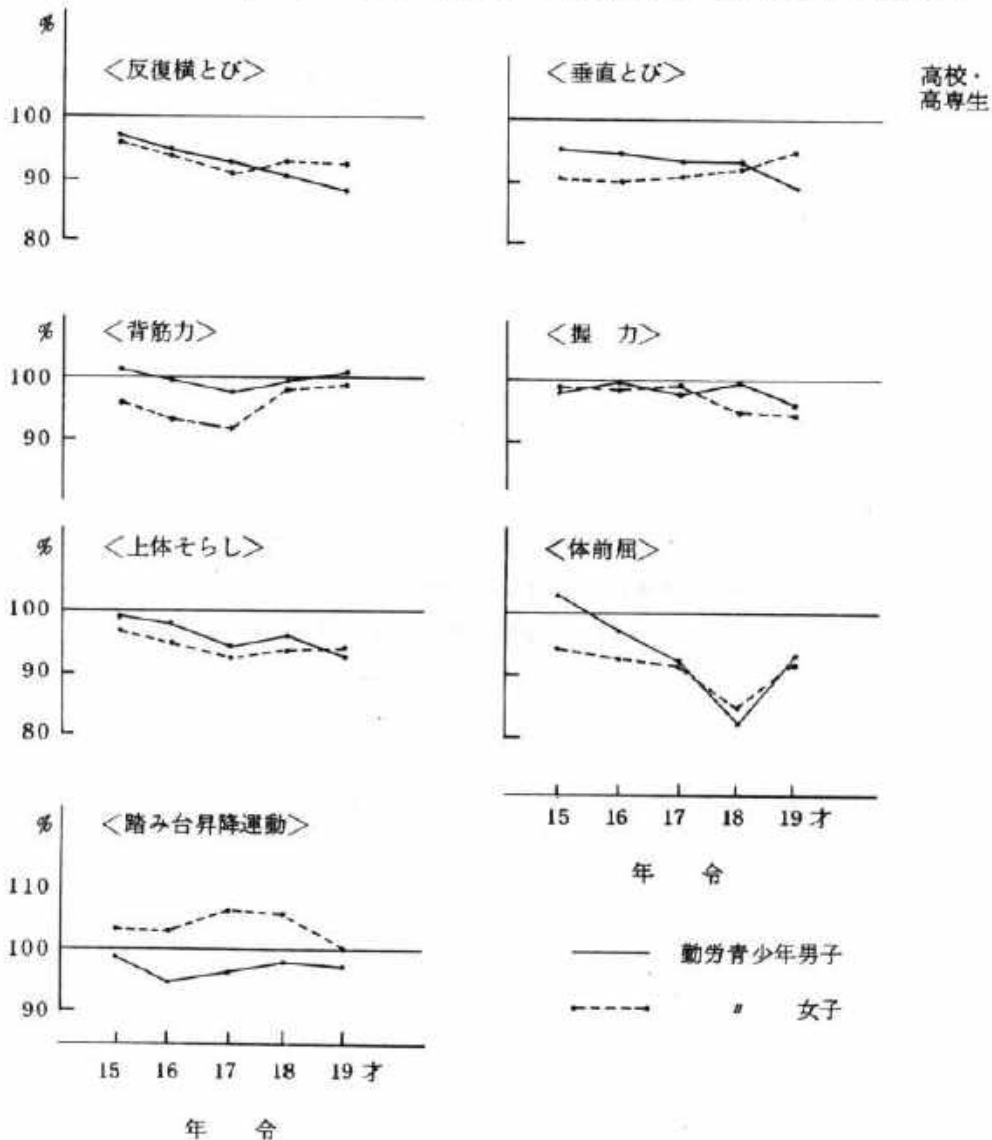
ロ 体力診断テスト

体格の差にくらべて体力診断テストの差は項目によっては大きくなっている。しかし勤労青少年の方が優れている項目もみられる。全般的に見て男子より女子の方が高校・短大生の平均値との差が大きい。

勤労青少年では反復横とび、垂直とび、体前屈などの敏捷性やパワーや柔軟性の機能は、男女とも同年令の高校・高専生にくらべて5～10%低い値を示している。しかし握力は両者の間に男女とも殆んど差がなく、女子の踏み台昇降運動は勤労青少年の方が優れている。つまり、筋力や持久性においては高校・高専生徒とほぼ等しい能力を示している。

(1-1図参照)

【1-1図 高校・高専生を100%とした時の勤労青少年の体力(体力診断テスト)



これを年齢別にみると15～17才は高校期に相当するが、15才から17才迄の3年間の増加量は明らかに勤労青少年より高校生の方が大きく、17才の両者の差はほとんどの項目において最も大きい。18～19才では各測定項目とも平均値は殆んど変わらないか、あるいは低下する項目もみられ、勤労青少年と高専生との差は17才の差とほぼ等しいか、やや差が大きくなっている項目もある。参考迄に同年令の大学生と比較してみると、大学入試の影響か大学生の平均値は高専生値にくらべてかなり低い値を示し、したがって、勤労青少年と大学生との差は高専生徒との差より小さくなっている。

基礎的な体力は、日常生活の中での運動や労働に影響されると思われる。労働の様式はさまざまであるが、一般に著しく速い反復動作や、パワーのように速度を伴う力の発揮の場面より、静的な筋力や持久性を要する場面が多く、また一定の姿勢を保っている状態が多いのではないと思われる。勤労青少年において、敏捷性やパワーや柔軟性がやや劣り、筋力や持久性がやや等しい値を示していることは、これらの労働の様式の反映している可能性が考えられる。また年齢が進むにしたがって、高校・高専生との差が大きくなる傾向のみられることは、この年齢層における勤労青少年の運動不足や、発育に対する労働の影響も多少考えられる。なお、昭和40年にくらべて46年では勤労青少年の平均値は全般的に大きくなり、高校・高専生との差はやや小さくなっている。

ハ 運動能力テスト

運動能力テストにおいては、勤労青少年では男子の懸垂腕屈伸と女子のハンドボール投げが高校・高専生より優れているが、その他の項目では約5割位勤労青少年の方が小さい値を示している(1-2図参照)。全般的な傾向は体力診断テストに類似している。なお昭和40年にくらべて、女子の持久走は各年齢とも約40秒位短縮しており、40年には高校生にくらべて15割以上劣っていたが、46年には約2割遅いのみで、著しく改善されている。

ニ 問題点

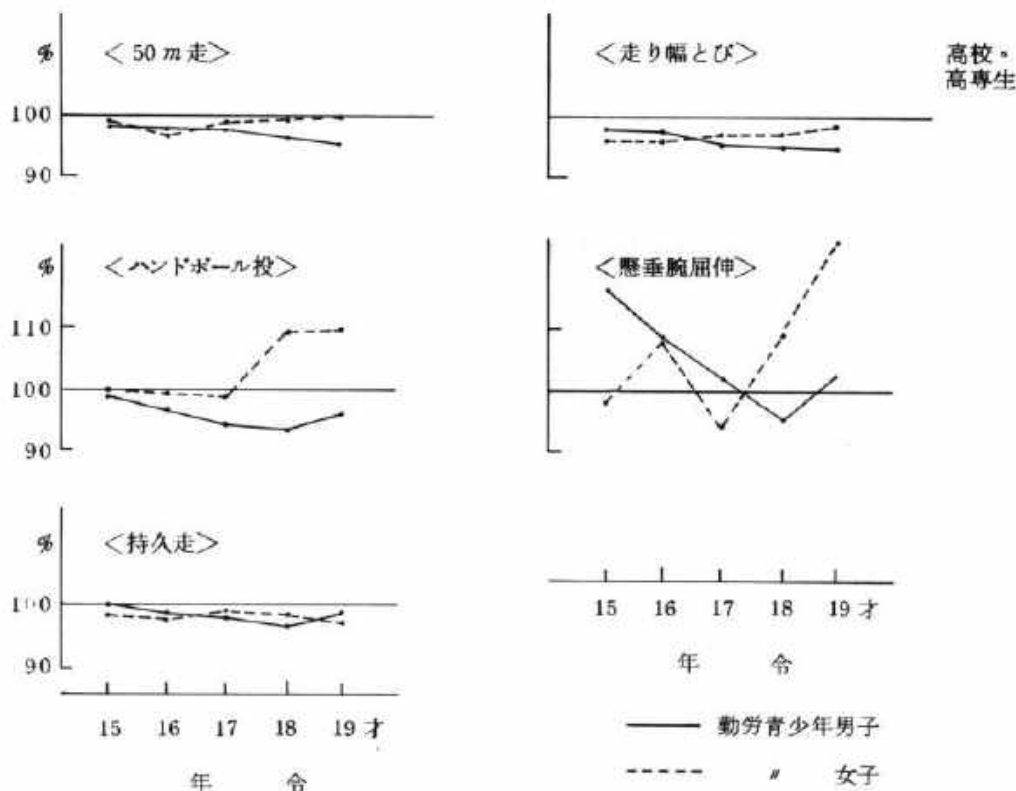
(イ) 形態面においては、女子では勤労青少年と高校・高専生の間に殆んど差がみられず、男子もその差は2割以内であったが、体力診断テストや運動能力テストでは形態の差を上回る差を示す項目がみられた。特に女子においては、走り幅とび、垂直とび、反復横とび等、下肢を使うテストの成績が劣っている。男子においてもこの傾向がみられる。しかし握力、女子のハンドボール投、男子の懸垂腕屈伸など上肢を使うテストでは殆んど差がないか、勤労青少年の方がすぐれている。

これらの点から、勤労青少年では高校・高専生にくらべて下肢の使用や訓練が少ないのではないかと考えられる。

(ロ) 15～17才の増加量をくらべると、一般に勤労青少年の増加量の方が少ない。したがってこの時期における勤労青少年は高校生にくらべて運動不足か、または労働が発育をやや阻害している可能性が考えられる。

(ハ) 勤労青少年の体力は、筋力、持久性などは高校・高専生と余り差はないが、敏捷性、

1-2図 高校・高専生を100%とした時の勤労青少年の体力(運動能力テスト)



パワー等、神経系の関与の大きい機能において差がみられた。

② 勤労青少年における運動実施状況別の体力の比較

前項において、勤労青少年における運動不足の可能性を示唆したので、15～20才の勤労青少年の中、週3～4回以上並びに週1～2回何らかの運動を実施している者(以下運動群)、と全く運動をしない者(以下非運動群)を比較してみた。

イ 体 格

15～17才迄は、男女とも運動群と非運動群で身長は殆んどないが、体重は運動群の方が大きかった。18才以降は、週3～4回以上の運動群は身長・体重・胸囲ともに非運動群より大きい、週1～2回運動群は殆んど非運動群と差がみられなかった。

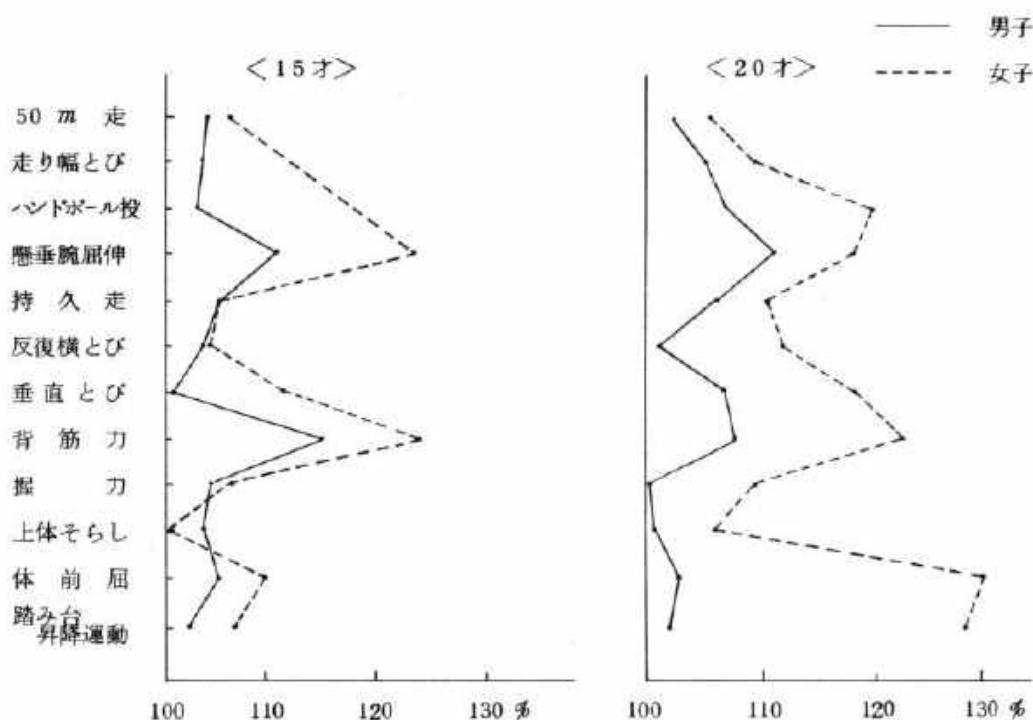
ロ 体力診断テスト・運動能力テスト

すべての項目において、男女とも全年令を通じて週3～4回運動群の平均値が最も大きかったが、非運動群との差は項目及び年令によって多少異なっている。全般的に女子の方が非運動群との差が大きく、また女では15才より20才の差が大きい。

項目別にみれば、週3～4回運動群と非運動群の差の大きいのは、男女とも懸垂腕屈伸、

背筋力で、非運動群にくらべて15～23%も大きい値を示した。また20才の女子では、体前屈、踏み台昇降運動では非運動群より約30%大きい値を示した。両群の差の比較的小さい項目は50m走、上体そらし、反復横とびなどで10%以下の差であった。勤労青少年で週3～4回運動群の平均値は、ほとんど高校・高専生の平均値を上回っており、項目によっては週1～2回運動群の平均値でも、高校・高専生の平均値以上を示していた(1-3図参照)

1-3図 非運動群を100%とした時の週3～4回運動群の体力



ハ 問題点

- (イ) 週3～4回運動群の体力が高校・高専生の平均値を上回っていることから考えて、勤労青少年の平均値からみた体力が劣っているのは、運動不足により体力が十分開発されていない者が多いためと考えられる。
- (ロ) 15才より20才において運動群と非運動群の差が大きい。これは非運動群が18才以降や体力の低下を示しているためと思われる。

③ 総括

以上をまとめて考えてみると、次の通りである。15～19才の勤労青少年の体力は、形態的にも男子では高校・高専生よりやや小さく、女子では身長のみが小さいが、その差は2%以内である。これに対して、体力診断テストや運動能力テストにおいては、体格を上回る差

がみられた。特にその差は、下肢を使うテストに大きく表われ、上肢を使うテストの差は小さかった。また敏捷性、パワー、柔軟性においてやゝ劣り、筋力、持久性ではほとんど差がみられなかった。更に週3～4回または週1～2回の運動を行っている勤労青少年では、高校・高専生と同じか、これを上回る体力を示していた。

したがって、勤労青少年の体力が高校・高専生よりやゝ低いのは、勤労青少年の日常生活や労働の様式が影響を与えていると思われ、運動不足や、労働時のかたよった体力の使用によって生じるのではないかと考えられる。これらの点から、勤労青少年の体育的活動の必要性が感じられる。

(2) 健康状態（疾病罹患状況を中心として）

勤労青少年の健康状態を疾病罹患状況という角度から検討する必要があることはいうまでもない。かつて結核症が青少年の死因の第一位を占めていた頃は、劣悪な労働条件との関連から、勤労青少年の疾病問題は労働衛生学上の重要課題とされていた。しかし、戦後、公衆衛生の発展、医療技術の進歩および保健・医療制度の改善によって、今日では、勤労青少年の疾病問題は、過去のそれとは全く様相を異にしているといつてよい。

前項で述べられたとおり、急激な社会の変貌によって、最近における勤労青少年の疾病は、特殊な職業にたづさわる者を除き、労働そのものによる影響よりも、むしろ、生活習慣に関連した一般的な問題によって影響されることの方が多くなってきたように思われる。このような背景から、勤労青少年の生活実態をふまえた検討が必要なことは当然であるが、残念ながら、このような視点にたった調査研究は比較的乏しく、その実状をさぐることは意外に困難である。

学校保健分野では毎年の定期健康診断における児童生徒らの疾病罹患状況を、文部省の学校保健統計調査報告書から検討することが多い。年齢的にみて、高校生年齢に限定されるが、比較的若年の勤労青少年という意味では、学校保健統計調査結果から、一般の昼間高校生と勤務に従事している夜間高校生との対比という形で検討を行い、勤労青少年の疾病問題を類推することができる。以下、詳細な数値は省略して検討結果の概略を述べ、これにもとづいた勤労青少年の健康状態に関する問題点を略記しよう。

① 最近の学校保健統計調査報告書による検討

学校における健康診断は、昭和48年の法令改正により、昭和49年度から新しい方式で実施されるようになったため、年次的変化を知るためには、やゝ問題があるが、過去の統計を参考に経過の概略を知ることとはできる。なお、学校保健管理システムとしては、学校医および学校歯科医の専門制から、眼科関係、耳鼻咽喉科関係、歯科関係、内科関係に疾患を大別することが多いので、この順に、昼間高校生と夜間高校生の被患率の差異について略記すると次のとおりである。

イ 眼科関係

近視は、昼間、夜間ともに、年々増加の傾向がみられるのであって、現在、30～50%

という高い被患率を示している。しかし、昼間高校生に比し、夜間高校生は年次的にみて常に低率であることは興味深い。遠視・乱視なども昼間高校生と夜間高校生の相対的關係は大体同様である。

トラコーマ、結膜炎などは最近激減し、前者は被患率0.2～0.6 ㊦のレベル、後者でも2～3 ㊦の低率なのであるが、この数年、低下の傾向が、やゝ停滞し、しかも夜間高校生の被患率が昼間高校生のそれを明らかに上まわっている点は特記すべきであろう。

ロ 耳鼻咽喉科関係

難聴は年次的に大きな変動はなく、約1 ㊦程度の被患率であるが、概して夜間高校生の方が多少高率である。中耳炎、慢性副鼻腔炎のような炎症性疾患も大体同様であり、相対的にみて夜間高校生の方が高率である。

ハ 歯科関係

う歯は昼間高校生、夜間高校生とも90 ㊦以上の高い被患率を示す重要な疾病であるが、問題は、う歯の処置完了率が昼間高校生に高く、未処置率が逆に夜間高校生に高いという点である。この点は、勤労青少年全体についても検討すべき重要課題であろうと思われる。

ニ 内科関係

前述のとおり、結核症は激減して、現在、被患率は昼間高校生、夜間高校生とも0.1 ㊦未満である。相対的に両者の差は認められない。心疾患は0.6～0.8 ㊦程度の被患率で、これも昼間と夜間で大差はみられない。この点、0.2～0.3 ㊦レベルの被患率を示す腎疾患も相対的關係は同様である。その他、内科関係では被患率の低い疾患がいくつかあげられるが、いずれも、夜間高校生として特記すべきことはみられないようである。

② 勤労青少年の健康状態に関する問題点

以上、学校保健統計調査結果から高校生年齢の勤労青少年について、疾病罹患状況の概略を述べたが、これをもとに、勤労青少年の健康状態ことに疾病に関連した問題点を考えてみよう。

眼科、耳鼻科関係の炎症性疾患が、相対的にみて、夜間高校生に高率であるという点、う歯の未処置率が同様に夜間高校生に高率であるということは高校生勤労青少年の保健管理という点からみて重要視すべきであろう。とかく、このように、あまり症状の烈しくない疾病は放置されることが多い。一般に健康に対する認識が低い上に夜間高校生の生活実態から考えてみると、通院治療の時間が確保され難いということもあり、又、夜間高校生にとってはレジャーの確保のための時間はあっても疾病の治療に使う時間がないということも考えられよう。この点、勤労青少年全体を通じ、たとえ軽症状の疾病であっても健康の保持を第一義的に考えることの重要性を強調すべきであろう。

冒頭に述べたとおり、最近における勤労青少年の健康問題は、一般的な生活習慣に関連するものが多い。したがって、健康診断により正式に問題とされる疾病だけではなく、いわゆ

る徴症状あるいは潜在性の疾病が重要視されなければならないのは当然である。「風邪をひきやすい」、「胃腸が弱い」、「頭痛もち」というような日常みられる健康上の問題が、いわゆる生活リズムに関連しておこっている場合は少ない。

また、職場における人間関係をはじめ、職場不適応など勤労青少年の健康問題にとって、精神衛生の課題は極めて重要である。

前述の学校保健統計には示されていないが、いわゆる心身症として、心因性の身体症状をおこす例は少ないのである。益々、複雑化していく近代社会において精神衛生的なアプローチは不可欠であろう。勤労青少年の場合、思春期の心身の変化が完了して成人に達するまで、期間は僅か数年であっても、身体的、精神的な変化は非常に大きい筈である。しかも、益々拡大していく都市化現象、これに伴う余暇環境への適応など多くの課題を含んでいることは当然である。

食生活、身体運動、生活のリズムなど、われわれの健康保持にとって基本的な要素と考えられる課題について、勤労青少年の健康という立場から、総合的な検討が続けられなければならないと思う。

3. 神奈川県における勤労青少年の体力に関する調査研究

つぎに、神奈川県で、これまで比較的くわしく、小人数を対象として行ってきた、勤労青少年の生活環境調査、体力研究の概略を述べ、勤労青少年の余暇活動に対するいくつかの問題点を考えてみた。

(1) 勤労青少年の生活時間構造

昭和47年に、勤労青少年の生活状態、とくに自由時間を知る目的で、アンケート法による生活時間調査を行った。調査は、週休1日制の中小企業従業員を主とした、工業地帯に居住する者約200人について、無作為に行われた。しかし、ほぼ完全に記入されて、回収された用紙は90枚にすぎず、そのうち22枚は、大企業内の技術学校（高校過程、全寮制）1年生のものであった。定時制高校生は55人であり、その80%は1～5人の従業員をもつ小企業に勤務しているものであった。女子4年生には、3名の病院勤務の準看護婦がおり、下宿からの通勤者であった。一般勤労青少年に大企業勤務者はいなかった。このような対象者の拘束時間（収入生活時間であり、通勤時間も含んでいる。）、睡眠時間、文化的社会的な生活時間、スポーツおよび身体活動をとまなうレクリエーションに費す時間を、それぞれ、1-1表、1-2表、1-3表、1-4表で、平日（月曜日より金曜日までの5日間の平均時間）、土曜日、日曜日別に示した。

【一表 勤勞青少年の拘束時間】

男子

曜日	制度 年齢	全寮制企業内 技術学校生徒	定 時 制 高 校 生 徒					一般勤労青年
	年齢	15～16歳	15～16歳	17～18歳	19～20歳	21～22歳	23～28歳	20～29歳
		時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
平 日		9 45	9 18	8 59	9 32	9 21	10 13	9 1
土 曜 日		10 0	7 28	9 35	9 10	8 4	5 10	3 39
日 曜 日		0	1 1	43	38	0	0	41

女子

曜日	制度 年齢	定 時 制 高 校 生 徒			一般勤労青年
	年齢	15～16歳	17～18歳	19～20歳	18～27歳
		時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
平 日		9 16	9 21	9 28	10 21
土 曜 日		8 44	9 0	8 6	6 40
日 曜 日		0	2 9	4 6	3 17

全寮制企業内
技術学校生徒 n = 22
(男子のみ)

定時制高校生徒 { 男子 n = 32
女子 n = 23

一般勤労青年 { 男子 n = 9
女子 n = 4

【二表 勤勞青少年の睡眠時間】

男子

曜日	制度 年齢	全寮制企業内 技術学校生徒	定 時 制 高 校 生 徒					一般勤労青年
	年齢	15～16歳	15～16歳	17～18歳	19～20歳	21～22歳	23～28歳	20～29歳
		時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
平 日		8 7	7 31	7 22	8 0	6 21	7 0	8 0
土 曜 日		8 7	7 14	7 1	8 11	5 46	6 45	8 45
日 曜 日		8 7	8 47	8 51	7 36	8 20	8 30	10 0

女子

曜日	制度 年齢	定 時 制 高 校 生 徒			一般勤労青年
	年齢	15～16歳	17～18歳	19～20歳	18～27歳
		時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
平 日		7 38	6 56	7 15	6 22
土 曜 日		8 36	7 28	7 11	9 29
日 曜 日		7 45	7 23	9 4	7 52

全寮制企業内
技術高校生徒 n = 22
(男子のみ)

定時制高校生徒 { 男子 n = 32
女子 n = 23

一般勤労青年 { 男子 n = 9
女子 n = 4

【一三表 勤労青少年の文化的・社会的生活時間

男子

曜日	制度 年齢	全寮制企業内 技術学校生徒						一般勤労青年
		15～16歳	15～16歳	17～18歳	19～20歳	21～22歳	23～28歳	
		時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
平日		2 35	1 36	1 47	1 48	1 23	1 20	2 35
土曜日		2 38	3 2	2 6	2 20	2 55	6 37	4 57
日曜日		8 22	8 59	7 24	7 36	9 26	7 15	8 21

女子

曜日	制度 年齢	全寮制企業内 技術学校生徒			一般勤労青年
		15～16歳	17～18歳	19～20歳	
		時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
平日		1 24	1 11	1 21	3 14
土曜日		2 20	2 40	3 5	4 0
日曜日		7 5	7 0	8 3	8 15

全寮制企業内
技術学校生徒
(男子のみ) n = 22

定時制高校生徒 { 男子 n = 32
女子 n = 23

一般勤労青年 { 男子 n = 9
女子 n = 4

【一四表 勤労青少年がスポーツおよび身体的活動をとまなうレクリエーションに費やす時間

男子

曜日	制度 年齢	全寮制企業内 技術学校生徒						一般勤労青年
		15～16歳	15～16歳	17～18歳	19～20歳	21～22歳	23～28歳	
		分	分	分	分	分	分	分
平日		11	7	1	10	14	1	32
土曜日		54	37	1	10	26	8	30
日曜日		24	48	30	51	0	20	60

女子

曜日	制度 年齢	全寮制企業内 技術学校生徒			一般勤労青年
		15～16歳	17～18歳	19～20歳	
		分	分	分	分
平日		1	0	8	10
土曜日		0	0	0	0
日曜日		42	0	22	0

全寮制企業内
技術学校生徒
(男子のみ) n = 22

定時制高校生徒 { 男子 n = 32
女子 n = 23

一般勤労青年 { 男子 n = 9
女子 n = 4

平日の拘束時間は男女とも9時間をこえており、かなり厳しいものであることがわかる。また睡眠時間は平日でもほぼ7～8時間、日曜日で8～9時間となっており、この両者が占める割合は、時間にしておよそ70%をこえている。このような条件下にある勤労青少年の文化的社会的な生活時間は、平日では男女ともに1時間半程度で、土曜日にやっと2時間をこえる程度である。教養娯楽に費す時間をすべて含めても、なおこのように僅かな時間でしかないということが、勤労青少年のおかれた環境であることが理解できる。さらに文化的社会的な生活時間のうち、スポーツおよび身体活動をともなうレクリエーションに費やされた時間は、平日においては、全寮制の大企業内技術学校生徒ですら10分ないしそれ以下、一般勤労青少年でもやっと30分程度であり、女子においてはさらに身体活動をおこなう余裕のないことが示されている。

以上のことから、週休1日制の中小企業に勤務する青少年にとっては、勤労という環境因子が、スポーツ活動を大きく阻害している実態があらわとなった。

(2) 定時制高校生および勤労青少年のスポーツテスト成績

全国統計から明らかにされた勤労青少年の体力の低下が、神奈川県においては、どの程度であるかを知るために、神奈川県教育委員会報告書（昭和49年度）により検討を行った。

神奈川県下の定時制および全日制高校生のスポーツテスト成績の比較を、1-5表、1-6表で示し、勤労青年と大学生のスポーツテスト成績の比較を、1-7表、1-8表で示した。

男子高校では、背筋力、踏台昇降運動をのぞいたいずれの種目でも、定時制の者の成績が全日制より劣り、女子では、踏台昇降運動以外の種目で、定時制が劣っている。すなわち神奈川県においても全国と同じように、定時制高校生の体力が、全日制の者より劣っていることがわかった。

しかし、勤労青少年のスポーツテスト成績は、大学生に少しも劣らず、男子では、背筋力、握力、踏台昇降運動、懸垂腕屈伸、持久走において、大学生よりまさり、20歳の勤労青年では、そのほか50m走、走り幅とび、ハンドボール投げでもすぐれていた。また女子においても、背筋力、握力、踏台昇降運動、50m走、走り幅とび、ハンドボール投げ、斜め懸垂腕屈伸の種目で大学生よりまさり、19歳では、さらに反復横とびでもすぐれていた。すなわち柔軟性、瞬発筋力の一部をのぞく体力では、勤労青少年の方が大学生よりすぐれている傾向がわかった。

このことは、対象となった勤労青少年が比較的大企業に勤務している者が多かったことと、大部分の者が全日制高校を卒業した人であったためと考えられる。それ故、この勤労青少年のうち18歳の者を抽出し、18歳の定時制高校4年生、18歳の大学生のスポーツテスト成績を比較してみた。男女それぞれ、1-9表、1-10表、で示してある。

定時制高校4年生の成績は、同年齢の勤労青少年、大学生よりも、男子においては、背筋力、踏台昇降運動、握力、懸垂腕屈伸以外の種目で劣り、女子においては、背筋力、握力、伏臥上体そらし、踏台昇降運動、ハンドボール投げ、持久走以外の種目で劣っている傾向も考えられた。以上のことは定時制高校卒業後の勤労青少年には、とくに慎重な運動処方による身体活動が必要であることを示唆しているように考えられる。

(3) 神奈川県技術高校生の環境、形態、スポーツテスト成績

勤労青少年のうちとくに定時制高校生の体力低下があらかになったが、中学校卒業後の生活環境が、どのように体力に影響するのかわかるために、神奈川県立体育センター報告書(研究:No.4、昭和47年、レポート:No.1、昭和49年)の資料にもとづき検討を加えた。これは、神奈川県立の技術高校生を対象として行われたものである。神奈川県立の技術高校は特殊な授業形式をもち、1年生は全日制であって、授業時間数は普通高校と変らない。2年以後は週1日が全日制、あとの5日間は定時制の授業形式をとる。そして4年制である。また立地条件の地域社会の必要性により異なるが、自動車整備科、機械工作科、溶接科などに分れている。

この実地的な某技術高校生2年生のうち16歳の者41名を対象として、測定された形態およびスポーツテストの成績を、それぞれ科別に、I-11表、I-12表、で示した。

形態を同年齢の全日制高校生と比較してみても、殆んど変わらず、技術高校生の方が、皮脂厚ではむしろ大きい。しかし、スポーツテストでは、踏台昇降運動、ハンドボール投げ、懸垂腕屈伸の種目以外では、神奈川県立の全日制高校生18名の平均値より劣る傾向がみられ、全日制高校生の全国平均値と比較したとき、筋力以外の種目において劣る傾向がみられた。科別の平均値を比較してみると、機械工作科は、伏臥上体そらし、立位体前屈以外の種目において、自動車整備科、溶接科よりすぐれ、機械工作科、自動車整備科の者のテスト成績は、全日制高校生とそれほど差は認められなかった。しかし、溶接科の者は、垂直とび、踏台昇降運動をのぞく種目で劣り、とくに握力、伏臥上体そらし、懸垂腕屈伸、持久走の成績が悪かった。また溶接科の者では、スポーツテスト項目以外の脚伸展力が、他科の者、あるいは全日制高校生より大きく劣っていたことが注目された。何故このように溶接科の者の脚伸展力が劣っているのか。対象となった溶接科7名の者の形態の平均値は、他科の者にくらべ、体重で劣っている以外は余り差がなかった。体重以外の原因として、溶接という職業適性を考えなくてはならない。すなわち、砂場において、座位または蹲りの姿勢で、長時間型作りなどの仕事をしていることが多く、脚を伸ばしている時間が少ないことである。

以上のことから勤労青少年の体力は、職業の種類によって、かたよった体力になり得ることがわかる。例えば、座業の多い職業では脚伸展力の低下が大きいと考えられる。これらの対策として、座業職の者がスポーツを行う場合、あるいは溶接科のような技術高校生の体育授業のカリキュラムが作られるとき、脚伸展を多く使う体操、競技を奨励することが必要となるであろう。

1-5表 高校生スポーツテスト比較表(男子)

種目	15 歳		16 歳		17 歳		18 歳	
	定時制 $m, s.d$ (n)	全日制 $m, s.d$ (n)	定時制 $m, s.d$ (n)	全日制 $m, s.d$ (n)	定時制 $m, s.d$ (n)	全日制 $m, s.d$ (n)	定時制 $m, s.d$ (n)	全日制 $m, s.d$ (n)
反復横とび(回)	388 589 (172)	422 432 (247)	397 616 (174)	441 471 (248)	397 512 (189)	452 493 (259)	409 589 (221)	
垂直とび(cm)	531 751 (172)	585 716 (247)	543 689 (174)	601 792 (248)	562 647 (189)	618 712 (259)	569 734 (221)	
背筋力(Kg)	1235 2469 (172)	1213 2514 (247)	1318 2272 (174)	1275 2344 (248)	1400 2553 (189)	1415 2544 (259)	1411 2541 (221)	
握力(Kg)	402 610 (172)	418 671 (246)	429 568 (174)	449 638 (248)	456 671 (189)	476 598 (259)	464 618 (221)	
伏臥上体そらし(cm)	546 754 (172)	579 859 (247)	568 803 (174)	589 803 (248)	571 784 (189)	619 928 (259)	571 769 (221)	
立位体前屈(cm)	136 537 (172)	141 518 (243)	134 559 (173)	158 576 (248)	147 511 (188)	169 528 (258)	137 563 (218)	
踏台昇降運動(指数)	666 1052 (174)	662 1266 (247)	670 1117 (174)	676 1192 (248)	644 1056 (189)	640 1187 (259)	662 1172 (221)	
50 m 走(sec)	76 061 (173)	75 049 (247)	75 048 (172)	74 049 (248)	74 050 (181)	72 039 (257)	74 047 (220)	
走り幅とび(cm)	4238 5311 (173)	4373 4503 (247)	4235 4900 (172)	4502 3826 (248)	4341 4926 (187)	4722 4298 (257)	4426 4865 (219)	
ハンドボール投げ(m)	257 440 (168)	266 421 (247)	267 428 (165)	286 462 (248)	279 419 (187)	295 456 (259)	276 395 (218)	
懸垂腕屈伸(回)	62 348 (173)	70 345 (247)	69 347 (172)	85 353 (247)	84 352 (188)	103 497 (257)	81 357 (219)	
持久走(1500m)(sec)	3702 3119 (169)	3599 2997 (246)	3716 3714 (168)	3597 2997 (246)	3688 3672 (181)	3560 2845 (255)	3707 3615 (215)	

m = 平均値 s, d = 標準偏差 n = 個数

【一六表 高校生スポーツテスト比較表（女子）

種目	15 歳		16 歳		17 歳		18 歳	
	年齢		年齢		年齢		年齢	
	定時制 m. s. d. (n)	全日制 m. s. d. (n)	定時制 m. s. d. (n)	全日制 m. s. d. (n)	定時制 m. s. d. (n)	全日制 m. s. d. (n)	定時制 m. s. d. (n)	全日制 m. s. d. (n)
反復横とび(回)	349 489 (174)	382 379 (233)	364 478 (163)	382 381 (238)	351 551 (175)	387 463 (279)	371 544 (302)	
垂直とび(cm)	391 604 (175)	438 613 (233)	394 559 (163)	434 653 (238)	395 633 (175)	432 698 (279)	391 590 (302)	
背筋力(Kg)	797 1431 (175)	800 1603 (233)	801 1726 (163)	830 1896 (238)	837 1779 (175)	850 1917 (279)	828 1630 (302)	
握力(Kg)	281 417 (175)	297 481 (233)	288 477 (163)	303 419 (238)	295 463 (175)	301 448 (279)	297 438 (302)	
伏臥上体そらし(cm)	563 787 (175)	611 683 (233)	564 676 (163)	602 733 (238)	568 757 (175)	600 775 (279)	583 650 (302)	
立位体前屈(cm)	153 529 (175)	167 507 (232)	141 507 (163)	173 463 (238)	144 520 (175)	171 502 (279)	143 512 (302)	
踏台昇降運動(指数)	62.2 1153 (175)	608 1144 (233)	634 1325 (163)	608 1043 (239)	619 1236 (175)	606 1299 (279)	614 1057 (303)	
50 m 走(sec)	90 071 (174)	87 052 (233)	90 057 (162)	87 056 (239)	91 075 (171)	87 060 (277)	91 066 (293)	
走り幅とび(cm)	3036 3838 (174)	3362 3705 (233)	3099 3962 (162)	3346 3554 (239)	3003 3972 (173)	3334 4301 (279)	2998 3619 (297)	
ハンドボール投げ(m)	161 290 (174)	170 289 (233)	167 314 (162)	169 330 (239)	164 353 (173)	176 351 (279)	167 301 (296)	
斜め懸垂腕屈伸(回)	261 1217 (174)	313 1113 (233)	269 1238 (162)	327 1338 (239)	273 1224 (173)	320 1306 (279)	268 1191 (297)	
持久走(1000m)(sec)	2987 2906 (169)	2814 2735 (227)	3004 2802 (155)	2871 2831 (236)	2987 2810 (168)	2873 3112 (272)	2973 2947 (294)	

m=平均値 s, d=標準偏差 n=個数

I-7表 青年スポーツテスト比較表(男子)

種 目	年 齢		18 歳		19 歳		20 歳	
			勤労青年		勤労青年		勤労青年	
	m. s. d (n)		m. s. d (n)	m. s. d (n)	m. s. d (n)	m. s. d (n)	m. s. d (n)	m. s. d (n)
反 復 横 と び (回)	432	505 (352)	447	507 (362)	435	533 (412)	434	536 (370)
垂 直 と び (cm)	587	774 (352)	618	705 (362)	592	744 (412)	584	816 (370)
背 筋 力 (Kg)	1380	2481 (352)	1290	2234 (362)	1364	2375 (410)	1381	2265 (372)
握 力 (Kg)	465	736 (352)	442	568 (362)	466	705 (412)	459	645 (372)
伏臥上体そらし (cm)	576	910 (352)	577	784 (361)	569	858 (409)	565	882 (372)
立 位 体 前 屈 (cm)	154	471 (350)	151	543 (359)	155	508 (404)	151	554 (369)
踏 台 昇 降 運 動 (指数)	624	1213 (353)	566	927 (362)	610	1234 (414)	612	1287 (372)
50 m 走 (sec)	73	044 (351)	73	031 (311)	72	046 (409)	72	049 (366)
走 り 幅 と び (cm)	4548	5133 (352)	4601	4667 (312)	4639	4590 (409)	4662	4435 (366)
ハンドボール投げ (m)	284	514 (352)	290	439 (312)	285	496 (405)	286	447 (367)
懸 垂 腕 屈 伸 (回)	95	429 (352)	76	374 (312)	95	372 (408)	93	402 (368)
持久走 (1500m) (sec)	3644	3121 (320)	3702	3217 (306)	3605	3410 (379)	3641	3144 (329)

m = 平均値 s. d = 標準偏差 n = 個数

【一8表 青年スポーツテスト比較表（女子）

種 目	年 齢		18 歳		19 歳		20 歳	
			勤労青年		勤労青年		勤労青年	
	m.	s.d (n)	m.	s.d (n)	m.	s.d (n)	m.	s.d (n)
反 復 横 と び (回)	383	523 (267)	385	430 (386)	388	459 (272)	387	447 (342)
垂 直 と び (cm)	401	734 (267)	437	589 (387)	397	580 (272)	427	555 (343)
背 筋 力 (Kg)	862	1826 (264)	790	1657 (387)	832	1653 (271)	785	1551 (341)
握 力 (Kg)	304	578 (267)	288	443 (385)	298	556 (272)	285	490 (342)
伏臥上体そらし (cm)	571	770 (267)	587	651 (383)	583	688 (272)	581	649 (341)
立 位 体 前 屈 (cm)	165	476 (267)	178	467 (385)	166	464 (272)	168	482 (341)
踏 台 昇 降 運 動 (指數)	619	1494 (270)	566	969 (387)	606	1289 (272)	566	978 (343)
50 m 走 (sec)	88	076 (267)	89	051 (322)	88	067 (267)	89	051 (276)
走 り 幅 と び (cm)	3269	4721 (268)	3230	3601 (323)	3305	4130 (267)	3177	3470 (277)
ハンダーボール投げ (m)	181	442 (268)	164	328 (320)	185	373 (267)	157	312 (274)
斜め懸垂腕屈伸 (回)	314	1147 (268)	310	1341 (322)	306	1130 (267)	292	1172 (277)
持久走 (1000m)(sec)	3005	2930 (204)	2925	2522 (322)	3020	2793 (206)	2986	2708 (272)
							3013	2793 (243)
							3220	2936 (163)
							177	397 (332)
							322	1430 (333)
							276	1158 (161)
							2991	2485 (160)

m=平均値 s.d=標準偏差 n=個数

【一〇表 18歳の定時制高校生、勤労青年、大学生のスポーツテスト比較表（男子）】

種 目	区 分			定時制高校生	勤 労 青 年	大 学 生
	m.	s.d	(n)	m. (n) s.d	m. (n) s.d	m. (n) s.d
反 復 横 と び (回)	409	589	(221)	432	505	447 507 (362)
垂 直 と び (cm)	569	734	(221)	587	774	618 705 (362)
背 筋 力 (Kg)	1411	2541	(221)	1380	2481	1290 2234 (362)
握 力 (Kg)	464	618	(221)	465	736	442 568 (362)
伏臥上体そらし (cm)	571	769	(221)	576	910	577 784 (361)
立 位 体 前 屈 (cm)	137	563	(218)	154	471	151 543 (359)
踏 台 昇 降 運 動 (指数)	662	1172	(221)	624	1213	566 927 (362)
50 m 走 (sec)	74	047	(220)	73	044	73 031 (311)
走 り 幅 と び (cm)	4426	4865	(219)	4548	5133	4601 4667 (312)
ハ ン ド ボ ール 投 げ (m)	276	395	(218)	284	514	290 439 (312)
懸 垂 腕 屈 伸 (回)	81	357	(219)	95	429	76 374 (312)
持 久 走 (1500m) (sec)	3707	3615	(215)	3644	3121	3702 3217 (306)

m=平均値 s.d=標準偏差 n=個数

1-10表 18歳の定時制高校生、勤労青年、大学生のスポーツテスト比較表(女子)

種 目	区 分	定時制高校生	勤 労 青 年	大 学 生
	m. s.d (n)	m. s.d (n)	m. s.d (n)	m. s.d (n)
反 復 横 と び (回)	37.1 54.4 (302)	38.3 52.3 (267)	38.6 43.0 (386)	
垂 直 と び (cm)	39.1 59.0 (302)	40.1 73.4 (267)	43.7 58.9 (387)	
背 筋 力 (Kg)	82.8 163.0 (302)	86.2 182.6 (264)	79.0 165.7 (387)	
握 力 (Kg)	29.7 43.8 (302)	30.4 57.8 (267)	28.8 44.3 (386)	
伏臥上体そらし (cm)	58.3 65.0 (302)	57.1 7.70 (267)	58.7 6.51 (383)	
立 位 体 前 屈 (cm)	14.3 51.2 (302)	16.6 47.6 (267)	17.8 46.7 (385)	
踏 台 昇 降 運 動 (指数)	61.4 10.57 (303)	61.9 14.94 (270)	56.6 9.69 (387)	
50 m 走 (sec)	9.1 0.66 (293)	8.8 0.76 (267)	8.9 0.51 (322)	
走 り 幅 と び (cm)	29.98 36.19 (297)	32.69 47.21 (268)	32.30 36.01 (323)	
ハ ン ド ボ ー ル 投 げ (m)	16.7 30.1 (296)	18.1 44.2 (268)	16.4 32.8 (320)	
斜め懸垂腕屈伸 (回)	26.8 11.91 (297)	31.4 11.47 (268)	31.0 13.41 (322)	
持久走 (1000m) (sec)	297.3 294.7 (294)	300.6 293.0 (204)	292.5 252.2 (322)	

m. = 平均値

s. d = 標準偏差

n = 割数

1-11表 神奈川県技術高校生のスポーツテスト成績(16歳男子)

種目	技術高校生					普通科高校生 (全日制) n=18	普通科高校生 (全日制) 全国平均(推定)
	制度						
	自動車整備 n=21	機械工作 n=13	溶接 n=7	全員 n=41			
科. n m. s.d	m. s.d	m. s.d	m. s.d	m. s.d	m. s.d	m. s.d	m. s.d
反復横とび(回)	403 26	410 50	390 40	403 39	436 43	435 42	
垂直とび(cm)	547 53	551 62	561 53	551 56	636 37	595 74	
背筋力(Kg)	1388 264	1453 284	1307 204	1395 266	1407 289	1368 229	
握力(Kg)	455 65	481 61	443 40	461 62	473 54	439 73	
伏臥上体そらし(cm)	560 70	535 72	376 114	521 121	535 74	592 77	
立位体前屈(cm)	130 60	88 66	109 20	113 61	123 52	164 51	
踏台昇降運動(指数)	585 105	629 129	669 136	609 127	537 77	652 127	
50 m 走(sec)	79 04	77 04	78 03	78 03	74 04	73 04	
走り幅とび(cm)	4309 278	4388 269	4383 256	4340 273	4502 284	4523 411	
ハンドボール投げ(m)	276 40	292 40	280 21	281 38	270 32	287 45	
懸垂腕屈伸(回)	67 32	76 32	50 39	67 38	58 26	93 43	
持久走(1500m)(sec)	3901 252	3762 264	4001 228	3874 268	3671 197	3527 305	
脚伸展力(Kg)	564 98	524 93	445 65	532 100	548 71	-	

m, = 平均値 s, d = 標準偏差 n = 個数

【一12表 神奈川県技術高校生の形態計測値（16歳男子）】

種目	制 度 科 n m. s.d.	技 術 高 校 生				普通科高校生 (全日制) n = 18 m. s.d	普通科高校生 (全日制) 全国平均値 (推定) m. s.d						
		自動車整備 n = 21	機械工作 n = 13	溶 接 n = 7	全 員 n = 41								
		m. s.d	m. s.d	m. s.d	m. s.d	m. s.d	m. s.d						
身長 (cm)		168.6	4.8	168.9	3.9	167.5	4.7	168.5	5.1	168.5	5.4	168.3	6.2
体 重 (Kg)		55.8	6.0	59.7	6.4	50.1	4.0	57.2	4.3	57.0	4.0	56.1	6.6
胸 囲 (cm)		80.6	6.0	83.6	5.8	83.6	3.6	82.0	5.7	83.1	3.4	84.0	5.0
座 高 (cm)		90.4	2.9	91.3	2.5	88.7	2.7	90.4	3.7	90.9	3.2	88.9	3.8
上肢長 (cm)	右	73.8	2.4	72.9	2.0	73.7	2.3	73.5	2.5	73.7	2.7		(700)
	左	73.5	2.7	72.8	2.4	73.5	2.4	73.3	2.6	73.4	2.5		
下肢長 (cm)	右	91.9	4.0	91.4	2.9	93.3	3.1	92.0	3.7	91.2	3.4		(87.9)
	左	91.7	4.0	91.1	3.0	93.1	3.2	91.8	3.5	91.4	3.4		
上腕屈 (cm)	右屈	27.7	1.9	28.8	2.2	28.4	1.2	28.2	1.7	27.8	1.6		(25.9)
	右伸	24.8	1.4	25.5	1.9	25.6	1.7	25.2	1.7	25.3	1.7		(23.3)
	左屈	26.0	4.9	28.2	2.4	27.4	1.6	26.9	3.9	26.6	1.6		
	左伸	24.3	1.5	25.2	2.1	24.7	1.3	24.6	1.8	23.9	1.3		
前腕屈 (cm)	右	25.0	1.3	25.4	1.4	25.6	1.2	25.3	1.4	24.7	1.1		(26.6)
	左	24.4	1.2	24.9	1.3	24.7	1.1	24.6	1.2	23.8	1.0		(25.3)
大腿屈 (cm)	右	48.1	2.8	51.1	4.3	50.1	2.6	49.4	3.5	50.9	2.3		(48.6)
	左	47.9	2.5	51.0	4.8	49.6	2.5	49.1	3.6	50.2	2.3		
肩 幅 (cm)		37.7	1.8	37.6	1.8	37.8	1.8	37.7	1.8	37.9	1.5		(36.3)
胸 厚 (cm)		17.6	1.2	17.9	1.4	18.2	1.1	17.8	1.3	17.7	1.3		(17.9)
頸 囲 (cm)		34.6	3.2	34.5	1.4	34.6	1.2	34.5	2.4	34.0	2.6		(34.3)
腰 囲 (cm)		77.4	4.0	79.4	3.9	79.5	3.9	78.4	4.2	78.1	3.3		(75.0)
皮脂厚(mm)	右上腕部	8.2	3.2	9.8	3.1	9.5	3.2	8.9	3.3	7.5	2.8		(8.8)
	右背部	11.0	3.1	12.3	3.5	10.7	2.9	11.4	3.3	8.9	4.1		(122.1)
ローレル指数		116.6	10.1	124.1	11.8	121.3	4.7	119.8	10.6	118.5	10.5		

m. = 平均値 s. d. = 標準偏差 n = 個数

つぎに技術高校生の体力が、学校の立地条件、あるいは居住地域の環境により、変化するものであるか、否かを知るために、都市部工業地帯、郡部で林野の多い土地にある技術学校2校をえらび、全日制である1年生のうち15歳の者、および変則定時制の3年生のうち17歳の者、総計292名の形態測定、体力診断テストを行っているが、その2校間の成績の比較を、1-13表、1-14表、で示した。

また、あわせて立地条件の異なる2校の生徒に、職場で自由に運動できる場所の有無、身体活動をどの程度行っているかを、アンケート法により調査しているが、解答数74からの結果の比較を、1-15表、で示した。

1-12表で示すように、形態的には、やや郡部の技術高校生の方が、15歳でも、17歳でもすぐれている傾向がみられるが、殆んど差は認められない。しかし、体力診断テストでは、郡部の生徒の方が、すぐれている傾向がみられた。都市部の生徒の成績は、全日制普通科生徒にくらべ、15歳でも、17歳でも、背筋力以外の種目テストで劣っている傾向がみられたが、郡部の技術高校生の成績は、全日制普通科生徒にくらべ、15歳では、背筋力でまさり、反復横とびではわずかにすぐれている傾向がみられ、17歳では、背筋力、踏台昇降運動ですぐれ、反復横とびでは、殆んど差がない傾向がみられた。このように郡部の技術高校生の体力が、都市部の者より、とくに17歳の群で、すぐれている傾向があるのは、やはり日常の身体活動が多いこと、身体活動をする場所に恵まれていることが大きい原因と考えられる。そしてこのことを、1-15表、の結果が示している。すなわち、都市部の技術学校生では、勤務先に自由に使える運動場所があると答えた者は皆無であったが、郡部の生徒には39人中13人がいた。また都市部の生徒で、運動を少しでもしている者は、3人に1人の割合であり、大部分が1日30分以下の運動であったが、郡部校の生徒では、2人に1人は運動をしており、1日30分以上運動している者が、そのうち半数以上であった。

これらのことは、技術学校1年生には、やはり中学生のうちで比較的体力の低い者が入学したので、全日制の者より体力が低いのであらうと考えられるが、運動を行う環境に恵まれることにより、次第に全日制高校生の体力に追いついていくことを示しているように考えられる。

以上のことから、わずかの文化的社会的な生活時間しかもたない勤労青少年の体力向上を考えると、まず運動をする時間と場所を与えることが先決で、つぎに良き指導者を得、運動意欲をおこさせ、長続きさせることが大切であらう。そして、指導者は、運動処方をするとき、職種によっても、内容をかえていかなければならないことを留意すべきである。

年齢 制度 立地別 m. s.d		15 歳				17 歳			
		都市部校 n = 50	郡部校 n = 68	普通科高校 (全日制) 全国平均値 (推定)		都市部校 n = 34	郡部校 n = 40	普通科高校 (全日制) 全国平均値 (推定)	
種 目		m. s.d	m. s.d	m. s.d		m. s.d	m. s.d	m. s.d	m.
身長 (cm)		1655 85	1655 60	1624		1677 51	1673 54	1665	
体重 (kg)		551 87	563 75	527		583 71	585 83	560	
胸囲 (cm)		806 60	814 51	805		830 50	836 64	846	
座高 (cm)		896 34	898 31	864		905 33	909 29	892	
上肢長 (cm)	右	722 28	723 38	691		729 26	729 29	691	
	左	721 28	718 31			725 25	726 28		
下肢長 (cm)	右	899 34	896 40	861		909 35	904 39	889	
	左	898 35	894 38			906 39	903 39		
	右屈	275 25	278 24			286 20	289 29		
上腕囲 (cm)	右伸	242 25	246 24			255 21	255 27		
	左屈	266 51	270 25			279 21	280 26		
	左伸	237 25	241 24			249 19	249 22		
前腕囲 (cm)	右	246 16	244 17	236		254 16	255 17	249	
	左	240 14	238 17	236		249 15	248 16	245	
大腿囲 (cm)	右	492 42	499 40	476		496 35	502 44	493	
	左	491 45	498 41			499 35	500 47		
肩 幅 (cm)		377 17	375 18	353		375 13	385 18	369	
胸 厚 (cm)		173 15	173 17	175		180 15	180 17	182	
頸 囲 (cm)		338 18	344 25	337		349 15	353 30	347	
腰 囲 (cm)		769 56	773 47	737		773 58	782 60	762	
皮脂厚(mm)	右上腕部	78 34	83 34			75 26	71 36		
	背部	103 67	105 40			106 44	114 67		
ローレル指数		121.1 15.3	123.5 15.0	120.8		123.9 13.3	124.9 18.8	123.5	

m. = 平均値 s. d = 標準偏差 n = 個数

1-14表 都市部および郡部技術高校生の体力診断テスト

種 目	年 齢		15 歳		17 歳	
	制度	立地別 m, s.d	郡 部 校 n = 68		郡 部 校 n = 40	
			都市部校 n = 50	普通科高校 (全日制) 神奈川県平均	都市部校 n = 34	普通科高校 (全日制) 神奈川県平均
反復横とび(回)			m, s.d 410 34	m, s.d 422 43	m, s.d 404 37	m, s.d 452 49
垂直とび(cm)			533 56	518 61	527 54	618 71
背筋力(Kg)			133.3 22.6	136.1 22.8	141.9 21.8	141.5 25.4
握力(Kg)			41.1 4.8	40.2 5.2	47.2 5.3	47.6 6.0
伏臥上体そらし(cm)			54.3 6.8	55.6 7.7	55.5 6.9	61.9 9.3
立位体前屈(cm)			10.5 6.4	11.6 5.1	11.0 4.7	16.9 5.3
踏台昇降運動(指数)			59.7 9.2	62.3 9.2	54.8 5.9	64.0 11.9

m, = 平均値 s, d = 標準偏差 n = 個数

1-15表 都市部および郡部技術高校生に対するアンケート調査結果

	あなたの勤務先に自由に使える運動場所がありますか。	
	あ る	な い
都 市 部 校	0	35 (100%)
郡 部 校	13 (33.4%)	26 (66.6%)

	あなたは、運動、スポーツを行なっていますか。		
	ほとんど毎日	ときどき	ほとんどしない
都 市 部 校	2 (5.7%)	10 (28.6%)	23 (65.7%)
郡 部 校	5 (12.8%)	15 (38.5%)	19 (48.7%)

	運動時間はどれくらいですか (一日)				
	30分以下	30分～1時間	1時間～ 1時間半	1時間半～ 2時間	2時間以上
都市部校	10 (83.3%)	2 (16.7%)	0	0	0
郡部校	9 (45.0%)	5 (25.0%)	3 (15.0%)	2 (10.0%)	1 (5.0%)

第 2 章 勤労青少年のスポーツ活動の現状と スポーツに対する意識・構え

1. アンケート調査の実施と概要

勤労青少年がどのような形でスポーツに取り組んでいるか、またどんな意識や構えでそれに対応しているのか、といった問題は、勤労青少年スポーツ活動に対する行政的施策を考える前にぜひとも分析検討しておかなければならないものである。そこで本章では研究会で実施したアンケート調査をもとにその点を明らかにしたい。

アンケートの質問項目は、巻末にある調査票の通りであるが、勤労青少年とひと口にいても、企業環境や規模によって、その行動や意識にかなりの変化が生じていることが予想される。そこで、対象者を中小企業に働く勤労青少年、大企業に働く勤労青少年という形で別々に抽出し、さらに中小企業勤労青少年を中心にしながら大企業勤労青少年も使える施設としての勤労青少年ホームを積極的に利用している人達の中から第3のグループを抽出するという方法をとった。つまり対象者を3つのグループから別々に抽出し、その3グループの違いを明確にすることによって勤労青少年のスポーツ活動に対する問題点を明らかにしようとしたのである。

中小企業勤労青少年は、個別中小企業から抽出することが困難であるため、協同組合等中小企業の業者団体をまず無作為に抽出し、その中から対象者を無作為に抽出するという二段抽出法をとった。対象とされた協同組合等および回収サンプル数は以下の通りである。

高崎卸売商社街協同組合（96人）、東京洋装協同組合（98人）、新潟県美容業環境衛生同業組合（51人）、新潟県理容環境衛生同業組合（18人）、新潟市古町商店街振興組合（28人）、団地協同組合神戸木工センター（100人）、水島機械金属工業団地協同組合（76人）

一方、大企業勤労青少年は、企業を単位として先ず抽出し、それぞれの企業から対象者を無作為に抽出するという方法を取り、以下のような回収状況となった。

東京芝浦電気株式会社（府中工場、堀川町工場、柳町工場）（110人）、東京ガス株式会社（45人）、キャノン株式会社（41人）

最後に勤労青少年ホームの利用者の抽出については、先ずホームを抽出し、その中から対象者を抽出するという方法をとった。対象とされたホームおよび回収サンプル数は次の通りである。

小樽（50人）、宇都宮（47人）、富山（52人）、徳島（41人）

2. サンプルの特性（性・年齢別構成）

回収されたサンプルの性・年齢別構成を3つの層別に示すとⅡ-1表のようになる。

大企業では概ね16才から25才までという勤労青少年層のうちでも、19才以下の若年層の比率が高いことがわかるが、中小企業に較べて若年労働者を採用する機会に恵まれていることの反映で

であろう。また、どの層でも23才以上の女子の占める比率が低くなっており、とくに大企業でその傾向が強いのであるが、これは、女子の場合、結婚を契機にして企業を退職したり、ホームを利用する機会が少なくなってきたりしていることを示すものであろう。

(学歴別構成) 回収サンプルを学歴別に比較すると、(Ⅱ-1図)それぞれの層にかなり明白な相違点があることに気づく。すなわち、大企業の場合には低学歴者の占める比率は小さく、中学歴者(高卒)が圧倒的に高い。それに対して中小企業では低学歴者の占める比率が大企業にくらべると、はるかに高く、大企業と中小企業の勤労青少年を比較するとそこにはかなりの質的な相違があることが予測されるのである。一方、勤労青少年ホームの利用者の場合には、その中心

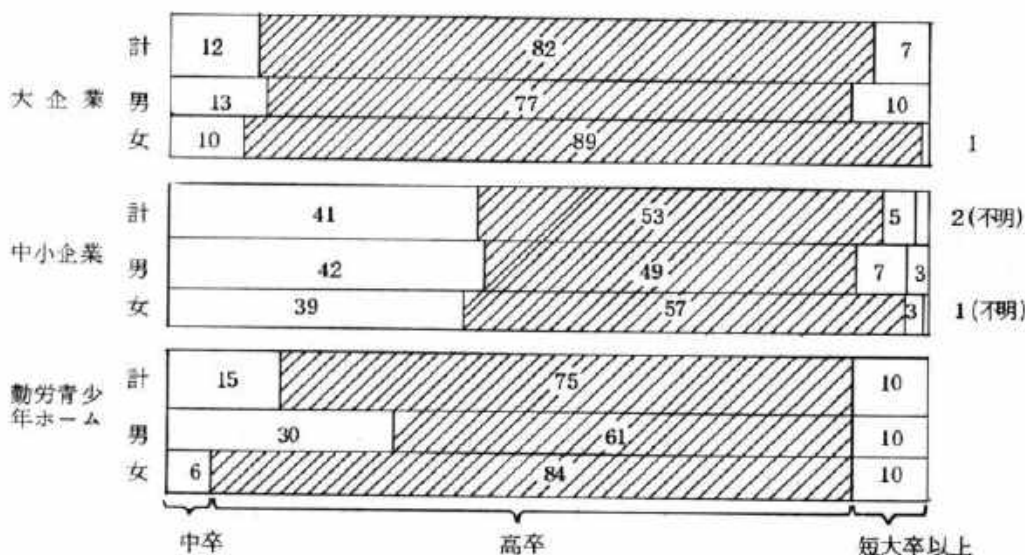
Ⅱ-1表 対象サンプルの性・年齢別構成

単位:人(%)

性		年令	～19才	20～22才	23才～	計
大企業	計		52 (265)	102 (520)	42 (214)	196 (1000)
	男		24 (203)	58 (492)	36 (305)	118 (1000)
	女		28 (35.9)	44 (56.4)	6 (7.7)	78 (1000)
中小企業	計		146 (313)	232 (498)	98 (189)	466 (1000)
	男		84 (37.0)	90 (39.6)	53 (23.4)	227 (1000)
	女		62 (25.9)	142 (59.4)	35 (14.7)	239 (1000)
勤労青少年ホーム	計		28 (147)	93 (489)	69 (363)	190 (1000)
	男		9 (127)	26 (36.6)	36 (50.7)	71 (1000)
	女		19 (16.0)	67 (56.3)	33 (27.7)	119 (1000)

Ⅱ-1図 学歴別構成

(単位:%)



は、中小企業の勤労青少年であるにもかかわらず、学歴の程度はかなり高い。とくに短大卒以上の人の占める比率は大企業よりも高いのである。各地域に存在している公共機関を積極的に利用しようとする場合、どうしても学歴の高い人達に利用の程度が高まることは仕方ないにしても、もし各地のホームが低学歴の人達に何となく利用しにくい何かをもっているとしたら、それこそをまず第1に改善すべきであろう。

(居住形態別構成) 勤労青少年の個人個人が、どのような居住形態であるかということは、かれらの余暇活動にさまざまな影響を与えると思われる。そこで各層別に居住形態別構成を見ると、Ⅱ-2表のようになる。大企業の場合は、今回対象とした企業が特殊なケースであることにもよろうが、寮、アパート等に生活している者が男女とも圧倒的に多く、それに対して、中小企業の場合には、寮等に生活している者と、親と同居している者の比率が近似しており、それに対してホーム利用者の場合には、親と同居しているケースが圧倒的に多いという傾向を示している。中小企業の勤労青少年が大企業に較べると比較的地元採用者の比率が高く、また、独身寮の不完備や生活の苦しさから、親と同居のやむなきに至っていることも予測されるのである。また、ホーム利用者に親と同居している者の比率が高いことは、ホームが比較的地域と密着して利用されているケースが多いことと、通勤の帰途利用する人がかなりいることを示していると思われる。

Ⅱ-2表 住居別構成

単位：人(%)

性	住居	寮など	親と同居	その他	DK
大企業	計	134 (684)	34 (173)	28 (143)	0
	男	62 (525)	33 (280)	23 (195)	0
	女	72 (923)	1 (13)	5 (64)	0
中小企業	計	183 (427)	199 (393)	77 (166)	7 (15)
	男	113 (498)	82 (361)	29 (127)	3 (13)
	女	70 (293)	117 (490)	48 (201)	4 (17)
勤労青少年ホーム	計	10 (53)	160 (842)	17 (89)	3 (16)
	男	5 (70)	54 (761)	12 (141)	2 (28)
	女	5 (42)	106 (891)	8 (59)	1 (08)

Ⅱ-3表 通勤時間別構成

単位：人(%)

性	通勤時間	～30分	30～59分	60分以上	DK
大企業	計	76 (388)	85 (434)	32 (163)	3 (15)
	男	40 (339)	45 (381)	32 (271)	1 (08)
	女	36 (462)	40 (513)	0 (0)	2 (26)
中小企業	計	311 (667)	78 (167)	32 (69)	45 (97)
	男	168 (740)	37 (163)	16 (70)	6 (26)
	女	143 (598)	41 (172)	16 (67)	39 (163)
勤労青少年ホーム	計	121 (637)	52 (274)	12 (63)	5 (26)
	男	53 (746)	12 (169)	3 (42)	3 (42)
	女	68 (571)	40 (336)	9 (76)	2 (17)

（通勤時間別構成） 居住形態に見た場合、大企業の勤労青少年は寮、アパート等に居住しているケースが多いことはすでに見たところであるが、通勤時間についてみると、中小企業より長がかかって通勤していることがわかる。Ⅱ-3表からも明らかなように、中小企業の場合には30分以内が3分の2の人たちで占められているのに対し、大企業の場合には、30分以上のものが3分の2近くを占めている。このことは、恐らく、勤務時間の比較的長いしかも不規則勤務も多いと考えられる中小企業では、遠くに住みたくても住めず、結局、家の近くの通い易いところに職を求める、ということの結果にもとづくものであろう。

勤労青少年ホーム利用者也通勤時間が短いことがその特性となっているが、これも、通勤時間の長くかかる人では事実上ホームを利用したくともできないのであって、通勤時間の短いもの、つまり、職場も家も勤労青少年ホームに近いもののみが、現在のところ利用しているということであろう。こうした観点に立てば、ホームは小さくとも、できるだけ地域に密着したものを数多くつくるべきだということになるし、別の観点からすれば、中小企業勤労者用住宅をホームの近くに積極的に建設されるよう働きかけるなど、の対策が是非とも必要になってくるのである。

（定時制高校、大学等への通学状況） 学校教育では定時制の場合でも、体育の授業が取り入れられ、定時制に通っている勤労青少年の場合には、スポーツに接する機会にも恵まれていると考えられる。そこで、定時制へ通っている人たちの比率を見たのであるが、Ⅱ-4表でも明らかな通り、その比率は必ずしも高くない。ただ、大企業の場合は112%、とくに女子では167%と非常に高くなっているのが注目される。この中にはいわゆる定時制高校や夜間大学だけではなく、各種学校に近いものまで含まれていることも予測される（自記式アンケート調査であったため）が、しかし、中小企業や勤労青少年ホーム利用者にくらべて比率が全体的に高いことは、大企業の勤労青少年がそれだけスポーツ活動に接する機会に恵まれているという見方はできるであろう。

（事業所規模別構成） 事業所規模は企業規模をいうまでもなく反映することから、大企業の事業所規模は大きく、中小企業のそれが小さいことはいうまでもない。そこで、ここでは、中小企業の勤労青少年の事業所規模別構成と勤労青少年ホーム利用者のそれとを比較してみよう。

Ⅱ-5表からも明らかなように、中小企業の場合も、勤労青少年ホーム利用者の場合も、29人以下の企業の人たちの占める比率は近似している。ただその内訳を見ると、ホーム利用者は男子の方に比率が高く、女子は低いことがわかる。小規模事業所の女子のホーム利用の機会の増大が必要とされるところである。一方、300人以上という比較的規模の大きい事業所にいる人たちも勤労青少年ホームをある程度利用しており、それは利用者の約2割になっている。ホームが、大企業に働く若者と、中小企業に働く若者の交流の場になり、そのことによって両者がともに成長していく機会が与えられるならば、これもホームの生む大きな特性と見ることもできるのである。

（事業所の産業別構成） これについては、対象者の抽出の項でも触れたように、今回の抽出が二段抽出法をとっており、無作為とはいえないながら、まず、企業とか、協同組合とか、ホームとかを選んだため、その選ばれ方によることはいうまでもない。従って、この結果をもって一般に

Ⅱ-4表 通学(定時制・大学等)別構成

単位:人(%)

性	通学	単位:人(%)		
		あり	なし	不明
大企業	計	22 (112)	147 (750)	27 (138)
	男	9 (76)	93 (738)	16 (136)
	女	13 (167)	54 (692)	11 (141)
中小企業	計	26 (56)	319 (685)	121 (260)
	男	6 (26)	171 (753)	50 (220)
	女	20 (84)	148 (619)	71 (297)
勤労青少年ホーム	計	7 (37)	124 (653)	59 (311)
	男	2 (28)	44 (620)	25 (352)
	女	5 (42)	80 (672)	34 (286)

Ⅱ-5表 事業所の規模別構成

単位:人(%)

性	規模	単位:人(%)			
		～29人	30～299人	300人～	不明
大企業	計	0 (0)	17 (87)	176 (898)	20 (102)
	男	0 (0)	14 (119)	102 (864)	16 (136)
	女	0 (0)	3 (38)	74 (949)	4 (51)
中小企業	計	171 (367)	268 (575)	13 (29)	4 (30)
	男	54 (238)	161 (709)	9 (40)	3 (13)
	女	117 (489)	107 (448)	4 (17)	11 (46)
勤労青少年ホーム	計	71 (374)	75 (395)	36 (190)	8 (42)
	男	30 (123)	21 (296)	17 (239)	3 (42)
	女	41 (344)	54 (454)	19 (160)	5 (42)

大企業の特性ととか、中小企業の特性とかを論ずることはできない。そうしたことから、ここでは対象サンプルの特性を明らかにするという意味で、Ⅱ-6表をあげるにとどめる。

(仕事の内容別構成) どんな仕事内容であるか、ということもどんな企業が選ばれたかによって影響されるところが大きいわけであり、企業、協同組合をまず最初に抽出した大企業および中小企業の場合には、とくにその傾向が強い。しかし、勤労青少年ホームの場合には、それが地域に対して開かれた機関であるということからも、その利用者の傾向を一般的なこととして論ずることができると思われるのでⅡ-7表を見ながら、その点について検討したい。勤労青少年ホーム利用者の仕事内容を見ると、注目されるのは、事務員が圧倒的に多く、生産工程従事者はその半分しかいないという点、さらに、販売員やサービスの職業従事者の数はまったく少ないという点である。一般に販売的職業従事者およびサービスの職業従事者の数は、事務的職業従事者や生産工程従事者の数に優るとも劣らないはずであるので、販売やサービスの従事者の利用定がとくに低いことがわかる。勤労青少年ホームが本当の意味で万人に開かれたものであるかどうかが問われねばならないし、どうしたらすべての勤労青少年に気軽に利用してもらえるかの方策の検討が早急になされなければならないのである。

(月収額別構成) 同じ勤労青少年でありながら、大企業に勤務するものと、中小企業に勤務するもの、さらにその中でもホームを積極的に利用しているものとの間には、月収にもかなり大

Ⅱ-6表 事業所の産業別構成 単位:人(%)

性	産業	製造業	卸小売業	サービス業	電気・ガス・水道・熱供給業	その他	DK
大企業	計	149 (76.0)	0 (0)	0 (0)	42 (21.4)	1 (0.5)	4 (2.0)
	男	73 (61.9)	0 (0)	0 (0)	41 (34.7)	1 (0.8)	3 (2.5)
	女	76 (97.4)	0 (0)	0 (0)	1 (1.3)	0 (0)	1 (1.3)
中小企業	計	236 (50.6)	132 (28.3)	71 (15.2)	2 (0.4)	15 (3.2)	10 (2.1)
	男	147 (64.8)	65 (28.6)	4 (1.8)	2 (0.9)	6 (2.6)	3 (1.3)
	女	89 (37.2)	67 (28.0)	67 (28.0)	0 (0)	9 (3.8)	7 (2.9)
勤労青少年ホーム	計	42 (22.1)	29 (15.3)	29 (15.3)	3 (1.6)	84 (44.3)	3 (1.6)
	男	26 (36.6)	7 (9.9)	9 (12.7)	2 (2.8)	27 (38.1)	0 (0)
	女	16 (13.4)	22 (18.5)	20 (16.8)	1 (0.8)	57 (47.8)	3 (2.5)

Ⅱ-7表 仕事の内容別構成 単位:人(%)

性	仕事の 内容	技能工 生産工程 従事者	事務員	販売員	サービス 職業	専門的 技術的 職業	その他	DK
大企業	計	86 (43.9)	63 (32.1)	0 (0)	2 (1.0)	34 (17.3)	5 (2.6)	6 (3.1)
	男	59 (50.0)	19 (16.1)	0 (0)	2 (1.7)	32 (27.1)	3 (2.5)	3 (2.5)
	女	27 (34.6)	44 (56.4)	0 (0)	0 (0)	2 (2.6)	2 (2.6)	3 (3.8)
中小企業	計	205 (44.0)	67 (14.4)	96 (20.6)	69 (14.8)	13 (2.8)	13 (2.8)	3 (0.6)
	男	124 (54.6)	23 (10.1)	56 (24.7)	4 (1.8)	10 (4.4)	10 (4.4)	0 (0)
	女	81 (33.9)	44 (18.4)	40 (16.7)	65 (27.2)	3 (1.3)	3 (1.3)	3 (1.3)
勤労青少年ホーム	計	45 (23.7)	93 (48.9)	12 (6.3)	3 (1.6)	28 (14.7)	6 (3.2)	3 (1.6)
	男	37 (52.1)	7 (9.9)	6 (8.5)	2 (2.8)	14 (19.7)	4 (5.6)	1 (1.4)
	女	8 (6.7)	86 (72.3)	6 (5.0)	1 (0.8)	14 (11.8)	2 (1.7)	2 (1.7)

きな差があることがわかる。

いうまでもなく、大企業の場合には、収入が相対的に高く、とくに男子ではその傾向が強い。それに対して中小企業の場合には月収は非常に低く、女子にその傾向が強い。ホーム利用者の場合には、中小企業従事者がその大部分を占めているのではあるが、中小企業一般と比較すると、月収はかなり多いことがわかる。ホーム利用者が中小企業従業員の中でも上層部に位置している人によって占められていることがわかるのである。

Ⅱ-8表 月収額別構成 単位：人(%)

性	月収	～6万円未満	6～8万円未満	8～10万円未満	10万円～	DK
		()	()	()	()	()
大企業	計	19 (9.7)	110 (56.1)	52 (26.5)	14 (7.1)	1 (0.5)
	男	6 (5.1)	48 (40.7)	50 (42.4)	14 (11.9)	0 (0)
	女	13 (16.7)	62 (79.5)	2 (2.6)	0 (0)	1 (1.3)
中小企業	計	150 (32.2)	213 (45.7)	74 (15.9)	26 (5.6)	3 (0.6)
	男	56 (24.7)	83 (36.6)	63 (27.8)	23 (10.1)	2 (0.9)
	女	94 (39.3)	130 (54.4)	11 (4.6)	3 (1.3)	1 (0.4)
勤労青少年ホーム	計	27 (14.2)	111 (58.4)	42 (22.1)	7 (3.7)	3 (1.6)
	男	8 (11.3)	27 (38.0)	30 (42.3)	6 (8.5)	0 (0)
	女	19 (16.0)	84 (70.6)	12 (10.1)	1 (0.8)	3 (2.5)

Ⅱ-9表 健康状態別構成 単位：人(%)

健康状態	性	健康に自信	ふつう	やや病気がち	D-K
		()	()	()	()
大企業	計	52 (26.5)	134 (68.4)	10 (5.1)	0 (0)
	男	37 (31.4)	76 (64.4)	5 (4.2)	0 (0)
	女	15 (19.2)	58 (74.4)	5 (6.4)	0 (0)
中小企業	計	102 (21.9)	331 (71.0)	31 (6.7)	2 (0)
	男	65 (28.6)	144 (63.4)	16 (7.0)	2 (0)
	女	37 (15.5)	187 (78.2)	15 (6.3)	0 (0)
勤労青少年ホーム	計	66 (34.7)	118 (62.1)	6 (3.2)	0 (0)
	男	32 (45.1)	36 (50.7)	3 (4.2)	0 (0)
	女	34 (28.6)	82 (68.9)	3 (2.5)	0 (0)

Ⅱ-10表 健康に対する関心 単位：人(%)

健康に対する関心	性	常に注意	ときどき注意	あまり関心なし	DK
		()	()	()	()
大企業	計	55 (28.1)	110 (56.1)	26 (13.3)	5 (2.6)
	男	38 (32.2)	64 (54.2)	14 (11.9)	2 (1.7)
	女	17 (21.8)	46 (59.0)	12 (15.4)	3 (3.8)
中小企業	計	90 (19.3)	268 (57.5)	96 (20.6)	12 (2.6)
	男	48 (21.1)	120 (52.9)	50 (22.0)	9 (4.0)
	女	42 (17.6)	148 (61.9)	46 (19.2)	3 (1.3)
勤労青少年ホーム	計	50 (26.3)	90 (47.4)	36 (18.9)	14 (7.4)
	男	28 (39.4)	20 (28.2)	15 (21.1)	8 (11.3)
	女	22 (18.5)	70 (58.8)	21 (17.6)	6 (5.0)

ホームが公共的機関であり、経済的な支出をほとんどせず利用できる施設であることを考えた場合、中小企業でもむしろもっと下限の人たちに積極的に利用されるような方策を考える必要がある。

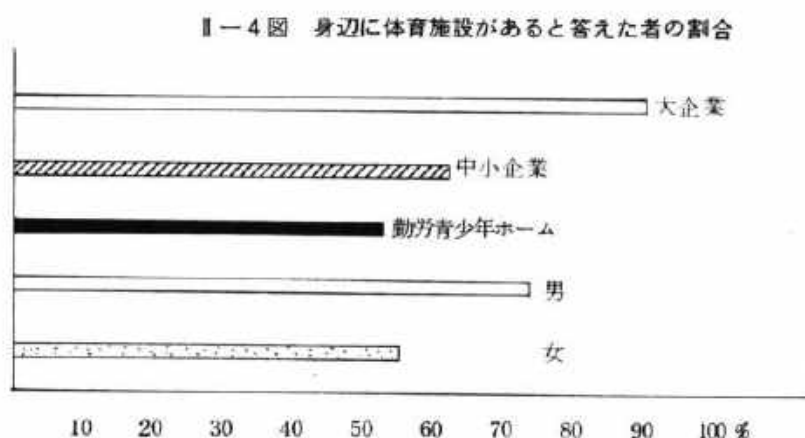
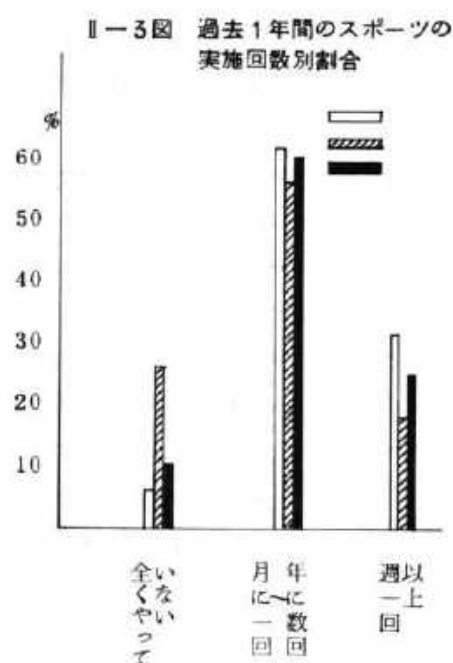
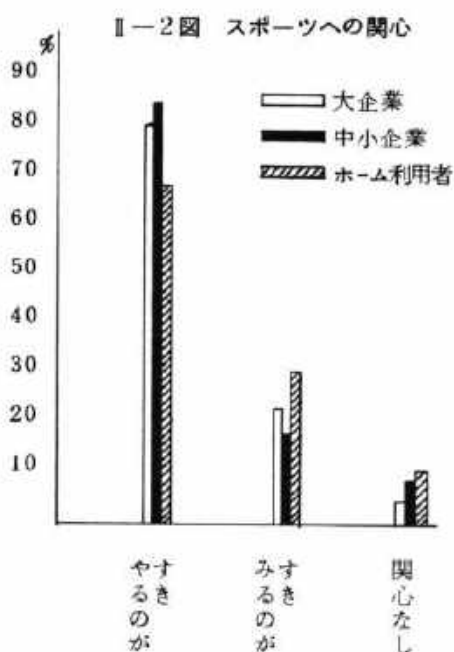
(健康状態別構成) 調査対象者の健康状況について、Ⅱ-9表を見ると、一般に健康に対しては自信のある人は、勤労青少年ホーム利用者に多く、次いで大企業、中小企業の順になっている。勤労青少年ホームを積極的に利用していこうとする人たちであるから、当然健康に自信があるということであろうが、見方によっては、勤労青少年ホームの利用が健康に対する自信を深めているとも考えられるのである。男子と女子とを較べると、男子の方に自信のある人たちが多くなっているが、ホーム利用者の場合は女子でも自信があると答えているものが3割近くいるのである。やや病気がちという人は、どの層にも比較的少ないが、中小企業労働者において、やや病気がち、という人が多少多いのが気がかりである。

(健康に対する関心) 健康に対する関心のない人はいないが、健康に対して常に注意をはらっているかどうかということによってスポーツに対する取り組み方にも差が生ずると思われる。Ⅱ-10表から見ても一般に大企業労働者は健康に対して常に注意をはらっている傾向が、中小企業労働者よりも強い。とくに男子の場合には、その傾向が一層強いのである。勤労青少年ホーム利用者も常に注意をはらっている人が多いが、とくに注目されるのは、男女の差が大きく、男子の場合には注意をはらっている人が多いのに対して、女子の場合には、その比率がかなり低い。勤労青少年ホームに対する期待、その利用の仕方が、男子と女子の間にはかなり明確な差異があることが予想されるのである。

3. 調査結果

(1) スポーツへの関心

まず、スポーツへの関心についてみると、Ⅱ-2図に示すように、ほとんどすべての勤労青少年はスポーツに高い関心をもっている。そして、しばしば言われるように、するスポーツ人口より見るスポーツ人口が多いと言われるが、本調査の場合には、勤労青少年には、スポーツをすることに、より高い関心を示しており、このみるスポーツ、するスポーツを含めて考えてみると、大企業では96%、中小企業で89.5%、勤労青少年ホームで92.1%の勤労青少年がスポーツへの関心をもっている。たゞ、注目すべきことは、僅の差ながら、関心をもたない者の割合は、中小企業においてもっとも高く、ついで勤労青少年ホーム利用者、大企業の勤労青少年となっている。このことは、中小企業に働く青少年のスポーツへの関心が低いというのではなくて、むしろ、何故、低くなっているのかの根本的理由の解明こそ重要であり、はじめにも指摘したとおり、成長発育期にある勤労青少年のスポーツへの関心は一般的には高いといえることができる。



(2) スポーツの実施程度

以上のように、勤労青少年のスポーツへの関心は高く、なお、みるスポーツよりするスポーツへの関心は高いにもかかわらず、実際に行っている者の割合になると、Ⅱ-3図に示すように低く、特に週1回以上実施している者の割合は低く、ここでも、中小企業で働く勤労青少年の実施割合はもっとも低く、大企業の32.7%、勤労青少年ホーム利用者の26.8%に比べて、僅か15.9%にしかすぎない。

このような差のあらわれてくる理由については、それぞれの労働条件、住居条件など、さま

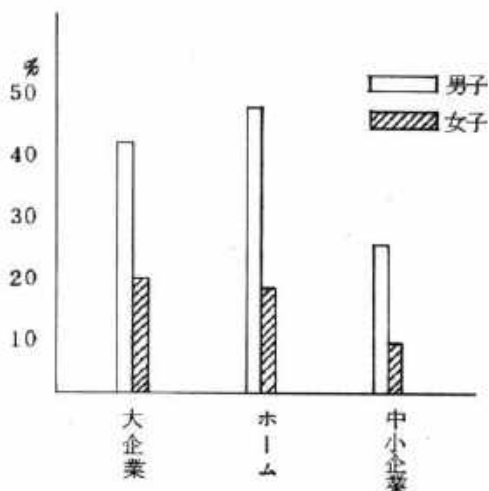
さまざまなスポーツ実施に及ぼす諸条件との関連について考えてみる必要のあることはいうまでもないが、その中の一つとしての身近な施設があるかないかについてみると、Ⅱ-4図のとおりである。大企業の場合には、企業それ自体で、施設を準備しているため、ほとんどの青少年が身近のところに体育施設があると解答している（91.8%）にたいして、中小企業の場合には、58.2%であり、勤労青少年ホーム利用者の場合でも50.5%にしかすぎない。勤労青少年ホームの場合には、全く体育施設がない訳ではなく、小規模ながら室内施設が準備されているのではあるが、活潑な身体活動を望む勤労青少年にとっては不十分であり、自分たちの考えている体育施設のイメージと全く一致していないという点を示しているとも考えられるのであり、このことは、今後、勤労青少年ホームも屋内施設ばかりでなく、屋外スポーツ施設ないしは運動広場をも併せ考えてみる必要もあると考えられる。

(3) 男女別スポーツ実施率

以上は男女一緒にしてみた場合であるが、これを男女別にみると、多くのこの種調査にみられるように、女子の実施率は、男子に比較してⅡ-5図にみられるように、大企業、中小企業、ホーム利用者、何れの場合にも、ほぼ半分の割合で低くなっている。そして、なお、実施率は、大企業、ホーム利用者、中小企業の順に低くなっている。即ち、中小企業の女子勤労青少年のスポーツ実施率は一番低くなっている。

このように女子の実施率が男子より低いのは、一般的傾向ではあるが、スポーツへの関心については、男子と女子でそれほど差がある訳ではない（Ⅱ-11表）。女らしさを強調するかつての時代では女子がスポーツをすることは、必ずしも望ましいとはされていなかった。しかし、今日では、このように、男子・女子と別に考えられることはなくなりつつあり、世界的傾向をみれば、女子のスポーツを楽しむ人の割合は男子とほぼ同等であり、スポーツ種目においてさえ、女子の活潑な進出がみられている。（例えばサッカーなど）、特に、成長期にある女子勤労青少年には、適度な発育刺激としての運動は必須のものであり、やはり、女子の身体的特性にふさわしい運動の機会の確保は必要であり、男子の実施率をどう高めてゆくのかの問題とともに、女子の実施率の向上に関してきめの細い配慮が必要である。

Ⅱ-5図 週1回以上行っている者の男女別割合



Ⅱ-11表 性別スポーツへの関心【（ ）内は％】

	性 別	計	関心あり	関心なし	無 記 入
大 企 業	男	118	114 (96.6)	3	1
	女	78	76 (97.4)	1	1
中 小 企 業	男	227	203 (84.6)	20	4
	女	239	214 (89.5)	25	0
勤労青少年 ホ ー ム	男	71	68 (95.8)	3	0
	女	119	107 (89.9)	12	0

(4) スポーツをする理由

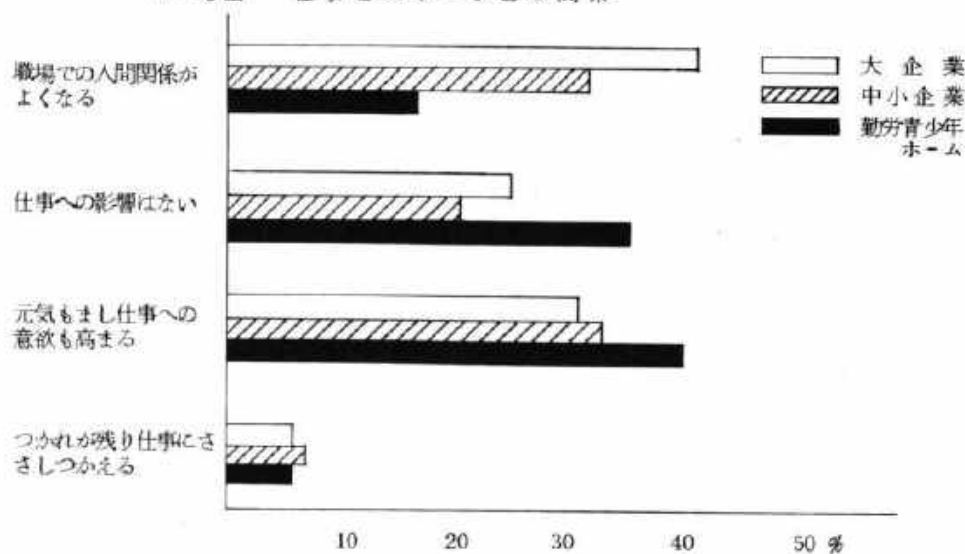
以上の勤労青少年のスポーツ実施率はそれほど高いとはいえないのであるが、スポーツを実施している者についてその理由を尋ねると、全体では、健康を守り高めるとする者(29.1%)、体を動かすことが好きとする者(28.5%)、気分転換のためとする者(26.2%)、そしてやゝ少なくなつて人格や精神力を高めるとする者(18.7%)となっている。そして運動やスポーツの技を高めるためとする者は、全体では僅に7.2%であり、この割合は、大企業では8.7%ともっとも高く、勤労青少年ホーム7.4%、中小企業では6.4%と低くなっている。全般的には、勤労青少年のスポーツは競技志向型というよりは、健康のため、あるいは、気分転換のためとする者の割合が高く、このことは、やはり、より多くの者が実施できるような楽しみとしてスポーツをまず経験でき得るような機会を第一段階としては準備することが必要であることを示しているといふことができよう。なお、勤労青少年ホーム利用者の場合には、気分転換のためとする者(14.7%)より、人格や精神力を高めるためとする者が16.3%と僅に多く、このことは、勤労青少年がホームに何を求めているのかの一面を示しているといふことができよう。

(5) 仕事とスポーツとの関係

仕事とスポーツの関係では、つかれが残つて仕事にさしつかえるとする者は、何れの場合においても、少なく5%以下である。むしろ仕事への影響はないとする者が、それぞれ24%、21.2%、34.2%あり、勤労青少年ホーム利用者でもっとも高くなっているが、これもホーム利用者が積極的な構えをもってホームを利用し、スポーツを実施している一面を示すものといえよう。さらに、スポーツ実施の仕事への効果として、人間関係がよくなるとする者が、大企

業41.8%、中小企業33.3%、勤労青少年ホーム利用者16.8%であり、仕事への意欲が高まるとする者が、大企業で28.6%、中小企業で32.6%、ホーム利用者40.5%であり、むしろ、スポーツ実施の仕事へのよい効果をあげている者の多いことが注目される。(Ⅱ-6図)。

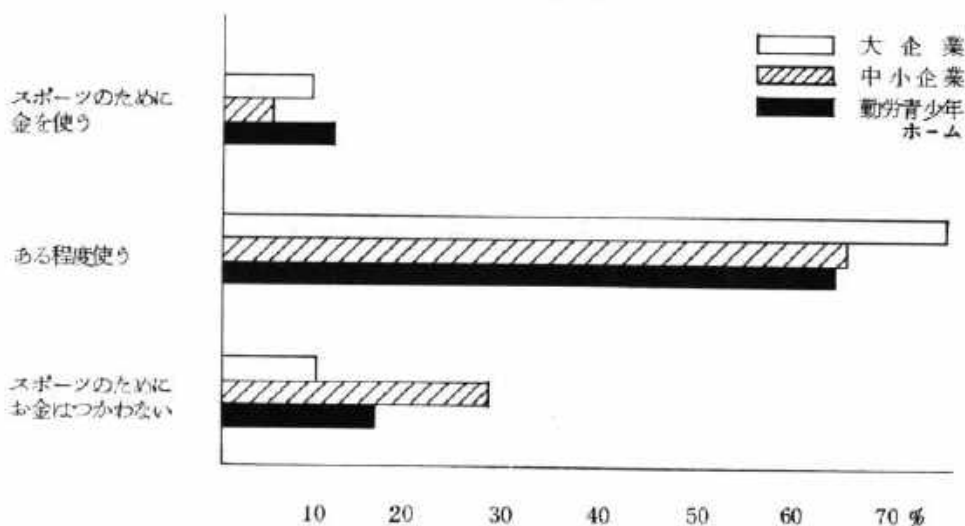
Ⅱ-6図 仕事とスポーツとの関係



16) スポーツのための支出

スポーツのためにどの程度金銭を消費するかについては、Ⅱ-7図に示すとおりであり、ある程度使うとする者の割合は、何れの群においても高い。

Ⅱ-7図 スポーツのための支出



しかし、中小企業の勤労青少年において、やゝ特色をみることができるので、スポーツのために金を使う者の割合はもっとも低く、逆に、スポーツのためにお金を使わないとする者の割合はもっとも高くなっている。このように、中小企業に働く青少年の場合には、身近なところに施設はなく、また、経済的には、ゆとりは少なく、かつ、スポーツ仲間には恵まれにくく、なお、勤務の様態も一番恵まれておらないと考えられるので、このような基本的な諸条件の改善とともに、スポーツをより実施しやすいようにするための格別の配慮が必要であると考えられるのである。

(7) 中小企業の勤労青少年とスポーツ

以上のように、一口に勤労青少年といっても、大企業の勤労青少年、勤労青少年ホームを利用している勤労青少年に比較すれば、中小企業に働く勤労青少年はもっともスポーツ活動の実施には恵まれていない。したがって、ここではもう少し細かく中小企業の勤労青少年の場合についてみることにする。

① 年令別考察

年令を20才未満、20～22才、23才以上の三群にわけて過去1週間に行なったスポーツ活動実施の割合をみると、48.2%、45.6%、43.4%と年令の進むに従って僅かではあるが減少している。このように年令の高くなるに従ってスポーツ参加の割合が減少してくることもわが国の一般的傾向ではあるが、この点についても、生涯スポーツの基礎は、義務教育段階およびこの年令層において形成されるのであるから、やはりこの低下傾向を如何にいくとめることができるかの検討を必要とするのであろう。

② スポーツ実施と通勤時間

さきにも述べたように、大部分の勤労青少年はスポーツの実施については関心をもっているのであるが、それをほゞむいろいろの条件があるのであり、一方では運動意欲の喚起昂揚をはかることも必要ではあるが、むしろ参加をはばんでいる諸条件の解明とその改善をはかることであわせて必要である。

まず、通勤時間とスポーツ実施との関係をみると、30分未満では、この一週間にスポーツを実施した者は47.3%であるのにたいして、30分～1時間未満では40.5%、1時間以上では43.7%と何れも低くなっており、実施回数でも週2日以上のは、通勤時間30分未満では52.8%と高いのに30分以上1時間未満では46.7%、1時間以上の者では44.4%とやはり低くなっている。即ち、通勤時間の短い者ほどやっている者の割合は高く、また、実施の度合も高くなっている。

③ スポーツ実施と健康への考慮

青少年の時代から自己の健康について注意を払っている者は必ずしも多くはない。前述のように、中小企業の勤労青少年では、時々注意を払う者が男子で52.9%、女子では61.9%であり、あまり関心がない者もそれぞれ22.0%、19.2%いる。

このように健康への関心度とスポーツ実施の程度の関係についてみると、常に注意を払っている者では、過去1週間の間に16.7%の者がスポーツを行っているのに対して、時々注意を払っている者14.2%、あまり関心がない者12.8%とやはり少なくなっている。健康への関心度の高い者はどスポーツを実施している者の割合はやゝ多くなっている。

④ 職種別とスポーツ実施

中小企業の勤労青少年の職種についても調査したので、技能工現場作業員と事務販売員にわけると、前者では、やったとする者56.4%であるのにたいして、後者では34.6%と少く、比較的身体的作業をする者にスポーツ実施の割合が高い者の多いのが注目される。

⑤ 何時、何処で、誰と

以上のように中小企業の勤労青少年のスポーツ実施者は必ずしも多くはないのであるが、その少ない実施者が、何時、何処で、誰と行っているかについてみると、Ⅱ-12表のとおりであり、まず、行っている日は、休日よりも仕事のある日で、男子46.6%、女子51.4%となっている。相手は、少人数の仲間とする者男子38.3%、女子51.4%ともっとも多く、男子ではついで、職場等で一斉に17.8%、クラブ16.9%となっており、女子ではクラブ22.9%その他14.3%で、職場の仲間と行い割合は少なくなっている。

行なった場所については、男子では勤務先が43.3%ともっとも多く、ついで公立等の体育施設が16.1%となっているのにたいして、女子では、公立等の体育施設51.3%がもっとも多く、ついで、空地、広場が22.9%となっている。このように、中小企業の勤労青少年の場合も、男子では仕事のある日に、職場の仲間とともに、勤務先でスポーツを実施する者の割合が多くなっているが、このような傾向をどう変えてゆくのかについても考えてみる必要がある。

(8) 運動やスポーツ実施についての希望

前述のように多くの勤労青少年は、スポーツへの関心は高くても、それは必ずしも満されていないのであるが、それでは今後スポーツをより行いやすくするためにどんな点を希望しているかについてみると、Ⅱ-13表のとおりであり、やはり、もっとも多くの希望は男子では体育施設であり、ついで、スポーツ・グループ、スポーツ教室や講座の開設を希望している。また、女子の場合には、スポーツ・グループを希望する者がもっとも多く、ついで体育施設となっている。特に注目すべきは、大会や行事などの開催希望や、コーチや先生などの指導者を希望している者の数は比較的少ない。このことは、先にも指摘したように、競技志向型であるよりも、仲間とともにスポーツを楽しむ方向をまず求めていることを示している。社会体育・スポーツの振興をはかるための三の柱として、施設、指導者、組織ということがよく指摘されているが、ここでも、施設を望み、ついで、なかま、スポーツをするためのグループを望み、指導者に関しては直接スポーツ技術を指導する指導者よりも、勤労青少年が、自らスポーツを楽しむことのできるような諸条件の整備について配慮し、相談助言

Ⅱ－12表 中小企業・勤労青少年のスポーツ実施日、相手および場所

		男		女		計	
		N	%	N	%	N	%
		118	100.0	35	100.0	153	100.0
いつ行なったか	仕事のある日	55	46.6	18	51.4	73	47.7
	仕事のない日	39	33.1	13	37.1	52	34.0
	両方	22	18.6	3	8.6	25	16.3
	わからない	2	1.7	1	2.9	3	2.0
誰と行なったか	ひとり	8	6.8	10	0	8	5.2
	少人数の仲間	45	38.3	18	51.4	63	41.2
	クラブ	20	16.9	8	22.9	28	18.3
	職場等で一斉に	21	17.8	4	11.4	25	16.3
	その他	7	5.8	5	14.3	12	7.9
場所	わからない	17	14.4	0	0	17	11.1
	住居や庭	11	9.3	1	2.9	12	7.8
	道路・宅地・広場	17	14.4	8	22.9	25	16.3
	勤務先	51	43.3	1	2.9	52	34.0
	公立等の体育施設	19	16.1	18	51.3	37	24.2
	商業体育施設	4	3.4	1	2.9	5	3.3
	その他	9	7.6	4	11.4	13	8.5
	わからない	7	5.9	2	5.7	9	5.9

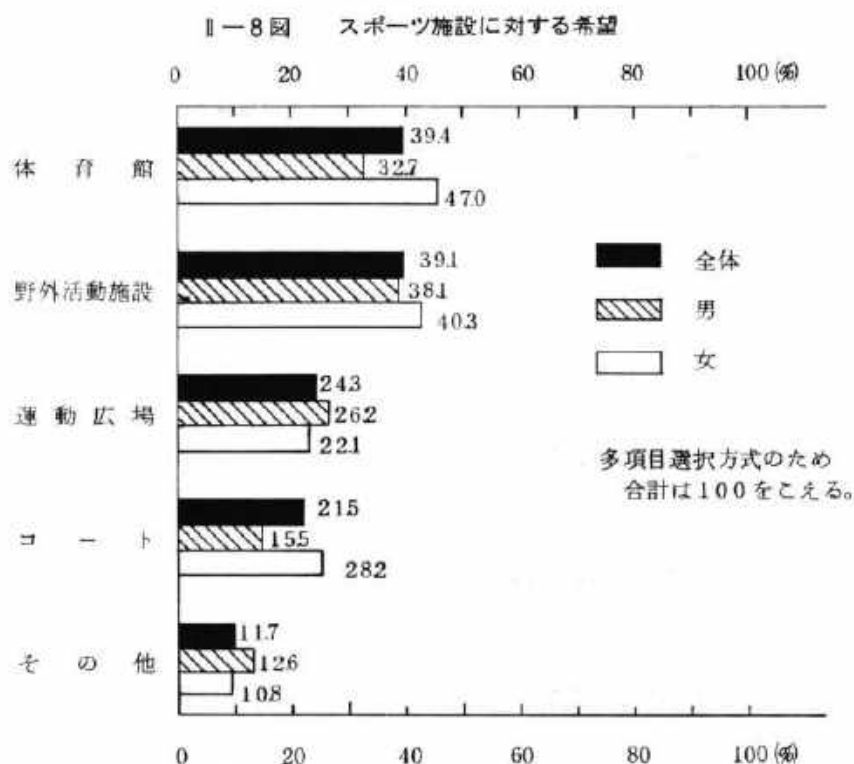
Ⅱ－13表 スポーツに関する希望（中小企業の勤労青少年）

		女		男		計	
		N	%	N	%	N	%
		226	100.0	240	100.0	466	100.0
Q 8 の 回 答 者		219	96.9	232	96.7	451	96.8
D ・ K		7	3.1	8	3.3	15	3.2
計		219	100.0	232	100.0	451	100.0
	希 望 者	168	76.7	149	64.2	317	70.3
	D ・ K	51	23.3	83	35.8	134	29.7
	希 望 者	143	65.3	158	68.1	301	66.7
	D ・ K	76	34.7	74	31.9	150	33.3
	希 望 者	124	56.6	137	59.1	261	57.9
	D ・ K	95	43.4	95	40.9	190	42.1
大 会 ・ 行 事		40	18.3	42	18.1	82	18.2
指 導 者		34	15.5	31	13.4	65	14.4
特 に 希 望 な し		24	11.0	19	8.2	43	9.5

にあたることのできる新しいスポーツの指導者を求めているということができる。即ち、一般の勤労青少年ないしは、レクリエーションとしてのスポーツを求める人々にとっては、スポーツのコーチであるよりは、レクリエーションの立場から指導・相談・助言のできる人を望んでいるということがいえるのであり、このことは、健康体力づくりに寄与でき、また、勤労青少年のレクリエーションとしてのスポーツの推進に寄与できる新しいタイプの指導者を求めているともいうことができる。

① スポーツ施設に対する希望

では、最も希望の多かった施設について、どんな種類の施設を希望しているかについてみた結果はⅡ-8図に示すとおりである。



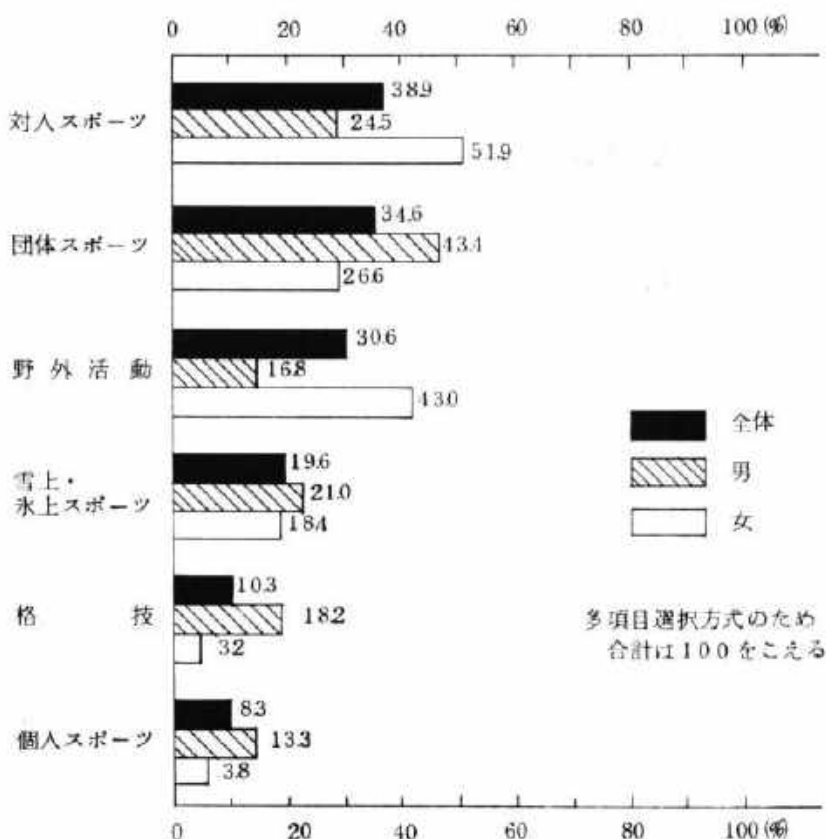
全体では、体育館、野外活動施設、運動広場、コートの順となっているが、男子では、野外活動施設の希望がもっとも多く、女子の場合でも野外活動施設希望は体育館について第2位であり、その差はあまり顕著ではない。このことは、これからの体育施設整備にあたって考慮すべきことを示唆しているといえよう。都市化の進行する過程で、自然環境の中での身体活動を望んでいるということができるのであり、身近なところに自然性の豊かな新しいタイプの施設をつくることの必要性があるのであろう。運動広場とともにコートを希望する者の割合が多いのも注目されるのであり、これは、今日のテニス・ブームを反映している一面

ととることができるが、広い土地を確保しにくい都市の現状からすれば、コートを整備してゆくことも一つの方向と考えられる。

② スポーツグループに対する希望

ついで、スポーツグループについてみると、Ⅱ-9図に示すように全体では、テニス・バドミントン・卓球などの対人スポーツのグループを希望する者がもっとも多く、ついで団体スポーツのグループ・野外活動のグループとなっている。男女別にみるとやまぢがいがあり、男子では、団体スポーツ、対人スポーツ、野外活動の順となっているのに対して、女子では、対人スポーツ、野外活動、団体スポーツの順となっており、女子の野外活動志向の高いことが、施設における希望とともに一致してあらわれている。逆に、体操、陸上競技、マラソンなどの個人的なスポーツのグループへの志向が低くなっている。これは、今日の勤労青少年が一人でスポーツを行なうことよりも、仲間とともに行なうことを求めている傾向を示しているといえるが、成長期発育期にある勤労青少年の健康体力づくりということを考えるならば、一方では、一人でも運動を行なうような意欲の形成も望まれるのであり、このような点については、別の観点からの教育も必要である。

Ⅱ-9図 スポーツ・グループに対する希望

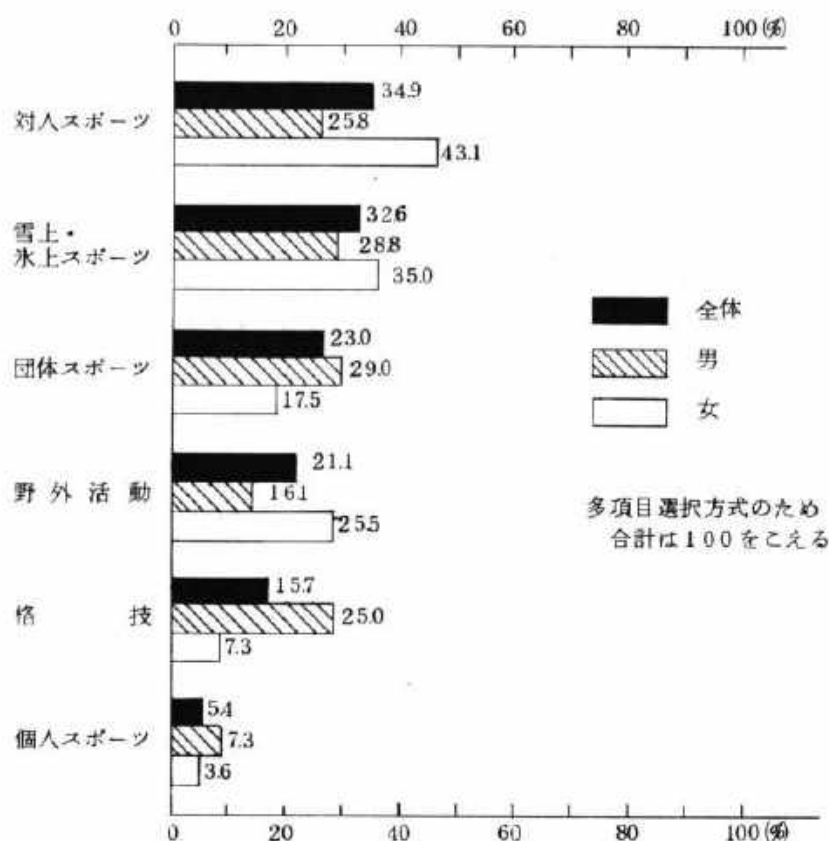


③ スポーツ教室講座に対する希望

希望の中では第三位ではあるが、男女とも約60%のものが初心者のためのスポーツ教室・講座等を希望しているが、その内訳はⅡ-10図に示すとおりであり、第一位は、やはりテニス・卓球・バドミントンの対人スポーツ、ついで、スキー・スケートなどの冬季スポーツ、第三位がチーム・スポーツとなっている。

しかし、男女別にしてみるとそれぞれの特徴を窺うことができる。即ち、男子では冬季スポーツを希望する者が第一位であり、ついで、団体スポーツ、対人スポーツの順位となり、格技系のスポーツへの希望も相当あるのにたいして、女子では対人スポーツ希望が第一位であり、ついで冬季スポーツであり、ここでも野外活動が第三位になっている。これらのことから、入門としてのスポーツ教室には、どんな種目を開設したらよいかの示唆を得ることができよう。たゞ、体操・陸上競技など個人スポーツへの希望は、ここでも低率ではあるが、前述のように、単に希望ばかりでなく、もう一方では、勤労青少年の健康・体力づくり、あるいは、施設の現状、また、仲間を必要とせず一人でもできるというような点からして、このような種目への関心を高めることも必要であり、希望がもっとも低いからといって考慮を払わないでよいということにはならないであろう。

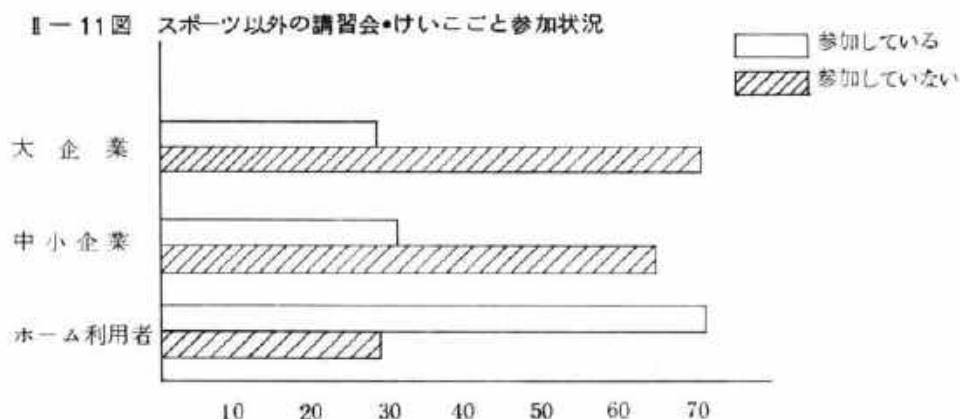
Ⅱ-10図 スポーツ教室・講座に対する希望



(9) スポーツ以外の講習やけいこごと

以上、勤労青少年のスポーツ実施の現状やスポーツについての希望などについてみてきたのであるが、なお、余暇生活の一面についても若干の質問をしたのでそれについてみよう。

スポーツ以外の講習会やけいこごとについての参加状況は、Ⅱ-11図に示すとおりであり、勤労青少年ホーム利用者がもっとも多く講習やけいこごとに参加している。この図には示されていないが、男女別にみると何れにおいても女子の参加は男子を上まわっている。例えば勤労青少年ホーム利用者の場合でも男子は43.6%に対して女子は87.4%の者が通っており、比較的参加率の低い大企業でも、男子の10.2%にたいして女子は53.8%の者が通っている。従って、女子の勤労青少年で、講習会やけいこごとに通っている者は男子より多いといえることができる。



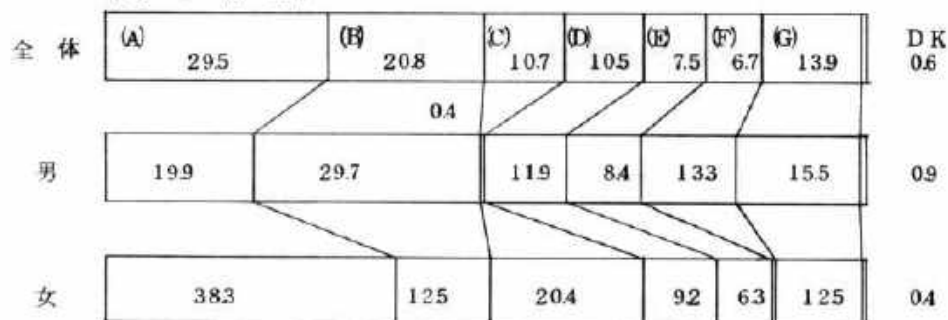
10 やりたい余暇活動

スポーツを含めて時間的に余裕があったら、どんな活動をしたが、についても調査をした。しかし、余暇活動の種目が多く、調査人員の少ない場合には、あまりにも各項目に分散しすぎて傾向を把握しにくいので、ここでは中小企業の青少年の場合についてみると、Ⅱ-12図、Ⅱ-13図に示すとおりである。第一希望、第二希望をあわせて考察してみると、旅行、スポーツとなっており、男子ではスポーツ、旅行の順であり、女子では旅行、料理、裁縫についてスポーツの順となっている。旅行が第一位にきていることは、今日のわが国の若者の余暇活動動向調査の結果とも一致しているが、旅行は、日常的な余暇活動とすることはできないのであり、旅行を除けば、スポーツ活動は重要な余暇活動としての位置を占めていることが注目される。

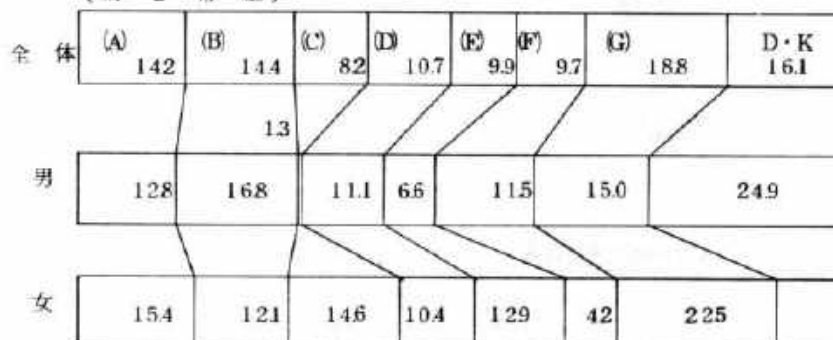
Ⅱ-12図 余暇活動希望

0 20 40 60 80 100 (%)

(第 1 希望)



(第 2 希望)



(A)……旅 行

(B)……スポーツ

(C)……料理・裁縫、etc

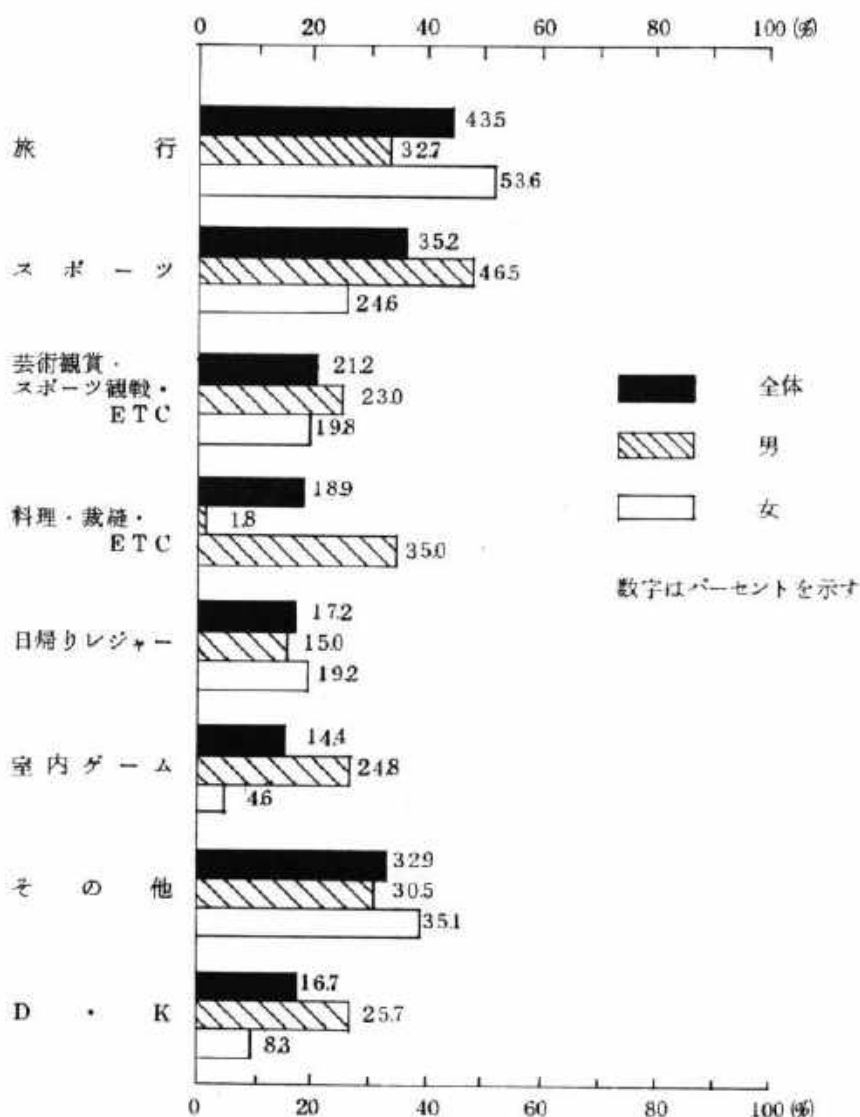
(D)……芸術鑑賞・スポーツ観戦、etc

(E)……日帰りレジャー

(F)……室内ゲーム

(G)……その他

Ⅱ-13図 余暇活動希望（第1希望+第2希望）



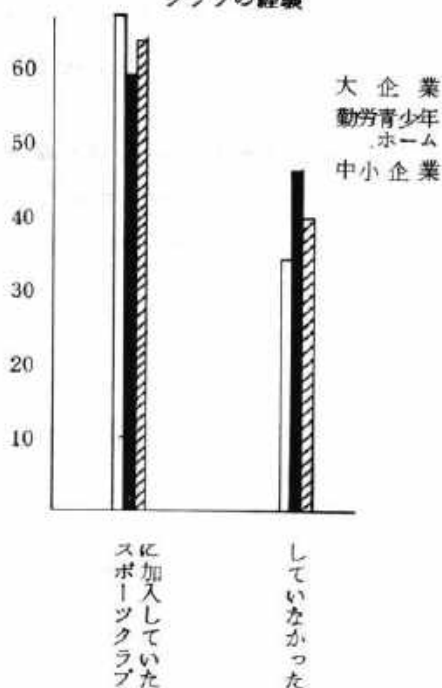
(1) 学生時代のクラブ活動の経験

最後に学生時代に運動クラブに入っていたか否かについての調査結果を示すとⅡ-14図のとおりであり、大企業・中小企業・勤労青少年ホーム利用者何れの勤労青少年も、ほぼ60%の者は、運動クラブの経験をもっていたのである。ここにおいても、学校時代は何等かのスポーツクラブに所属してスポーツを行っていたのかかわらず、一応職業についてしまうとスポーツへの機会がさまざまな条件によってとざされてしまっているのである。

しばしば指摘してきたように、勤労青少年は、成長発育期にあり、その適度な発育刺激とし

でも運動は必須のものであり、スポーツへの関心は高く、さらに、より豊かな余暇生活の内容の一つとしても、スポーツは今日の勤労青少年からは高く評価されているのであり、従って、一人でも多くの勤労青少年があらゆる機会をとらえて、気軽にスポーツに親しむことのできるような諸配慮をすることは、急務といえることができる。国の行政組織からいえば、文部省の体育局が青少年スポーツを所管しているのはあるが、以上のような意味からすれば、あらゆるところでその可能性を追求することが必要であり、労働福祉、勤労青少年のより豊かで、健康的な余暇生活の確立という観点からスポーツをとらえなおしてみることも必要であろう。

Ⅱ - 14 図 学生時代におけるスポーツクラブの経験



第 3 章 勤労青少年のスポーツ振興のための 国・地方公共団体民間の施策等

1. 文部省（体育局）における施策

(1) 青少年スポーツ活動の振興

心身の発達段階にある青少年期における体育・スポーツ活動は、単に体力を養うだけでなく、広く人間形成の上においても計り知れない効果が期待されるとして、青少年スポーツ活動の振興のための施策を行っているが、その殆んどは、中学校、高等学校、高等専門学校等の学校体育大会等に対する助成であるとか、少年スポーツ教室（中学生以下）開設に要する経費の一部補助等であって、特に勤労青少年を対象とする施策は見られない。

(2) 指導者及びその養成

① 指導者

体育・スポーツの指導者としては、学校体育教員、体育指導委員のほか、日本体育協会で養成しているスポーツ指導員など民間の指導者がいる。

体育指導委員は、市町村におけるスポーツの普及振興のため、住民に対しスポーツの実技指導その他スポーツに関する指導助言を行う者で、市町村教育委員会に置かれている（非常勤）。昭和49年度現在、その数は4万3,000人である。

スポーツ指導員は、民間の有志スポーツ指導者として、市町村において地域住民を対象に実際的なスポーツ活動の実技指導を行う者で、昭和49年度現在、その数は5,474人である。将来、各市町村の中学校区単位に各10人程度置くことが、目標であるという。

文部省体育局スポーツ課では体育指導委員を中心とする「一」図のような県民総スポーツ運動の展開を描いている。

なお、市町村のスポーツ振興活動を総合的に推進するためには、常勤の職員を置く必要があるため、昭和50年度から新たに、都道府県が市町村の求めに応じてスポーツ主事を派遣する場合の給与費の一部を補助することとし、300人分を計上している。

② 指導者の養成

体育・スポーツの普及振興を図るためには、その中核として優れた指導者を養成確保することが必要である。

そのため体育指導委員の資質の向上を図るとともに、キャンプ、ユース・ホステリング、サイクリング、登山等の野外活動の指導者を養成するため毎年講習会を開催している。昭和49年度に実施した主な研修は次の通りである。

① 学校体育実技指導者講習会（研修期間 4日間）2,000人

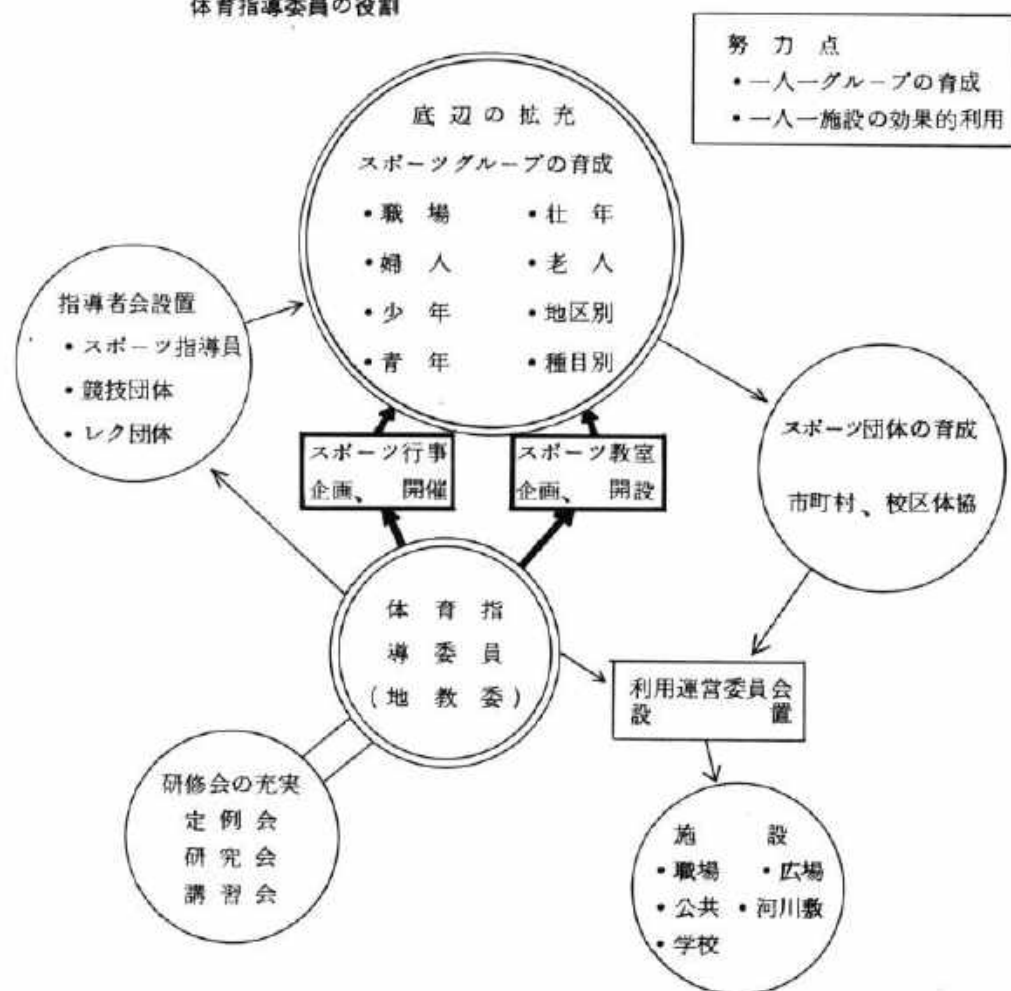
② 水泳指導者講習会（研修期間 4日間）400人

- ③ 体育指導委員地区研修会（研修期間 2日間）564人
 体育指導委員全国研修会（研修期間 2日間）1,233人
- ④ 学校開放事業研究協議会（研修期間 2日間）216人
- ⑤ 職場スポーツの指導者研修（研修期間 2日間）110人
- ⑥ 野外活動指導者研修（研修期間 5日間）151人
- ⑦ スキー指導者講習会（研修期間 4日間）80人

又、日本体育協会においても、地域住民に密着したスポーツ活動の指導者を育成するための講習会を計画的に行っており、国はその事業に対して補助している。

なお、スポーツ関係ライセンスの種類及びそのライセンス保持者の数は■-1表の通りである。

■-1図 県民総スポーツ運動の展開にともなう市町村・校区における体育指導委員の役割



Ⅰ-1表 スポーツ関係ライセンス

運動種目	名称	種類	現在	数	計	備考
陸上	公認審判員	第1種～第3種	1種5195 2種8596 3種15555		2,9446	48年度現在
体育	同上	同上	1種350 2種4060 3種11800		16,210	49.7
サッカー	審判員	1級～4級	1級68 2級700 3級2000 4級0		2,768	50.4
ラグビー	公認レフリー	終身免許・日本協会 地域協会・福岡県協会	関東協会705, 西関協会733, 九州協会209		1,647	49.9
バスケットボール	公認審判員	国際二A級 A級 公認	国際15 二A級7 A級23 公認1407		1,407	50.6
ハンドボール	公認審判員	A～D級	A級96, B級116, C級351, D級714		1,277	49年度
硬式テニス	公認指導員				120	50.7
軟式	技術・指導		技術 3975 級指導 1256 上(1～3)中(4～6)初(7～9) 準指導員・指導員(90)		1,256	
野球	公認審判員					
卓球	同上	名誉, 1級～3級	1級137 2級300		437	48.3
バレーボール	同上	地方・B級 A級・名誉	A級214 B級2005		2,219	50.3
ソフトボール	同上	第1種～第3種	1種1567, 2種2713, 3種11110		15,550	49.3
ホッケー	同上	A級～C級	A級12, B級45, C級200		275	49
バドミントン	同上	1級～3級	1級580, 2級830, 3級9885		11,295	49.12
	公認指導員	1級～3級	1級53, 2級286, 3級15		354	50.3

ボクシング	公認審判員	A級～C級	A級40, B級200, C級500	700	50.4 現在
すも	段 位	初級～9段		約 90,000	50.6 #
空手	公認審判員	全国・地区・都道府県	全国 72, 地区 284, 都道府県 1410 (各 30)	1,766	50.3 #
	公認指導員	全国・地区・都道府県	全国 219, 地区 168, 都道府県 0	387	50.3 #
	段 位	初級～8段	8段 19, 7段 31, 6段 82, 5段 118, 4段 76	326	50.3 #
柔道	段 位	初級～10段	初 589415, 2段 151005, 3段 52597, 4段 21718,		
			5段 11646, 6段 6565, 7段 1688, 8段 732, 9段 69,10段 9	83,544	48.12 #
剣道	称 号	5段 3 7 20 錬士・教士・範士 24才 31才 55才	錬士 11863, 教士 13162, 範士 247	25,272	
	段 位	初段～9段	初～4段 591202, 5段 17443, 6段 4868, 7段 4580		
台気道	段 位	5級 初～10段	8段 314, 9段 17	618,424	50.5 #
柔剣道			10段 0	29,163	50.5 #
なぎなた		初級～5		30,326	
ス キー			指導員 3302 準指導員 7529	10,831	
ウエイトリフティング, スケート, フィギュアスケート, フォークダンス, レクリエーション				総 計 1,726,900	
				資料出所 文部省調べ	

区 分	建設事業名	1施設当たり 建設費	1施設当たり 補助金額 (左の1/2)A	施設数 B	51年度 予算額 A × B	対前年度 増減額	基 準 面 積 及 び 単 価
社 会 体 育 ・ ス ポ ー ツ	体特 育別 る振 興						
	総合国民体育館	(270000) 300000	(90000) 100000	(20) 18	(1800000) 1800000		4000㎡ ⑥67500円/㎡ → 75000円/㎡(1111%)
	総合屋内水泳プール	(240000) 270000	(80000) 90000	(10) 5	(800000) 450000	△ 350000	水面積 600㎡ ④40000円/㎡ → 45000円/㎡(1125%)
	小 計				(2600000) 2250000	△ 350000	
日 常 生 活 区 域	水泳プール(屋外)	< 16500 > (13500) 19500	< 5500 > (4200) 6500	(180) 40	(810000) 260000	△ 550000	水面積 400㎡ ③33750円/㎡ → 48750円/㎡(1444%)
	国民体育館	< 47400 > (46800) 51000	< 15900 > (15800) 17000	(70) 40	(1092000) 680000	△ 412000	1000㎡ ④46800円/㎡ → 51000円/㎡(1090%)
	国民運動場				(457600) 325000	△ 132600	
	建設費	(13500) 15000	(4500) 5000	(70) 50	(315000) 250000	△ 65000	10000㎡ ③13500円/㎡ → 15000円/㎡(1111%)
	附属施設費	(12600) 15000	(4200) 5000	(13) 5	(54600) 25000	△ 29600	330㎡ ③38200円/㎡ → 45500円/㎡(1191%)
	照明施設費	(26400) 30000	(8800) 10000	(10) 5	(88000) 50000	△ 38000	10000㎡ ②26400円/㎡ → 30000円/㎡(1136%)
	国民柔剣道場(大型)	(126000) 138000	(42000) 46000	(3) 1	(126000) 46000	△ 80000	2000㎡ ⑥30000円/㎡ → 69000円/㎡(1095%)
	国民柔剣道場(小型)	< 21600 > (20800) 22500	< 7200 > (6900) 7500	(22) 10	(132000) 75000	△ 57000	4500㎡ ③10800円/㎡ → 50000円/㎡(1250%)
	学校体育施設開放施設	< 8000 > (8000) 10740	< 3000 > (3000) 3580	(70) 100	(200900) 358000	157100	
	運動場照明						6000㎡ ③12000円/㎡ → 7400円/㎡(1741%)
一 ツ	体育館照明						400㎡ ⑤2250円/㎡
	境界柵						1500m ③1500円/m → 4500円/m(1023%)
	附属施設						200㎡ ②23625円/㎡(1050%)
	小 計				(2818500) 1744000	△1074500	

計						(5418500) 3994000	△1424500	
広域生活圏域	野外活動施設	(60000) 60000	(20000) 20000	(2) 1		(40000) 20000	△ 20000	敷地150000㎡ タイン100㎡
	大型ジャンプ台	(16000) 16000	(8000) 8000	(1) 1		(8000) 8000	0	70.90m級
	中・小型ジャンプ台	(2400) 2400	(1200) 1200	(5) 1		(6000) 1200	△ 4800	20~40m級
	バイピングスケートリンク	(100000) 100000	(50000) 50000	(1) 1		(50000) 50000	0	1周400mトラヤク
	バイピングアイスホッケーリンク	(60000) 60000	(30000) 30000	(0) 1		(30000) 30000	30000	30m×61m
	水泳プール(飛込)	(27000) 27000	(9000) 9000	(0) 1		(9000) 9000	9000	飛込飛込及び高飛込用
計						(104000) 118200	14200	
合 計						(5522500) 4112200	△1410300	
学 校 体 育	水泳プール(屋外)	713500 713500	75500 75500	(810) 700		(3645000) 4550000	905000	水面積400㎡ (41250) @33750円/㎡ → 48750円/㎡(1444)
	夜間定時制高等学校 運動場等照明施設	(2160) 2160	(720) 800	(62) 20		(44540) 16000	△ 28640	
	運動場照明							6000㎡ @3600円/㎡ → 4000円/㎡(1111)
	水泳プール照明							6000㎡ @3600円/㎡ → 4000円/㎡(1111)
	中・高等学校柔剣道場	718000 718000	7500 7500	(130) 55		(650000) 330000	△ 320000	350㎡ @33900円/㎡ → 51500円/㎡(1200)
	公立中・高等学校相撲場	(1080) 1080	(360) 360	(10) 5		(3600) 1800	△ 1800	中学校φ3.3~4.55m 高等学校φ3.6~4.55m
合 計						(4343240) 4897800	554560	
新産・工特・産炭かさ上げ分						(9800) 9800	0	
総 計						(9875540) 9019800	△ 855740	(△8.7%)

(注) ()は前年度予算、< >は50年6月改訂単価

(3) スポーツテストの普及

自分の体力を確かめ、それに基づいて健康や体力の増強を図るには、必要な努力目標の設定が必要となる。そこで、文部省では、昭和38年3月に保健体育審議会の答申を得て、中学生、高校生、大学生及び勤労青少年用の「スポーツテスト」を定め、40年には、小学校高学年用の「小学校スポーツテスト」を、42年には、壮年用の「壮年体力テスト」を制定している。「小学校スポーツテスト」、「スポーツテスト」のいずれも、その内容は、体力診断テスト（敏し
よう性、瞬発力、筋力、持久性、柔軟性など）と運動能力テスト（走、跳、投、懸垂、持久性）の二つからなり、その測定結果はそれぞれ5段階に判定又は級別ができるように標準化されている。

文部省では、昭和39年以来、毎年これらのテストによって体力・運動能力調査を実施し、その結果を報告書にまとめて公表する一方、これらのテストの普及を図るための講習会を行っている。

(4) スポーツ団体・組織の育成等

我が国の組織スポーツ人口は約650万人と推定されるが、これらのアマチュア・スポーツの振興は、スポーツ団体の活動に待つところが大きい。このため、文部省は我が国におけるアマチュア・スポーツの統轄団体である財団法人日本体育協会とその加盟団体を始めスポーツ、レクリエーション関係団体に対して、指導助言を行うとともに、関連事業の推進に援助を行っている。

また、国民体育大会や全国青年大会、全国スポーツ少年大会等に必要な経費及びスポーツを通じて国際親善を図るための国際スポーツ交歓事業等についても、国庫補助を行っている。

このほか、地域住民スポーツ活動振興指定市町村を指定して事業費を補助し、幼少年から高齢者に至るすべての地域住民を対象とする総合的地域スポーツの振興を図っている。（Ⅱ-1
図 県民総スポーツ運動の展開にともなう市町村、校区における体育指導委員の役割 参照）

(5) 各種体育施設整備費補助

昭和51年度文部省関係体育施設整備費補助金査定については、Ⅱ-2表の通りである。

2. 体力づくり国民運動

国民の健康増進と体力増強を図るための施設は、各省庁においてそれぞれ分担して実施しているが、体力づくり国民運動は、オリンピック東京大会において、我が国の選手の体力が、諸外国の選手に比較して劣っていたという深刻な反省が一つの契機となって、国民一人一人の体力づくりの必要性が痛感され、昭和39年12月「国民の健康・体力の増強対策について」閣議決定されたことに始まる。その趣旨は、国民のすべてが健康で、個人及び社会の躍進の基礎を築くため、健康の増進、体力の増強についての国民の自覚を高め、その積極的な実践活動を進めることにあり、乳児から老人に至るまでの全国民を対象として、①健康・栄養の改善、②体育・スポーツ、レクリエーションの普及、③強固な精神力の養成を重点としている。この閣議決定に基づき、昭和40年3月体力づくり国民会議を関係省庁11、関係民間団体200、計211の機関・団体で結成し、体力づくり国民運動を推進することになった。また、都道府県においても体力づくり国民会議に準じた地方組織が設けられ、体力づくり運動推進の拠点として実践活動が行われている。この運動は、いわゆる官民一体となって推進すべきものとして、その内容は、国民一人一人が日常生活の中であらゆる機会に体力づくりを実践するように心掛けることである。「バランスのとれた栄養摂取」、「一日15分間の全身運動」、「何かひとつやろう体力づくり」などを標語として、いつでも、だれでも、どこでも行える身体運動の実践と、バランスのとれた栄養の摂取を呼び掛けている。

この国民運動を組織的・効果的に推進するため、総理府では、中央事業として国民体力づくり事業協議会に、地方事業として各都道府県（市町村）に対して国民健康、体力増強費補助金を交付し、事業の推進を図っている。

昭和49年度中央事業として国民体力づくり事業協議会は、この補助金によって、体力づくり運動推進全国大会（山形県第16回）、地区別指導者講習会を開催した。また、山野跋涉運動（オリエンテーリング）普及推進のため、大会、指導者講習会等も実施した。一方、体力づくり運動気運の醸成を図り、その趣旨を広く国民に周知徹底させるための広報活動、実践活動を推進するための体力づくりプログラムの開発及び、普及活動等も実施している。

また、地方事業として、都道府県においては、それぞれの実情に応じた形で、体力づくり県民大会、体力づくり指導者研修会、体力づくり巡回指導班（キャラバン）開設、山野跋涉運動、体力づくりモデル市町村等の事業を実施している。更に昭和50年度は、オリエンテーリングの標準コースを全国60か所に設置することになっている。なお、昭和49年度までに国の補助事業として設置したコースは、213か所ある。

なお、昭和50年11月、スポーツ、医療、食事改善等を通して国民一人一人が自らの健康の維持増進に主体的に努力する動きを支持するため、日本レクリエーション協会会長、東電太郎氏、日本体育協会会長、河野謙三氏、余暇開発センター理事長、佐橋滋氏等が主な提唱者となって、健康福祉協会（略称HAW研究会）が発足し、新しい国民健康運動を提唱していることをここに付け加えておく。

3. 労働省（婦人少年局）における施策

(1) 職場におけるスポーツ活動の振興

企業又は企業団体の中に選任される勤労青少年福祉推進者又は年少労働者福祉員によって実施される福祉活動を通して、勤労青少年のスポーツ活動の振興が図られているが、中小企業等においてはクラブ活動や催し等の開催を独自に実施し難い面もあり、勤労青少年ホーム等、地域における福祉施設の果たす役割が期待される。

なお企業団地等で、体育施設を保有しているところ等では独自のスポーツ活動の振興が可能である。一例として団地協同組合神戸木工センターが昭和49年度に実施したスポーツ活動について記しておく。

事例 団地協同組合神戸木工センターにおけるスポーツ活動

（昭和50年度「勤労青少年福祉シンポジウム」における同組合理事藤川久弥氏の発表から）

イ 組合の概要

組合メンバー	34 企業
従業員合計	644 名（うち15才～24才の者 125名）
体育施設	野球場兼運動場、バレーコート、卓球場

ロ 昭和49年に実施又は参加した行事等

2月1日	組合主催ボウリング大会開催
2月16日	兵庫県産業人ボウリング大会参加
3月23日	組合主催卓球大会開催
5月12日～19日	組合主催野球トーナメント大会開催
5月14日～6月7日	組合主催バレーボール大会開催
5月29日～8月9日	組合主催野球リーグ戦開催
9月25日	兵庫県職業訓練生体育大会参加
10月6日	兵庫県産業人卓球大会参加
11月10日～12月1日	兵庫県産業人野球大会参加
その他	垂水地区住民スポーツ振興会主催野球大会 神戸市技能者連盟主催ボウリング大会等に参加

ハ その他

- ① スポーツ活動振興のねらいと効果は健康の保持と協調性の増進、自覚と誇りをもたす等である。
- ② 勤労青少年のみを対象とするのではなく、組合が一体となってスポーツをするという前提でやっている。
- ③ 理事者はスポーツの予算を組むことが最大の仕事で、計画実施等は青少年にまかせている。

- ④ 施設が痛むのでかなりの予算が必要であることが悩みである。
- ⑤ 野球、卓球、バレーボールについてはある程度リーダーがいるが、ボウリング等はいない。又、女子のリーダーが育たないのが問題点である。

(2) 勤労青少年ホームにおけるスポーツ活動の振興

勤労青少年ホームは、労働省が地方公共団体（主として市町）に補助金を交付して設置を促進しているもので、昭和50年度末現在、全国に311ある。これは勤労青少年に対し、各種の相談や指導を行うとともに、余暇の有効活用のための便宜を供与する等、勤労青少年のための総合的福祉施設である。

① 「ホーム」における体育施設

ホームの設備内容としては、集会室、会議室、娯楽談話室、講習室、図書室等のほか、軽体育室、浴室（シャワー）を有するが、中には体育館その他のスポーツ施設を併置するものもある。労働省関係体育施設としては、雇用促進事業団建設による勤労青少年体育センター（昭和50年度末現在123所）、農村勤労福祉センター（同31所）があり、勤労青少年ホームとの併設もかなり見られるようになってきている。都道府県別にその設置状況一覧表を次頁に掲げる。（Ⅱ-3表、Ⅱ-4表）。

なお、Ⅱ-5表勤労青少年ホームの個人別利用状況をみてもわかる通り、体育室の利用者数は他の室に比し最高である。

Ⅱ-5表 勤労青少年ホームの個人別利用状況（昭和49年度）

室 名	利用人員（人）	構成比（％）
体 育 室	1,066,977	33.9
娯 楽 談 話 室	654,587	20.8
音 楽 室	469,885	14.9
図 書 室	156,122	5.0
和 室	81,306	2.6
そ の 他	717,042	22.8
計	3,145,919	100.0

（278ホーム）

労働省調べ

労働省婦人少年局が昭和48年11月に実施した「勤労青少年ホームの利用に関する調査結果」によると、ホームを利用している青少年がやりたいスポーツはⅡ-6表の通りで、そのうちやりたいスポーツがホームでできないと答えた者が50.3％で、ホームと限らずやりたいスポーツのできる公的施設がないと答えた者が47.2％となっている（Ⅱ-7表）。

Ⅱ-3表 勤労青少年ホームにおける体育施設

都道府県名	事項別	計	なし	100㎡未満	100㎡ 300㎡未満	300㎡ 1000㎡未満	1000㎡以上
01	北海道	19		3	11	5	
02	青森	6			5	1	
03	岩手	14			7	5	2
04	宮城	10		3	6	1	
05	秋田	9	1		6	2	
06	山形	7	1			5	1
07	福島	7	1	1	3	2	
08	茨城	10		5	3	2	
09	栃木	9	1		7	1	
10	群馬	7			7		
11	埼玉	17		1	13	3	
12	千葉	8		2	4	2	
13	東京						
14	神奈川						
15	新潟	13		2	10	1	
16	富山	10		3	7		
17	石川	5		2	3		
18	福井	2			2		
19	山梨	1				1	
20	長野	9			6	3	
21	岐阜	7	1		5	1	
22	静岡	12		2	10		
23	愛知	12	1	1	8	1	1
24	三重	6			5	1	
25	滋賀	5			5		
26	京都	7			5	2	
27	大阪	18	1		14	3	
28	兵庫	9		3	5	1	
29	奈良	2			1	1	
30	和歌山	5		1	3	1	
31	鳥取	2			1	1	
32	島根	6		2	3		1
33	岡山	10		1	8	1	
34	広島	8		1	5	2	
35	山口	8			8		
36	徳島	3			3		
37	香川	1			1		
38	愛媛	5	1		4		
39	高知						
40	福岡	6		1	2	3	
41	佐賀	4			4		
42	長崎	3		1	1	1	
43	熊本	6			6		
44	大分	5		3	1	1	
45	宮崎	7			5	2	
46	鹿児島	6		4	1	1	
47	沖縄	1	1				
合 計		327	9	42	214	57	5

Ⅱ-4表 勤労青少年体育センター及び農村勤労福祉センターの施設内容別内訳

施設名	事項別	計	体育館	プール	温水プール	テニスコート	バレーコート	卓球場	陸上競技場	野球場	武道館	その他
01 北海道		10	8	1	1							
02 青森		5	2	1					1		1	
03 岩手		5	2	1								2
04 宮城		7	5	1						1		
05 秋田		5		5								
06 山形		5	1	2							1	1
07 福島		5	3	2								
08 茨城		4	4									
09 栃木		4	4									
10 群馬		4	4									
11 埼玉		4	3	1								
12 千葉		1						1				
13 東京都												
14 神奈川												
15 新潟		3	3									
16 富山		5	5									
17 石川		3	1	2								
18 福井		3	3									
19 山梨		3	2			1						
20 長野		4	2	1								1
21 岐阜		5		4							1	
22 静岡県		3	3									
23 愛知		6	2	3			1					
24 三重												
25 滋賀		4	3	1								
26 京都		1		1								
27 大阪		1	1									
28 兵庫県		3	3									
29 奈良		1	1									
30 和歌山		6	2	1		1	1	1				
31 鳥取		2	2									
32 島根		4	1	2								1
33 岡山		4	1	2						1		
34 広島		2	1							1		
35 山口		1		1								
36 徳島												
37 香川県		4	2	1								1
38 愛媛		1	1									
39 高知												
40 福岡		7	5								2	
41 佐賀		2	1							1		
42 長崎		1			1							
43 熊本		3	2	1								
44 大分		4	2			1		1				
45 宮崎		2	2									
46 鹿児島		3	3									
47 沖縄		1										1
合 計		149	90	34	2	3	2	3	1	4	5	7

【一〇表】 性別、やりたいスポーツの有無別希望年数（M・A）（単位：年）

総数	したい											あきらめない	したくない	無記入
	小計	卓球	バドミントン	バスケットボール	テニス	野球	サッカー	水泳	スケート	空手	剣道	その他	無記入	
総数 1000	736 (1000)	(239)	(97)	(81)	(198)	(75)	(31)	(18)	(17)	(20)	(22)	(221)	(41)	42
男 1000	780 (1000)	(196)	(68)	(64)	(158)	(157)	(65)	(17)	(14)	(41)	(33)	(298)	(49)	58
女 1000	703 (1000)	(276)	(123)	(95)	(233)	(04)	(01)	(19)	(20)	(02)	(13)	(154)	(34)	30

（注）総数は調査対象者全部

【一七表】 やりたいたいスポーツができるか（単位：年）

総数	やりたいスポーツが勤労青少年ホームで										やりたいスポーツのできる公的施設		
	できる	できない（M・A）				その他	無記入	無記入	あり	なし	無記入		
		小計	設備がない	その他	無記入								
総数 1000	448	503 (1000)	(874)	(116)	(20)	16	33	444	472	84			
男 1000	413	543 (1000)	(896)	(97)	(28)	12	32	496	429	75			
女 1000	479	469 (1000)	(852)	(135)	(13)	19	33	399	510	91			

（注）総数はスポーツをしたいたいのもの

【一六表】 表資料出所 労働省婦人少年局「勤労青少年ホームの利用に関する調査結果」

これと関連して体育施設の広さが適当か狭いかの調査結果をその規模別にみると、Ⅱ－8表の通りとなっており、300㎡未満の施設のところが全体の8割を占め、そのうち8割が狭いと回答している。

又、「勤労青少年ホームの利用に関する調査結果」によると、ホームの設備でほしいものはⅡ－9表の通りで体育的設備に対する希望が最も多い。

Ⅱ－8表 勤労青少年ホームにおける体育施設の規模別増築希望
及び増築予定の有無 (50.7.現在労働省調べ)

	計	現在の体育施設の規模								
		なし	100㎡ 未満	100㎡ ～ 200㎡ 未満	200㎡ ～ 300㎡ 未満	300㎡ ～ 400㎡ 未満	400㎡ ～ 500㎡ 未満	500㎡ ～ 600㎡ 未満	600㎡ ～ 1000㎡ 未満	1000㎡ 以上
計	320	5	39	162	51	25	14	7	11	6
適当とするもの	85		5	33	19	8	7	3	4	6
狭いとするもの	235	5	34	129	32	17	7	4	7	
増築を予定 するもの	20	1	1	14	2				2	
50年度	5		1	2					2	
51年度	6			4	2					
52年度 以降	9	1		8						
300㎡ 未満	5			4					1	
300㎡～ 1000㎡未満	10	1		8					1	
1000㎡ 以上	5		1	2	2					

■-9表 性別、ほしい勤労青少年ホームの設備の有無別青少年数(M・A)

(単位 名)

	総数	あ												り				なし	無 記 入
		小計	文化的設備				体 育 的 設 備						軽食設備	そ の 他	無 記 入				
			小計	図の 書整 室備	そ の 他	無 記 入	小計	運 動 場	体 育 館	テコ ニ ス ト	プ ー ル	そ の 他				無 記 入			
総数	1000	472 (1000)	(181)	(39)	(109)	(42)	(531)	(67)	(130)	(63)	(24)	(119)	(153)	(368)	(60)	(14)	428	100	
男	1000	570 (1000)	(163)	(36)	(90)	(51)	(580)	(77)	(148)	(45)	(20)	(152)	(167)	(323)	(75)	(17)	356	74	
女	1000	396 (1000)	(201)	(43)	(131)	(32)	(475)	(57)	(109)	(84)	(28)	(82)	(136)	(418)	(44)	(11)	453	121	

(注) 文化的設備のその他には、音楽室、ステージ、暗室などがあげられた。

資料出所 「勤労青少年ホームの利用に関する調査結果」

② スポーツ・レクリエーション関係クラブ活動

昭和49年度の勤労青少年ホームにおけるクラブの数をスポーツ・レクリエーション関係と趣味・教養関係に分けると次の通りである。

Ⅱ-10表 勤労青少年ホームにおけるクラブの数（昭和49年度）

	クラブ数	構成比(%)
スポーツレクリエーション関係	708クラブ	26.2%
趣味・教養関係	1,997クラブ	73.8%
計	2,705クラブ	100.0%

(278ホーム) 労働省調べ

スポーツ・レクリエーション関係クラブの中では卓球クラブとバレー・バスケット・バドミントンのクラブが最も多い。クラブ内容別「ホーム」利用状況は次の通りである。

Ⅱ-11表 スポーツ・レクリエーション関係、クラブ内容別「ホーム」利用状況（昭和49年度）

クラブ内容	クラブ数	利用延人員 (人)	利用延回数 (回)	1回あたり 利用人員(人)	クラブ数の 構成比(%)
登山・ハイキング・ホステリング等	63	14372	1197	11	89
空手・合気道	86	45322	5762	8	121
卓球	176	119152	10736	11	249
バレー・バスケット・バドミントン	171	187792	7568	25	242
野球・テニス・ソフトボール	72	21960	2088	11	102
体操・ボデイビル・柔剣道	62	41602	4092	10	89
その他	78	10218	780	13	108
小計	708 (26.2%)	440418	32223	—	100.0

(278ホーム) 労働省調べ

労働省では、ほう賞等を行うことにより各種のクラブ活動の活発化を促進しているが、中でも都道府県が毎年実施する勤労青少年クラブレクリエーション交流会においては、Ⅱ-12表の通り、スポーツ関係のクラブが成績を競う。

Ⅱ-12表 昭和49年度勤労青少年クラブレクリエーション交流会開催状況

道府県名	開催年月日	開催場所	内 容	参加クラブ数	参加員数
北海道	49. 9.12	小樽市勤労青少年ホーム 小樽勤労青少年体育センター	バレーボール・卓球	10	76
"	49.10.20	札幌市ポプラ勤労青少年ホーム	卓球・ソフトボール	8	110
"	49.10.13	美唄市勤労青少年ホーム	バレーボール・ 意見交換会・写真展	63	258
"	49.10.13	帯広市勤労青少年ホーム	バレーボール	3	60
青 森	49. 9. 8	弘前市勤労青少年ホーム	交歓のつどい・卓球	9	75
岩 手	49. 9. 8	宮古勤労青少年体育センター 宮古商高体育館	卓球・バレーボール	22	262
宮 城	49. 9. 1	仙台市青葉区勤労青少年ホーム	硬式卓球	9	120
秋 田	49. 9.29	秋田市勤労青少年ホーム	卓球	7	50
山 形	49.10. 6	村山市勤労青少年ホーム	歌と演奏	7	112
福 島	49. 9. 8	二本松市勤労青少年ホーム	バレーボール・卓球・ クラブ体験発表会	35	167
茨 城	49. 9.29	土浦市勤労青少年ホーム	卓球	10	215
栃 木	49. 9.29	足利市勤労青少年ホーム	徒歩ラリー	5	50
群 馬	49.10.10	吾妻郡勤労青少年ホーム	卓球	6	222
埼 玉	49.12. 1	埼玉県 熊谷勤労青少年ホーム	卓球	15	105
千 葉	49.10.20	千葉県開発庁グラウンド	ソフトボール	6	150
神奈川	49.11.23	県立県央労働福祉会館	音楽クラブ交流会	17	71
新 潟	49.10.20	新潟市宮浦中学	卓球	11	110
富 山	49.10. 6	新湊市牧生津小学校グラウンド	ソフトボール	8	120
石 川	49.10. 6	小松市安宅小学校グラウンド	運動会	5	154
長 野	49.10.13	松本市勤労青少年ホーム	卓球・バドミントン・ バレーボール	36	320
静 岡	49. 9.29	磐田勤労青少年体育センター	卓球	11	120
愛 知	49.10.20	稲沢市勤労青少年体育センター	バレーボール	6	300
三 重	49.10. 6	鈴鹿市白子中学グラウンド	ソフトボール	4	100
滋 賀	49.10.20	彦根市ホーム・同市勤労 青少年体育センター・その他	バレーボール・卓球 ソフトボール	9	120
京 都	49. 7. 7	京都市立西京極体育館	バレーボール	5	85
大 阪	49.10. 6	府立羽衣青少年センター	働く青少年のカーニバル	223	500
兵 庫	49.10. 6	明 石 公 園	ソフトボール	8	200
和歌山	49.10.10	御 坊 中	バレーボール・卓球・ ソフトボール	20	290

道府県名	開催年月日	開催場所	内 容	参加クラブ数	参加人員
鳥 取	49. 9. 29	倉吉市勤労青少年ホーム	ミニミニ運動会	9	68
島 根	49. 9. 29	浜 田 市 国 府 体 育 館	バドミントン	5	80
岡 山	50. 2. 9	倉敷市水島勤労青少年ホーム	卓球	8	270
広 島	49. 8. 4	島根県瑞穂町青少年旅行村	ソフトボール	6	72
山 口	49.10.19	秋吉台青少年宿泊訓練所	オリエンテーリング	6	61
徳 島	49. 9. 28	徳島県青少年 センター	音楽クラブ交流会	5	50
愛 媛	49.8/31 ～9/1	大洲市ホームほか2会場	卓球・バレーボール	11	146
福 岡	49.10. 6	県立勤労青少年文化センター	バレーボール・卓球・ 剣道・バドミントン	14	200
佐 賀	49.12.11	武雄市勤労青少年ホーム	卓球	10	98
熊 本	49.11.10	熊本市勤労青少年ホーム	卓球	6	83
大 分	49.10. 6	宇佐市勤労青少年ホーム	音楽会・意見交換会・ 作品展	15	151
宮 崎	49.10.27	小林市勤労青少年ホーム	バレーボール	7	150
鹿児島	49.10.20	鹿児島県立体育館	バレーボール	5	205

資料出所 労働省調べ

③ 「ホーム」主催スポーツ関係行事等

勤労青少年ホームが実施する講座の種類の中ではスポーツ関係は余り多くないが、卓球、空手、バドミントン、スキーその他が散見される。労働省では勤労青少年ホームにおけるスポーツ講座の開催について、より本格的にとりくむ方向で検討がなされている。

ホームが主催するスポーツ関係行事は、卓球、キャンプ、ハイキング、バレーボール、スキー、バドミントン、ソフトボール、野球、サイクリング、スケート、ボウリング等の催しがかかなり広く行われており、その他、オリエンテーリングや夏山登山、海水浴等もみられる。

なお、「ホーム」が設置されていない市等においても勤労青少年対象にスポーツ関係の催しが労働福祉関係課において実施されている例も全国的にみて若干ある。

(3) 全国勤労青少年 10 マイルマラソン大会

勤労青少年が自ら進んで心身を鍛え、健康の増進を図るとともに相互の友情を深め、余暇の有効活用を促し、もって職業生活の充実に資することを目的として労働省・長野県等が主催して長野県諏訪郡富士見町富士見高原八ヶ岳総合スポーツセンター陸上競技場において、昭和47年度から毎年初夏の1日全国勤労青少年10マイルマラソン大会（通称——富士見高原マラソン）が行われている。

出場者は全国の勤労青少年ホーム利用者その他で男子250名、女子50名（女子は5キロメートル

ルマラソン)となっており、ルールは日本陸上競技連盟競技規則により男子第10位、女子第6位までの入賞者に賞状・賞品を授与することになっている。

なお、前日はこれら出場者に地元勤労青少年も加わり、交歓のための前夜祭が行われる。昭和50年度の上位成績を次に掲げておく。

Ⅱ－13表 全国勤労青少年 10 マイルマラソン大会第2回大会記録(昭和50年)

男子の部(10マイル)

順位	ゼッケン	氏 名	県 名	記 録
1	16	鈴木 博	静岡	54分44秒2
2	58	畑 功	北海道	55・32・4
3	9	中山 勝行	東京	55・47・2
4	32	岡本 和繁	兵庫	55・56・2
5	181	根 岸 隆	埼玉	55・58・4
6	17	宮 原 薫	長崎	56・12・0
7	195	阿 部 豊治	岩手	56・24・2
8	114	岩 崎 末吉	愛知	56・35・2
9	140	宮 永 恒美	兵庫	56・50・0
10	200	下 辻 幸彦	東京	57・04・0

女子の部(5キロメートル)

順位	ゼッケン	氏 名	県 名	記 録
1	320	伊 東 千恵子	長野	21分44秒2
2	334	黒 田 佳子	宮崎	22・22・8
3	338	高 橋 信子	東京	22・39・4
4	302	長谷川 洋子	新潟	22・50・8
5	333	小 林 博子	長野	23・05・0
6	323	中 山 裕子	長野	23・37・4

(4) 勤労青少年指導者の養成

労働省では、スポーツ活動の専門的指導者養成は行っていないが、勤労青少年の職業生活を十分に配慮しながら余暇の活用について指導助言できるような総合的な指導者を養成配置することを配慮している。勤労青少年福祉推進者講習会の開催、年少労働者福祉員の研修、勤労青少年ホーム指導員資格講習会がこれに当たるものであるが、これらの養成講習等のカリキュラムの中には、レクリエーション、スポーツに関する科目が必ず含まれるよう配慮されている。

以上に加えて昭和51年度から勤労青少年指導者大学講座が開講されるが、初年度は大学卒業生15名を対象に1年間の教育を行って勤労青少年に対する専門的指導者を養成することとしており、修了者は地方公共団体等における専任指導者になることが期待されている。この講座の内容として、勤労青少年の職業生活と余暇生活とを一体化したものとしてとらえて適切な余暇指導生活指導等を行うことが必要であることから、余暇指導に関する科目が約1/3組まれており、この中でスポーツについてもかなりの比重がおかれている。なお、講座の受講生は約1/3が体育学部出身の者となっている。

4. 各種公共体育施設等

文部省が昭和44年度にまとめた社会体育実態調査によると、我が国には体育・スポーツ関係の施設は公・私立含めて約15万あるが、その大部分（約73％）は、学校体育施設、次いで多いのが事業所の施設（約16％）であり、公共社会体育施設はわずかに7％程度に過ぎない。

■－14表 公私立施設の設置者別体育施設数（昭和44年）

設置者別	学校体育施設(小・中・高校)	大学・高専体育施設(国公立)	公共社会体育施設	事業所の体育施設	民間の非営利施設	営利施設	計
施設数	101,672 (68.6)	5,720 (3.9)	10,193 (6.9)	23,768 (16.1)	2,522 (1.7)	4,184 (2.8)	148,059 (100.0)

資料出所 文部省体育局「社会体育実態調査」

(注) ()は％である。

以下、各省庁が関係している各種公共体育施設等を列挙することとする。

(1) 勤労青少年が利用できる体育施設

(昭和49年度末)

名 称	数	内 容 の 概 要	関係する省庁
国民運動場	4,160	陸上競技場437, 庭球場891, バレーボール場386 バスケットボール場10, 球技場144, 野球場1,074, 運動広場1218	文 部 省
国民プール	2,013		"
国民体育館	935		"
国民柔剣道場	481		"
農村教養文化 体育施設	20	体育館12, プール7, 武道館1	労 働 省
運動公園	446	運動公園は、都市住民の利用に供する野球場、陸上競 技場、球技場、水泳プール、テニスコート等各種の運 動施設を備えた公園である。	建 設 省

・学校体育施設の開放について

公立の小・中・高等学校の体育施設（校庭・体育館・プール）を開放するため、クラブハウスの設置、夜間照明器具等の整備に要する経費等について従来から国庫補助が行われてきたが、最近、文部省では管理指導員雇上経費の補助（51年度予算要求査定1000校分）であるとか、義務教育学校の体育館建設補助については地域開放条例制定のところを優先する等の方法により、学校体育施設の開放をさらに促進する姿勢が見られる。

(2) (勤労)青少年のための福祉施設のうち体育施設を含むもの

(昭和49年度末)

名 称	数	内 容 の 概 要	関係する省庁
勤労青少年ホーム	311	主として福祉施設に恵まれない中小企業に働く青少年のために、日々の余暇を利用し憩やすスポーツ、レクリエーション、文化教養等健全な余暇活動の場を提供することを目的に、地方公共団体が国からの補助金を受けて設置するもの。	労 働 省
全国勤労青少年 会館 (通称サンプラザ)	1	勤労青少年の健全な成長とその福祉を推進するため、労働省が計画したもので、雇用促進事業団が運営している。地上21階、建物総面積約5万平方メートルの大規模な施設で、学園教室、相談室、研修室、グループ	労 働 省

名 称	数	内 容 の 概 要	関係する省庁
勤労青少年体育施設	95	室、ヤングフロアのほか、トレーニング室、プール、ボウリング場、大ホール、国際会議場、結婚式場、ホテル、レストラン等がある。 勤労青少年の体力増強と勤労意欲の高揚を図り、雇用の安定に資するために、雇用促進事業団が昭和43年度から地方中小都市に設置している施設である。施設の内容は、体育館、プール、野球場及びテニスコート等であり、地方の実情に即したものとされている。	労 働 省 労 働 省
勤労青少年フレンドシップセンター	1	勤労青少年が余暇を利用して自然環境の中で宿泊しながら友情交流、野外活動などが行える施設で、昭和48年度から雇用促進事業団が設置を進めているが、昭和49年10月に北海道支笏湖畔（千歳市）に開設したほか、昭和50年度を開設予定に埼玉県吉見町に建築中であり、50年度には大阪府に建設することが決定している。	労 働 省

(3) (勤労)青少年のための教育施設のうち体育施設を含むもの

(昭和49年度末)

名 称	数	内 容 の 概 要	関係する省庁
国立青年の家	12	団体宿泊訓練を通じて健全な青年の育成を図ることを目的とする社会教育施設である。 いずれも自然環境に恵まれたところに建設されており、その施設規模は、敷地平均22平方メートル、建物延約1万3,000平方メートルで、運動場、球技コート、キャンプ場等各種の屋外施設も整備されている。 建物は、宿泊部門（寝室・リーダー室等からなる宿泊棟）、生活関係部門（食堂、厨房、浴室、リネン室等）、研修部門（研修室、講堂、体育館、談話棟等）及び管理部門（事務室、会議室、各種機械室等）からなり、建物の配置は、立地条件に即して分散方式あるいは集中方式になっている。	文 部 省

名 称	数	内 容 の 概 要	関係する省庁																	
公立青年の家	223	また、周辺の自然環境をいかしたハイキングコース、サイクリングコース、オリエンテーリングコース等が設けられている。青年の家によっては、武道館、屋内温水プール、水泳場、海洋カッター訓練場、スキー場、スケート場などがあり、それぞれ特色ある研修ができるよう整備されている。 宿泊型と非宿泊型とに二大別される。 宿泊型青年の家は、国立青年の家と同様に青年に対する団体宿泊訓練のための施設であり、広域圏内に設置されている。一方、非宿泊型の青年の家（都市型青年の家）は、都市に生活する青年が日常生活に即した、グループ活動、スポーツ、レクリエーション活動、文化活動等を通して交歓交流を図り、仲間との研さんを深めるための施設であり、日常生活圏内に設置されている。 建物は、宿泊型青年の家が平均2650平方メートル（宿泊定員平均200名）、都市型青年の家が約1000平方メートルである。 公立青年の家設置状況（国庫補助対象分） （昭和50年3月31日現在）	文 部 省																	
		<table><tr><th>区 分</th><th>総 数</th><th>都道府県立</th><th>市 立</th><th>市町村組合立</th></tr><tr><td>総 数</td><td>223</td><td>101</td><td>100</td><td>22</td></tr><tr><td>宿泊型青年の家</td><td>167</td><td>94</td><td>51</td><td>22</td></tr><tr><td>非宿泊型青年の家</td><td>56</td><td>7</td><td>49</td><td>0</td></tr></table> 資料出所 文部省調べ		区 分	総 数	都道府県立	市 立	市町村組合立	総 数	223	101	100	22	宿泊型青年の家	167	94	51	22	非宿泊型青年の家	56
区 分	総 数	都道府県立	市 立	市町村組合立																
総 数	223	101	100	22																
宿泊型青年の家	167	94	51	22																
非宿泊型青年の家	56	7	49	0																

名 称	数	内 容 の 概 要	関係する省庁
オリンピック記念 青少年総合センター	1	オリンピック記念青少年総合センターは、オリンピック東京大会を記念して、青少年の心身の発達を図り、健全な青少年の育成に寄与することを目的とし、特殊法人として、昭和40年、東京都渋谷区に設置された。 現在、同センターの宿泊定員は2500人、研修定員は、約4990人である。研修内容は一般教養、スポーツ、レクリエーション、生活訓練などである。	文 部 省

(4) (勤労)青少年のためのレクリエーション関係施設

(昭和49年度末)

名 称	数	内 容 の 概 要	関係する省庁
農村青年活動促進施設	138	農村青少年が日帰りの研修や交流を行い、また、自由な集会やレクリエーションの場としても利用できる施設で、農村青少年の研修の強化及び自主活動の促進に資することをねらいとしている。農業改良普及所に附置されている。	農 林 省
ユースホステル	578	青少年がその自力による簡素な野外旅行活動によって、国内外の地理、風物、文化、歴史、産業等の見聞を広め、また、規律あるグループ活動を通じて、日常生活の良い習慣を身に付け、未知の新しい友を得て、世界市民としての教養を体得するのを援助し、奨励することを目的とした宿泊施設である。	運 輸 省
国 立 公 営 日本ユース ホステル協 会直営 契 約	1 74 37 466		
青少年旅行村	48	青少年の健全な旅行を推進するとともに、過疎地域の振興に資するため、公害のない大自然の中で健全なレクリエーション活動を楽しむことができるよう、キャンプ場、遊歩道等の野外レクリエーション施設を中核的施設として配置した地区である。	運 輸 省

(5) 勤労青少年が利用できるレクリエーション関係施設

(昭和49年度末)

名 称	数	内 容 の 概 要	関係する省庁
働く婦人の家	54	勤労婦人のため、職業生活と家庭生活に必要な、援助や教養、レクリエーションの場を提供する福祉施設	労働省
勤労婦人センター	9	働く婦人の家の諸設備に加え、軽運動室、学童学習室を持つ大型福祉施設。	労働省
中小企業レクリエーションセンター	6	雇用促進事業団の設置による中小企業労働者の保養・研修・スポーツ等のための施設。	労働省
勤労総合福祉センター	20 (建設中を含む)	雇用促進事業団設置による開発拠点地域における労働者の福祉増進のための総合的施設。	労働省
勤労者いこいの村	14	雇用促進事業団設置の勤労者が家族連れで自然に親しみながら休養、健康増進を図るための施設で、勤労者いこいの村は、宿泊型、野外趣味活動施設は、日帰り型。	労働省
野外趣味活動施設	29		
近 隣 公 園	1,348	主として近隣住区に居住する者の利用に供する公園で、修景、休養、遊戯、運動、教養等の施設を有している。	建設省
国 営 公 園	4 (整備中を含む)	一つの都道府県を超えた広域な利用に供される大規模な公園あるいは国民の記念的事業や古都における歴史的風土の保存のための拠点として設置される公園であり、現在武蔵丘陵森林公園（埼玉県滑川村）、飛鳥歴史公園（奈良県飛鳥地方）、淀川河川公園（大阪府）、海の中道海浜公園（福岡県）の4カ所について整備が進められている。	建設省
自 転 車 道	8,000 ^{Km} うち本格的なもの 1,000 ^{Km}	増大する自転車交通に対処するため、昭和46年頃から自転車道の整備を始め、昭和49年3月現在で、自転車道は、全国で約8000Km設置されているが、その大部分は歩道と共用されるものであって、車道、歩道と分離された本格的に自転車道と呼べるものは、1,000Km足らずである。	建設省
大規模自転車道	30路線 (着手中)	屋外レクリエーションに利用される自転車を対象として、自然公園や名所、旧跡を結びながら魅力ある路	建設省

名 称	数	内 容 ・ 概 要	関係する省庁
観光レクリエーション地区	3 (整備中)	線を選定し、これらの路線を都道府県道に認定した上で国がその事業費を補助するもので、昭和49年度までに30路線に着手している。昭和50年度は新たに9路線に着手し約43億円の事業費をもって、継続路線と併わせ約160Kmの整備を図る予定である。 観光レクリエーション地区は、国民大衆が豊かな自然の中で手軽に健全なレクリエーション活動を楽しむことができるよう、ピクニック緑地、キャンプ場、遊歩道、スキー道等の多様なレクリエーション施設を配置した区域である。 昭和48年度から観光レクリエーション地区の基盤となる公共的施設の整備を行う都道府県に対する補助制度を創設し、観光レクリエーション地区の整備が進められている。 群馬県武尊山地区、岡山県奥津地区、和歌山県榊樹海岸地区。なお、徳島県阿南海岸地区も予定されている。	建設省 運輸省
レクリエーション都市	4 (着手中)	レクリエーション都市は、新全国総合開発計画の一環として計画的に設置されるもので、屋外レクリエーション活動のための大規模な都市計画公園を核として、総合的な土地利用計画を策定し、緑の確保水質の保全等良好なレクリエーション環境を維持しつつ、児童、青少年から老人に至るまでだれでもが楽しめる選択性に富んだレクリエーション施設を大量に整備するものである。 現在、千葉県九十九里地区、三重県熊野灘地区、愛媛県南予地区、山形県月山地区において核となる都市公園地区の用地取得、敷地造成等の事業を行っている。	建設省
自然公園	国立27 国定50 都道府県立290	自然公園は、優れた自然の風景地を保護し、その利用の増進を図り、国民の保健、休養等に資することを目的とするもので、国立公園、国定公園、都道	環境庁

名 称	数	内 容 ・ 概 要	関係する省庁
国 民 宿 舎	331	府県立自然公園の3種がある。 国立公園は我が国を代表するに足りる傑出した自然の風景地、国定公園はこれに準ずる優れた風景地で、いずれも環境庁長官がこれを指定し、都道府県立自然公園は都道府県の優れた風景地を都道府県知事が指定することとなっている。 昭和49年度においては主として、過剰利用緩和のため駐車場、園地の整備、自然に対する正しい理解を助けるための博物展示施設、自然研究路等の自然解説施設及び優れた自然景観の保護・保全と円滑な利用に役立つ園地、木道等が整備された。特に、自然歩道については、昭和48年度、東海自然歩道が全部開通したのに続き、昭和49年度九州自然歩道について調査が行われ、昭和50年度より工事が着手される。 自然公園、国民保養温泉地等自然環境に恵まれた休養適地において、国民のだれもが、低廉でしかも快適に利用できるよう設置されている宿泊休養のための施設。	環 境 庁
国 民 休 暇 村	29 (着手中 6を含む)	国立公園、国定 園の自然環境の優れた休養適地に、自然との調和を図りながら、低廉で健全な宿泊施設を始め、その地域に応じた各種の野外レクリエーション施設を総合的に整備するもの。このほか、国民休養地や国民保養センター等近年著しく増加している野外レクリエーション需要に対処するための整備が行われている。	環 境 庁
自 然 休 養 林	69	国民が自然に包まれ、自然に親しみながら休養できる森林を提供するという趣旨で、林野庁が、その所管する国有林野内に設けているもので、いわば国有林野内における「いこいの森」ともいうべきものである。伐採制限等を行って自然の保護を図るとともに、利用のための施設を整備している。 また、国有林野においては、自然休養林のほか、ス	農 林 省 (林野庁)

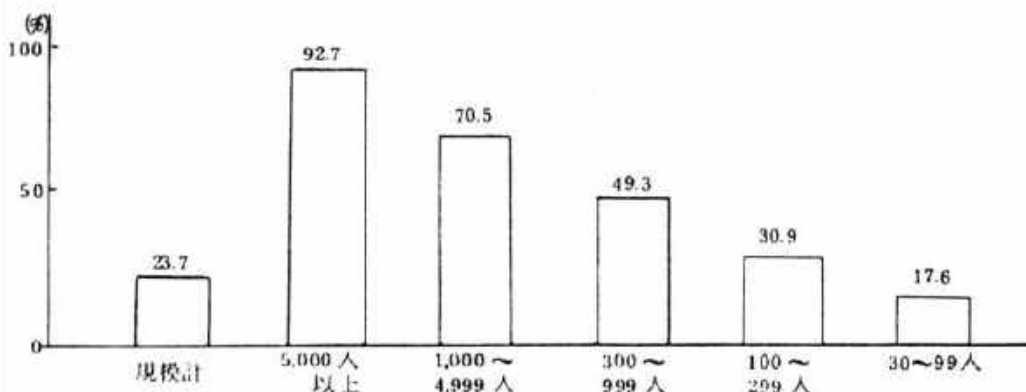
名 称	数	内 容 ・ 概 要	関係する省庁
総合森林レクリエーション・エリア	1 (整備 手中)	ヤー場、野営場等を設置して積極的に保健休養的利用を図っている。 森林レクリエーション需要の大量化、多様化に対応し、自然を保護しつつ、各種のレクリエーション施設を総合的、計画的に配置し、秩序あるレクリエーション利用を図るため、国有林野の適地を総合レクリエーション・エリアとして整備する。群馬県武尊地域について整備事業に着手中、50年度、岩手県八幡平地域の整備予定。	農 林 省 (林野庁)

5. 企業・民間団体等の施策・事業等

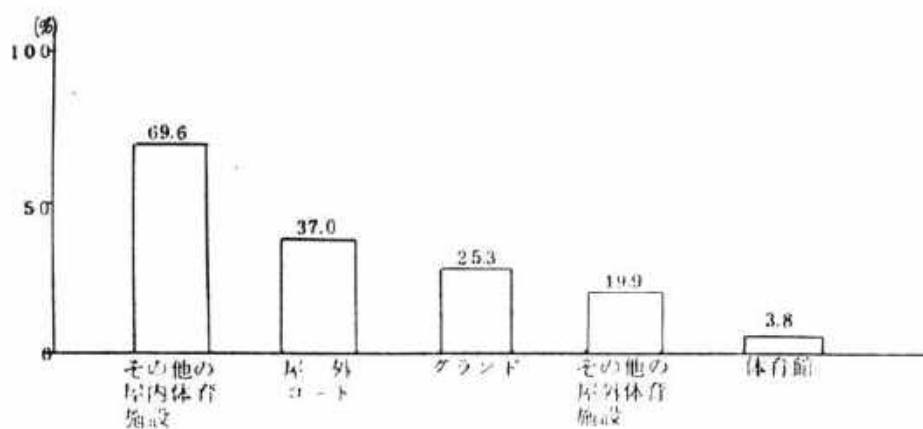
(1) 企業における状況

労働省の昭和49年労働者福祉施設制度等調査（全産業の常用30人以上を雇用する民営企業6000社対象）結果によると、体育関係施設を有する企業の割合は24％となっており、規模別格差が大きい。（V-1～3図参照）

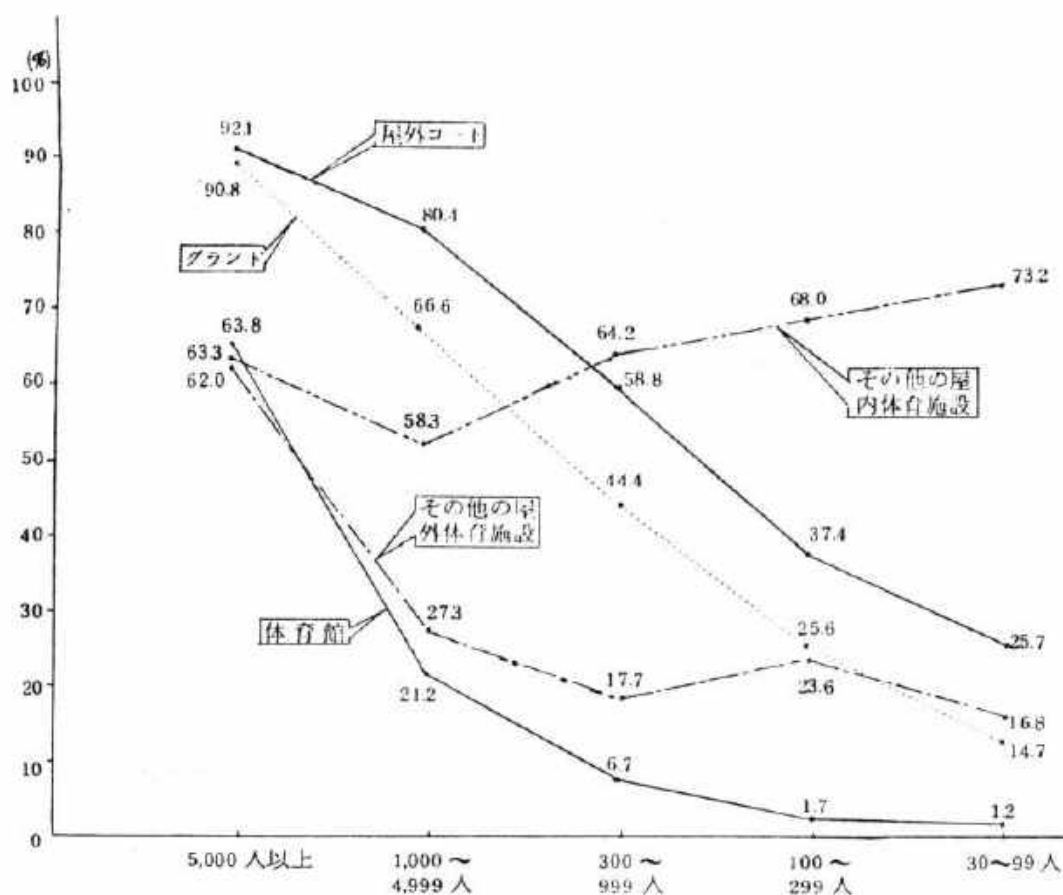
Ⅱ-2図 企業規模別体育関係施設設置企業数の割合



Ⅰ－３図 体育関係施設有の企業の種類別設置企業数の割合
設置企業に対する割合

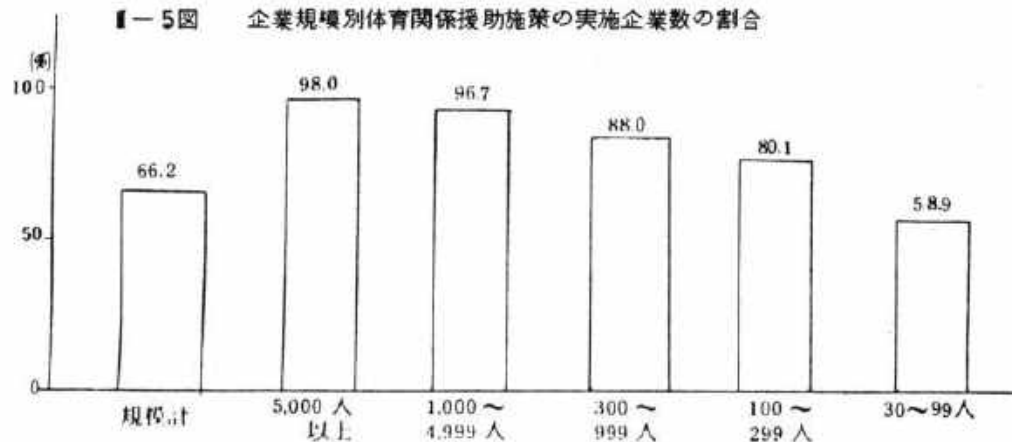


Ⅰ－４図 企業規模及び体育関係施設有の企業の種類別設置企業数の割合



次に、体育関係援助施策を実施している企業は 66.2%あり、30～99人の規模においても 58.9%が実施しており、（V-4図参照）その内容はV-1表の通りである。

Ⅱ-5図 企業規模別体育関係援助施策の実施企業数の割合



Ⅱ-15表 企業規模及び体育関係援助施策の種類別実施企業数の構成割合

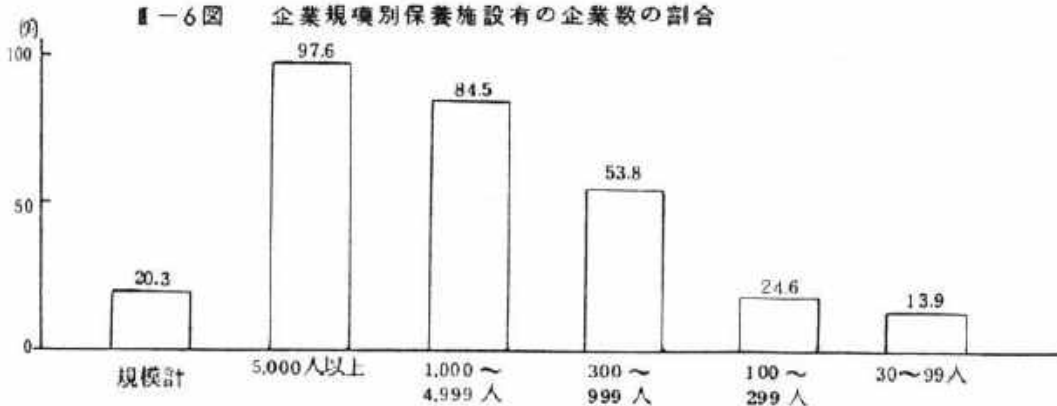
(単位: %)

	計	企業外施設 使用に対する 経費の援助	体育クラブ 活動への経 費の援助	備品購入に 対する援助	企業外施設 のあつせん	その他
規 模 計	100	52.0	73.0	86.9	33.7	16.1
5,000人以上	100	69.8	98.8	93.0	46.7	50.8
1,000 ~ 4,999人	100	65.1	94.6	91.6	41.5	34.0
300 ~ 999人	100	61.1	89.5	86.9	41.2	27.4
100 ~ 299人	100	54.6	82.4	88.7	39.4	18.9
30 ~ 99人	100	49.0	65.5	85.9	29.7	12.4

(M・Aのため計は100にならない)

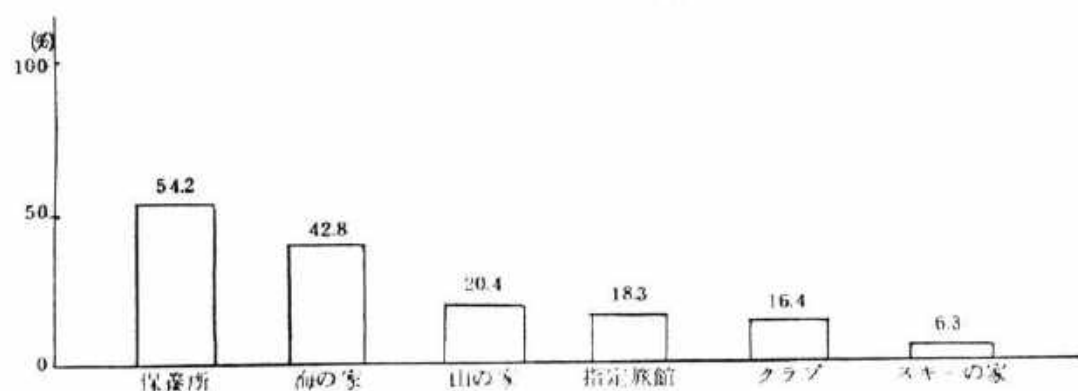
更に保養施設をもっている企業は全体の約2割であるが規模別格差が大きい。(V5~7図参照)

Ⅱ-6図 企業規模別保養施設有の企業数の割合

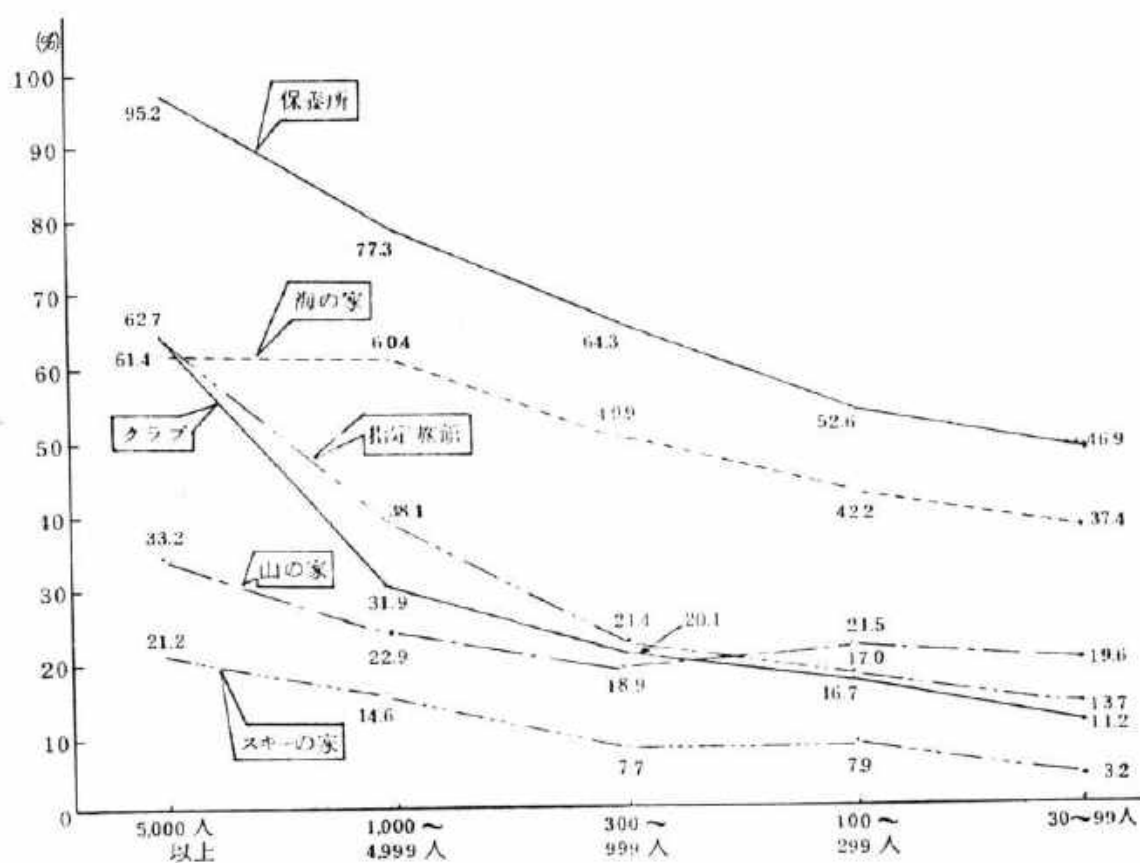


Ⅱ-7図 保養施設有の企業の種類別設置企業数の割合

保養施設有の企業数に対する割合



Ⅱ-8図 企業規模及び保養施設有の企業の種類別設置企業数の割合



(2) 民間団体の事業等

民間団体の事業としては、スポーツ・レクリエーション関係指導者の養成事業を行っている各種の団体があるほか（昭和49年度勤労青少年余暇活動研究会報告書参照）、YMCA等の民間団体の体育事業があることをつけ加えておく。

なお、地方公共団体の独自の諸施策等についても、資料収集ができなかったので省略する。

第 4 章 問題点と今後の方向

以上、勤労青少年の体格・体力の現状、健康やスポーツについての関心や意識、スポーツ実施の程度、また、その促進あるいは阻む諸条件の解明、さらに、勤労青少年のスポーツの推進のための国や地方公共団体・民間団体などの施策について述べてきたのであるが、今後なおいっそうの推進をはかるためには、次のような点について考慮を払いつつ、よりきめの細かい施策を展開する必要がある。

1. 勤労青少年は同年代の学生生徒に比べ体格・体力が劣っている。

第一章で明らかにされたように、勤労青少年の体格・体力は同年代の学生・生徒のそれと比較した時、ほとんどの項目で低位にあることが明らかにされた。

もちろん、学生・生徒の場合は、毎年、定期の健康診断や体力測定がなされて各年令別、男女別の全国的平均値が明らかにされているのに対して、勤労青少年の場合には、これと比較し得るような全国的規模にわたるデータはなく、また、文部省の学校保健統計調査によれば、全国平均値は算出されているが、それとともに地域差のあることも明らかにされており、従って、勤労青少年の場合の測定値についても、なお地域差の検討をする必要があるなど、

なお、詳細な検討をする必要はあるが、学生・生徒に比較するならば、体育・スポーツの機会には恵まれず、体格・体力は低位にあるという点は否定できない。

したがって、学生・生徒以上に、今日の勤労青少年の健康や体力問題については、よりいっそうの配慮を必要とするのであり、生産の場において、また余暇生活の場において、即ち、勤労青少年がそれぞれおかれている生活現実 に即して、勤労青少年を直接雇用している企業をはじめとして、国、地方公共団体も、そのための諸配慮を講ずべきであろう。

2. 勤労青少年はスポーツに関する関心が高いにもかかわらずスポーツの実施は低調であり、日常スポーツ実施のための条件整備が必要である。

第 2 章でも明らかにされたように、大部分（90%）の勤労青少年がスポーツに関心をもっているにも係らず、さまざまな条件のために、その関心は必ずしも十分に満たされていないのが現状である。しばしば述べたように、勤労青少年の時期は、成長発育の過程にある者が多く、この成長発育のための適切な刺激という観点から、また、余暇の増大しつつある現代社会の中で、勤労青少年の豊かで充実した余暇設計のために、さらには、スポーツを通じての勤労青少年の交流の機会の増進という観点からも、勤労青少年が、継続的に、日常生活の中でスポーツを実施できる諸条件を整備することは、早急に着手されるべきであり、勤労青少年の時期に培われたスポーツ参加の経験は、生涯を通じてのスポーツ実践の基礎をきずくことになり、それはまた、健康で充実した余暇生活の設計の基礎となることが期待される。

3. 勤労青少年一般ではなく、性別、年令別、企業規模別等の細かい配慮が必要である。

以上のように、勤労青少年は一般にスポーツへの関心は高いのに関らず、必ずしもその希望は十分に満たされていないのであるが、さらに、男子と女子とで、あるいは年令別で（特に20才以下

の時代と20才以上とで)、また、大企業、中小企業、勤労青少年ホーム利用の勤労青少年の間でも差があらわれており、当然のことながら中小企業に働く勤労青少年のスポーツ実施の割合はもっとも低い。以上のようなことから、それぞれの事情に応じたきめの細かい配慮こそ必要なものであり、そのための多様な施策の展開が望まれる。

女子に関していえば、他の諸調査の結果と同じように男子の参加率より更に低位にあるが、これを女子の特性と考えるのではなく、諸外国の例にみるまでもなく、どのようにして男子と同じような水準にまで引き上げ得るのかについての配慮を必要とする。

4. 勤労青少年のスポーツについては、行政施策の浸透が不十分であり、労働福祉行政からのアプローチも必要である。

国の施策については文部省の体育局を中心とする行政施策について、また、地方公共団体については、群馬県および前橋市の事例について実情を調査した。

スポーツ振興法の第8条では、「青少年スポーツ振興」について、第9条では、「職場のスポーツの奨励」について規程されているが、具体的施策の中では、また、教育委員会を通じては、なかなか勤労青少年にまでは施策が及ばず、わずかに、その指導者養成の段階で止まっているのが現状である。もちろん、このことは、企業が教育行政の所管外であり、働く若者へは直接手をさしのべ得ない行政上の制約のあることも否定できない。

したがって、勤労青少年のスポーツについては、文部省系統のほか企業や勤労青少年の福祉を直接所管している労働行政の中でスポーツの問題について対処してゆくことが、勤労青少年の福祉の推進向上に資するものであり、でき得るところから、具体的施策をたててゆくことが必要であると考えられる。

5. 勤労青少年のスポーツ振興のため、身近な施設の整備拡充と有効活用が必要である。

本調査においても、今後、より、スポーツを行なうためどのような点の充実を希望しているかの質問では、やはり、スポーツを実施する場、施設を求めている者の割合がもつとも多い。

スポーツ実施率の比較的高い大企業の勤労青少年の場合には、身近なところに施設があると答えた者の割合が高く、中小企業や勤労青少年ホーム利用者の場合には、スポーツ実施率は低く、身近なところに施設がないと答えている者の割合が多く、このような点からも、勤労青少年のスポーツの推進のためには身近なところに、利用しやすい施設を整えることは必要であろう。

今後の方向とすれば、中小企業で働く勤労青少年のためには、地方公共団体がそのための施設を整え、また、学校の体育施設の積極的な活用も推進されるべきであり、また、企業が共同して施設を整える方策も考えられるべきであろう。

また、勤労青少年ホームが勤労青少年のスポーツ振興に果たす役割も期待されるのであり、これが

ら新設される勤労青少年ホームには、現在よりもっとゆとりのある体育室を設けるとか、隣接して運動広場、テニス・コートを設けるとか、あるいは勤労青少年ホームと勤労青少年体育施設とを隣接して設けるなどの方法によって、勤労青少年ホーム利用者がスポーツをしやすい条件を整えることも必要であろう。

6. 仲間づくり、レクリエーションとしてのスポーツに気軽に参加出来る機会の増大がまず必要

勤労青少年のスポーツに対する希望として、施設について多いのは、仲間と、初心者のための教室や講座の開設の希望であり、大会や競技会への希望より多くなっている。このことは、さきにも指摘したとおり、今日の一般の勤労青少年のスポーツへの志向は、競技志向型であるよりも、仲間とともにスポーツを楽しむレクリエーションないしは、レジャー志向型であるということを示している。このことは、今後の勤労青少年のスポーツを考える上で大いに考慮すべき点と考える。

したがって、いきなり、スポーツの大会、行事の計画や実施を考える前に、まず、スポーツを気軽楽しむことのできるような条件を整えるべきであり、その上で次のステップを考えることが必要であろう。

勤労青少年ホーム利用者の交流を主眼としたクラブ対抗の卓球、バドミントン、バレーボール大会からはじめて、勤労青少年ホーム相互のスポーツ交歓会へと発展させることもできるであろう。いきなり、全県大会、全国大会を考える前に、でき得る範囲内で、ホーム利用者のスポーツを通じての交歓会から出発して、次第にスポーツへの関心をはぐくんでゆくことも必要であろう。

中小企業に働く勤労青少年は、なかなか、仲間を求めにくいのであり、勤労青少年ホームを中心とする新しいスポーツプログラムの開発は、勤労青少年の仲間づくりの促進にも寄与し得るであろう。

7. スポーツ技術の指導者よりも、勤労青少年の生活に密着した、相談、助言のできる指導者が必要である

本調査では、スポーツのコーチや先生を希望している者の数は比較的少なかった。このことは、やはり競技志向型であるよりも、仲間とともにスポーツを楽しむ方向を示しているということができる。したがって、直接技術を指導する指導者よりも、勤労青少年が自発的に同じ仲間とともにスポーツを楽しむことのできる条件整備を求めているのであり、指導者にしても、むしろ勤労青少年の求めているものや疑問にたいして相談、助言のできるような新しいタイプの指導者を求めているということもできるのである。スポーツ技術の指導者は、それぞれのスポーツ団体で養成しており、必要ならば、それらの助力を仰げばよいのであり、勤労青少年のスポーツの推進のためには、より巾の広い、勤労青少年の職場や生活、さらには意識などをよく理解し、勤労青少年とともに生活の中でのスポーツの推進に奇与できる新しいタイプの指導者の養成は考えられてよいことであろう。

以上、いくつかの問題点を指摘し、また、若干の提言もしたのであるが、今後のわが国の勤労青少年のスポーツの問題について関心が払われ、勤労青少年のスポーツ振興のための諸施策を考えてゆく上で本報告書が何等かの御参考になれば幸甚に存じる次第である。

ス ポ ー ツ 振 興 法

昭和36年6月61日

法 律 第 141 号

〔大蔵・文部・自治大臣署名〕

沿革 昭和41年 6月25日号外 法律第86号〔国民の祝日に関する法律附則5項による改正〕

昭和45年 5月18日 法律第69号〔日本私学振興財団法附則16条による改正〕

スポーツ振興法をここに公布する。

スポーツ振興法

目 次

第 1 章 総則（第1条～第4条）

第 2 章 スポーツの振興のための措置（第5条～第17条）

第 3 章 スポーツ振興審議会及び体育指導委員（第18条・第19条）

第 4 章 国の補助等（第20条～第23条）

附 則

第 1 章 総 則

（目 的）

第 1 条 この法律は、スポーツの振興に関する施策の基本を明らかにし、もって国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与することを目的とする。

2 この法律の運用に当たっては、スポーツをすることを国民に強制し、又はスポーツを前項の目的以外の目的のために利用することがあってはならない。

（定 義）

第 2 条 この法律において「スポーツ」とは、運動競技及び身体運動（キャンプ活動その他の野外活動を含む。）であって、心身の健全な発達を図るためにされるものをいう。

(施策の方針)

第 3 条 国及び地方公共団体は、スポーツの振興に関する施策の実施に当たっては、国民の間に於いて行なわれるスポーツに関する自発的な活動に協力しつつ、ひろく国民があらゆる機会とあらゆる場所において自主的にその適性及び健康状態に応じてスポーツをすることができるような諸条件の整備に努めなければならない。

2 この法律に規定するスポーツの振興に関する施策は、営利のためのスポーツを振興するためのものではない。

(計画の策定)

第 4 条 文部大臣は、スポーツの振興に関する基本的計画を定めるものとする。

2 文部大臣は、前項の基本的計画を定めるについては、あらかじめ、保健体育審議会の意見をきかなければならない。

3 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、第 1 項の基本的計画を参照して、その地方の実情に即したスポーツの振興に関する計画を定めるものとする。

4 都道府県及びスポーツ振興審議会が置かれている市町村の教育委員会は、前項の計画を定めるについては、あらかじめ、スポーツ振興審議会の意見をきかなければならない。

第 2 章 スポーツの振興のための措置

(体育の日の行事)

第 5 条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）第 2 条〔国民の祝日〕に規定する体育の日において、国民の間にひろくスポーツについての理解と関心を深め、かつ、積極的にスポーツをする意欲を高揚するような行事を実施するとともに、この日において、ひろく国民があらゆる地域及び職域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツをすることができるような行事が実施されるよう、必要な措置を講じ、及び援助を行なうものとする。

見出…全部改正・1・2項…削除・旧3項…1部改正し1項に繰上（昭和41年6月法律86号）

(国民体育大会)

第 6 条 国民体育大会は、財団法人日本体育協会、国及び開催地の都道府県が共同して開催する。

2 国民体育大会においては、都道府県ごとに選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会の円滑な運営に資するため、財団法人日本体育協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行なうものとする。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第 7 条 地方公共団体は、ひろく住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技

会、運動能力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するように努め、かつ、団体その他の者がこれらの行事を実施するよう奨励しなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行なうものとする。

（青少年スポーツの奨励）

第 8 条 国及び地方公共団体は、青少年スポーツの振興に関し特別の配慮をしなければならない。

第 9 条 国及び地方公共団体は、勤労者が勤労の余暇を利用して積極的にスポーツをすることができるようするため、職場スポーツの奨励に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（野外活動の普及奨励）

第 10 条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達のために行なわれる徒歩旅行、自転車旅行、キャンプ活動その他の野外活動を普及奨励するため、コースの設定、キャンプ場の開設その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（指導者の充実）

第 11 条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者の養成及びその資質の向上のため、講習会、研究会等の開催その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（施設の整備）

第 12 条 国及び地方公共団体は、体育館、水泳プールその他の政令で定めるスポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）が政令で定める基準に達するよう、その整備に努めなければならない。

註 「政令」＝なし

（学校施設の利用）

第 13 条 国及び地方公共団体は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、当該学校の施設（設備を含む。）の補修等に関し適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツの水準の向上のための措置）

第 14 条 国及び地方公共団体は、わが国のスポーツの水準を国際的に高いものにするため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（顕彰）

第 15 条 国及び地方公共団体は、スポーツの優秀な成績を収めた者及びスポーツの振興に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

（スポーツ事故の防止）

第 16 条 国及び地方公共団体は、登山事故、水泳事故その他のスポーツ事故を防止するため、

施設の整備、指導者の養成、事故防止に関する知識の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（科学的研究の促進）

第 17 条 国は、医学、生理学、心理学、力学その他の諸科学を総合して、スポーツに関する実際的、基礎的研究を促進するよう努めるものとする。

第 3 章 スポーツ振興審議会及び体育指導委員

（スポーツ振興審議会）

第 18 条 都道府県に、スポーツ振興審議会を置く。

2 市町村に、スポーツ振興審議会を置くことができる。

3 スポーツ振興審議会は、第 4 条第 4 項〔スポーツ振興審議会への諮問〕に規定するもののほか、都道府県教育委員会若しくは知事又は市町村教育委員会の諮問に応じて、スポーツの振興に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県教育委員会若しくは知事又は市町村教育委員会に建議する。

4 スポーツ振興審議会の委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員の中から、教育委員会が任命する。この場合において、都道府県教育委員会は知事の、市町村教育委員会はその長の意見をきかなければならない。

5 第 1 項から前項までに定めるもののほか、スポーツ振興審議会の委員の定数、任期その他スポーツ振興審議会に関し必要な事項については、条例で定める。

（体育指導委員）

第 19 条 市町村教育委員会に、体育指導委員を置く。

2 体育指導委員は、教育委員会規則の定めるところにより、当該市町村におけるスポーツの振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導、助言を行なうものとする。

3 体育指導委員は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解をもち、及びその職務を行なうのに必要な熱意と能力をもつ者の中から、教育委員会が任命する。

4 体育指導委員は、非常勤とする。

第 4 章 国の補助等

（国の補助）

第 20 条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる経費について、その一部を補助する。この場合において、国の補助する割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

(1) 地方公共団体の設置する学校の水泳プールその他の政令で定めるスポーツ施設の整備に要する経費 3 分の 1

(2) 地方公共団体の設置する一般の利用に供するための体育館、水泳プールその他の政令で定

めるスポーツ施設の整備に要する経費 3分の1

(3) 都道府県が行なうスポーツの指導者の養成及びその資質の向上のための講習に要する経費
2分の1

(4) 都道府県の教育委員会の推せんに基づいて文部大臣が指定する市町村が行なう青少年スポーツの振興のための事業に要する経費 2分の1

2 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる経費について、その一部を補助する。

(1) 国民体育大会の運営に要する経費であってその開催地の都道府県において要するもの

(2) その他スポーツの振興のために地方公共団体が行なう事業に要する経費であって特に必要と認められるもの

3 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校法（昭和24年法律第270号）第59条第2項から第7項まで（学校法人に対する助成）の規定の適用があるものとする。

4 国は、スポーツの振興のための事業を行なうことを主たる目的とする団体であって当該事業がわが国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

3項…一部改正〔昭和45年5月法律69号〕

註 1項各号列記以外の部分・1・2号・2項の「政令」=本法施行令

（他の法律との関係）

第21条 前条第1項から第3項までの規定は、他の法律の規定に基づき国が負担し、又は補助する経費については、適用しない。

註 「他の法律の規定」=義務教育諸学校施設費国庫負担法3条1項3号・4号、公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法3条1項、公立学校施設災害復旧費国庫負担法3条、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律3条3号、公立養護学校整備特別措置法2条1項・3条1項、へき地教育振興法6条1項、自然公園法26条、都市公園法19条、児童福祉法52条

（地方公共団体の補助）

第22条 地方公共団体は、スポーツの振興のための事業を行なうことを主たる目的とする団体に対し、当該事業に関し必要な経費についてその一部を補助することができる。

（保健体育審議会への諮問等）

第23条 国又は地方公共団体が第20条第4項〔スポーツ事業を行なう団体に対する国の補助〕又は前条の規定により団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国においては文部大臣が保健体育審議会の、地方公共団体においては教育委員会がスポーツ振興審議会

の意見をきかなければならない。この意見をきいた場合においては、社会教育法（昭和24年法律第207号）第13条〔社会教育審議会等への諮問〕の規定による社会教育審議会又は社会教育委員の会議の意見をきくことを要しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律中第4条第4項〔スポーツ振興審議会への諮問〕及び第18条〔スポーツ振興審議会〕の規定、第23条〔保健体育審議会への諮問等〕の規定（地方公共団体に係る部分に限る。）並びに附則第7項の規定は昭和37年4月1日から、その他の規定は公布の日から起算して3箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔昭和36年9月政令310号により、昭和36・9・15から施行〕

（体育指導委員の設置に関する経過措置）

- 2 第19条〔体育指導委員〕の規定の施行の際、現に同条第2項〔体育指導委員のスポーツの実技の指導等〕に規定するような職務を行なう者として市町村に置かれている者は、別に辞令を発せられないときは、同条の規定による体育指導委員として市町村の教育委員会が任命したものとみなす。

めるスポーツ施設の整備に要する経費 3分の1

(3) 都道府県が行なうスポーツの指導者の養成及びその資質の向上のための講習に要する経費
2分の1

(4) 都道府県の教育委員会の推せんに基づいて文部大臣が指定する市町村が行なう青少年スポーツの振興のための事業に要する経費 2分の1

2 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる経費について、その一部を補助する。

(1) 国民体育大会の運営に要する経費であってその開催地の都道府県において要するもの

(2) その他スポーツの振興のために地方公共団体が行なう事業に要する経費であって特に必要と認められるもの

3 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校法（昭和24年法律第270号）第59条第2項から第7項まで（学校法人に対する助成）の規定の適用があるものとする。

4 国は、スポーツの振興のための事業を行なうことを主たる目的とする団体であって当該事業がわが国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

3項…一部改正〔昭和45年5月法律69号〕

註 1項各号列記以外の部分・1・2号・2項の「政令」＝本法施行令

（他の法律との関係）

第21条 前条第1項から第3項までの規定は、他の法律の規定に基づき国が負担し、又は補助する経費については、適用しない。

註 「他の法律の規定」＝義務教育諸学校施設費国庫負担法3条1項3号・4号、公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法3条1項、公立学校施設災害復旧費国庫負担法3条、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律3条3号、公立養護学校整備特別措置法2条1項・3条1項、へき地教育振興法6条1項、自然公園法26条、都市公園法19条、児童福祉法52条

（地方公共団体の補助）

第22条 地方公共団体は、スポーツの振興のための事業を行なうことを主たる目的とする団体に対し、当該事業に関し必要な経費についてその一部を補助することができる。

（保健体育審議会への諮問等）

第23条 国又は地方公共団体が第20条第4項〔スポーツ事業を行なう団体に対する国の補助〕又は前条の規定により団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国においては文部大臣が保健体育審議会の、地方公共団体においては教育委員会がスポーツ振興審議会

の意見をきかなければならない。この意見をきいた場合においては、社会教育法（昭和24年法律第207号）第13条〔社会教育審議会等への諮問〕の規定による社会教育審議会又は社会教育委員の会議の意見をきくことを要しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律中第4条第4項〔スポーツ振興審議会への諮問〕及び第18条〔スポーツ振興審議会〕の規定、第23条〔保健体育審議会への諮問等〕の規定（地方公共団体に係る部分に限る。）並びに附則第7項の規定は昭和37年4月1日から、その他の規定は公布の日から起算して3箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔昭和36年9月政令310号により、昭和36・9・15から施行〕

（体育指導委員の設置に関する経過措置）

- 2 第19条〔体育指導委員〕の規定の施行の際、現に同条第2項〔体育指導委員のスポーツの実技の指導等〕に規定するような職務を行なう者として市町村に置かれている者は、別に辞令を発せられないときは、同条の規定による体育指導委員として市町村の教育委員会が任命したものとみなす。

勤労青少年とスפורツに関するアンケート調査

昭和50年10月

勤労青少年余暇活動研究会

当研究会では、労働省と協力しながら、働く若人の余暇活動を豊かにするための施策などについて種々研究しております。このたびは働く若人とスפורツの問題について皆さんの実情や考え方を知るためにこのアンケート調査を行なうことになりました。ごめんどうですが、よろしく御協力下さい。なお個人個人の回答内容が公表されることや、記入していただいた方に御迷惑のかかることは絶対にありませんから、ありのまま御回答下さるようお願いいたします。

記入方法は
 イ、ロ、ハ、・・・・・・・・、a、b、c、・・・・・・・・、のどれか1つに○をつけ()があれば簡単に内容を書いて下さい。

性別	イ、男	ロ、女	年令	満()才	学歴	イ、中学卒	ロ、高校卒	ハ、短大・高専卒	ニ、大学卒					
住居	イ、親と同居		ロ、寮、寄宿舎	ハ、下宿、アパート	ニ、住込	ハ、その他()								
通勤時間	イ、30分未満									ロ、30分以上1時間未満	ハ、1時間以上			
通学状況	定時制(通信制も含む)高校・大学に									イ、通学している	ロ、通学していない			
勤務先の状況	事業所の規模		イ、10人未満							ロ、10～29人	ハ、30～299人	ニ、300～999人	ホ、1000人以上	
	事業所の産業別		イ、製造業									ロ、卸売業・小売業	ハ、サービス業	ニ、運輸通信業
			ホ、金融・保険、不動産業									ヘ、建設業	ト、電気ガス水道熱供給業	
			チ、公務									リ、飲食業	ヌ、その他()	
	あなたの仕事の状況		イ、技能工、現場作業員(プレス工、組立工、印刷工、修理工、縫製工、大工、左官など)											
賃金(9月分支給総額)	イ、6万円未満									ロ、6万円以上8万円未満	ハ、8万円以上10万円未満	ニ、10万円以上		
	週休2日制の状況		イ、毎週2日休							ロ、月3回週休2日	ハ、1週おき又は月2回週休2日	ニ、月1回週休2日	ホ、週休2日制なし	
健康状態	イ、健康には自信がある		健康に対する関心		自分の健康について		イ、つねに注意をはらっている							
	ロ、ふつうである		ハ、やや病気がちである		ロ、ときどき注意をはらっている		ハ、あまり関心がない							
	ハ、職場その他身近なところに、利用しようと思えば利用できる		イ、あ		ロ、な		い							
身近な体育施設等の有無		運動やスפורツのための場所や施設が												
学生時代のスפורツ	学生時代に運動スפורツの部やクラブに									イ、入っていた(種目は、)	ロ、入っていなかった			

1. あなたは、運動・スポーツに関心がありますか。

イ 関心がある。 → 1-2 それは次のどちらですか。

(イ) 運動スポーツを自分でやるのが好き

(ロ) 運動スポーツを見るのが好き

ロ 関心はない

2. あなたは、最近（過去1年間くらい）実際にどのくらい運動スポーツをやっていますか（運動会やハイキング、サイクリング等の催しへの参加も含む。）

イ 全くやっていない。

ロ 年に1回ないし数回程度以上

ハ 月に1回程度以上

ニ 週に1回程度以上

3. スポーツの好ききらいにかかわらず、もし、あなたに時間の余裕があったら、どのようなことをやりたいと思いますか、次のイ〜ヌのグループからもっとも希望の強いものに◎、その次のものに○をつけて下さい。

イ 小説、詩、俳句、和歌などの創作、絵を描く、作曲、写真、模型や機械の組立、園芸や庭いじり、日曜大工など。

ロ 料理、編もの、ししゅう、洋裁、和裁、など。

ハ 読書、研究、調べもの、図書館へ行く、など。

ニ 園劇、映画、スポーツの観戦、音楽会や美術展の観賞

ホ けいこごと（お茶、お花、踊り、楽器、料理など）

ヘ 室内ゲーム（囲碁、将棋、麻雀、トランプ、パチンコ、スマートボール、ルーレット、ビリヤード（玉つき）など）

ト ギャンブル（競馬、競輪、オートレース、競艇、など）

チ 日帰りレジャー（博物館、動物園、遊園地、ドライブ、ビクニック、など）

リ 旅行（温泉旅行、名所・旧跡めぐり、祭などの見物、帰省、別荘生活などを含む。）

ヌ スポーツ（野球、ソフトボール、バレー、ピンポン、空手、柔道、水泳、マラソン、登山、サイクリング、ボウリング など）

4. 一般に入が、運動やスポーツをやる理由は、主に次のイ〜チのどれだと思えますか。

イ 体を動かす（汗を流す）ことが好きだから。

ロ 気分転換のため。

ハ 健康をまもり、高めるため。

ニ 均整のとれた体をつくるため。

ホ 運動やスポーツの技を高める（もっと上手になる）ため。

ヘ 人格や精神力（忍耐力や根性）を養うため。

ト 友人（同性、異性）を得るため。

チ その他（ ）

5. ふつう、仕事と運動・スポーツとの関係については、次のイ〜トのどれが一番多いと思えますか。

イ 運動・スポーツをやることは、とくに仕事への影響はない。

ロ 運動・スポーツをやること、職場での人間関係が悪くなることもある。

ハ 運動・スポーツをやるのと職場での人間関係も良くなる。

ニ 運動・スポーツをやれば、元気も増し、仕事への意欲も高まる。

ホ 運動・スポーツをやっていると、つかれが残り、仕事にさしかえることが多い。

ヘ 運動・スポーツが主となり仕事は二次になりやすい。

ト その他（ ）

6. もし、お金に余裕があれば、あなたは、運動・スポーツのためにお金を使いますか。

イ かなり使う。

ロ ある程度使う。

ハ 使わない。

7. あなたは、現在、勤務時間外に、運動・スポーツ以外の講習やおけいごとに通っていますか。(お茶、お花、

各種講習・講座など)

イ 通っている――a 週1～2回
b 週3回以上

ロ 通っていない

8. 今後、運動やスポーツに関して希望することがありますか。あればそれは次のうちどれですか。該当があれば幾つでも答えて下さい。

イ 利用しやすい体育施設があるとよい。

それは

a 運動広場

b コート(テニス・バレーボールなど)

c 体育館(バドミントン・バスケット・卓球など)

d 柔剣道場

e プール

f 野外活動施設(海水浴場、キャンプ場、サイクリングコース、スキー、スケート場、
オリエンテーリングコースなど)

g その他()

ロ 気軽にはいれるスポーツグループがあるとよい。

それは

a 卓球、テニス、バドミントンなどのグループ

b 野球、ソフトボール、バレー、バスケット、サッカーなどのグループ

c 体操、陸上競技、マラソン、水泳などのグループ

d スキー、スケートなどのグループ

e サイクリング、ハイキング、オリエンテーリング、キャンプなどのグループ

f 柔道、剣道、空手などのグループ

ハ 初心者、入門者向きのスポーツ講座、教室があるとよい。

それは

a 卓球、テニス、バドミントンなど

b 野球、ソフトボール、バレー、バスケット、サッカーなど

c 体操、陸上競技、マラソン、水泳など

d スキー、スケート など

e サイクリング、ハイキング、オリエンテーリング、キャンプ など

f 柔道、剣道、空手 など

ニ 体力づくりやスポーツ関係の行事や大会などの催しがあるとよい。

それはどのような内容のものですか。

()

ホ コーチ、先生など指導者がいるとよい。

ヘ その他()

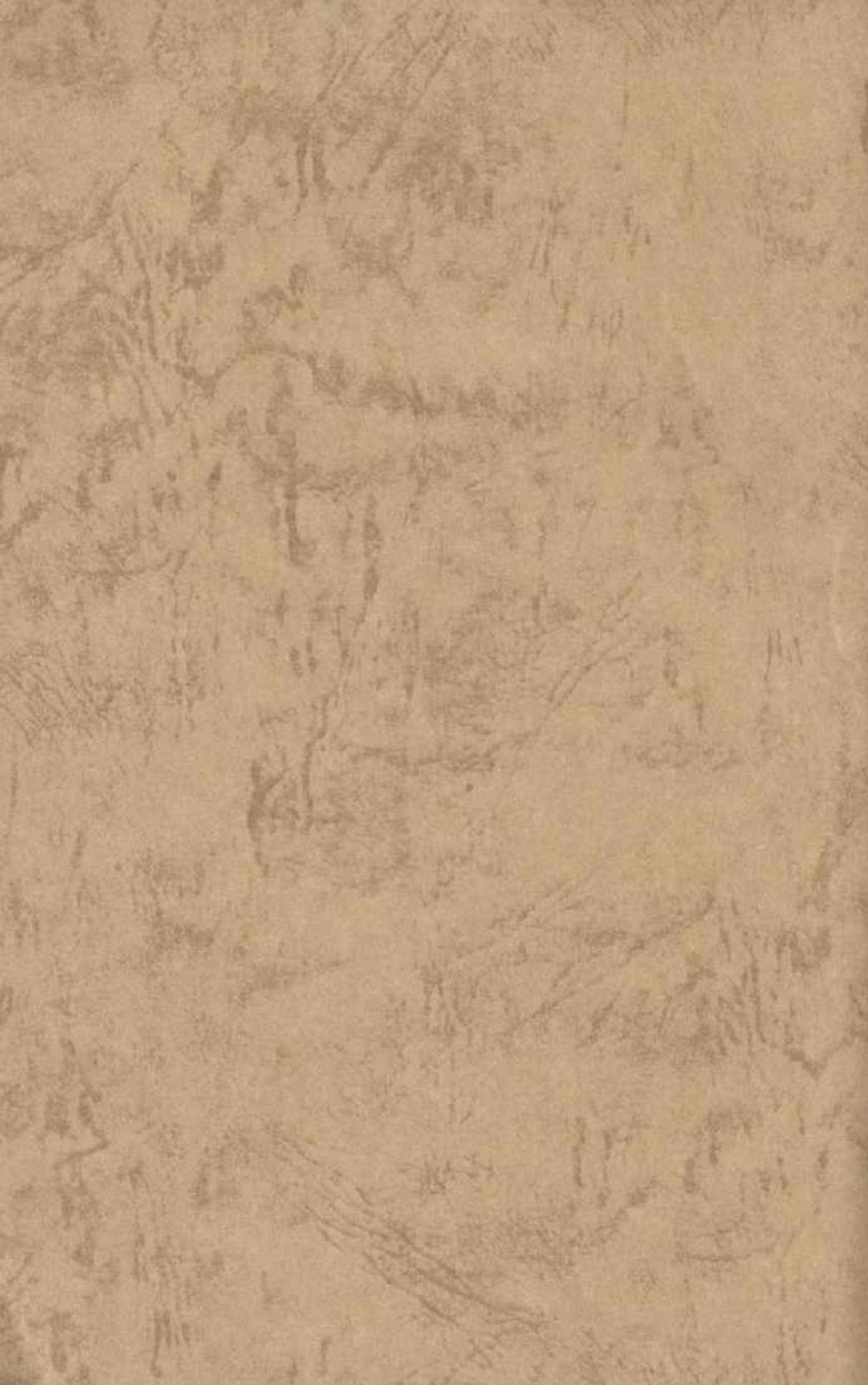
ト 特に希望することはない。

9. あなたは昨日からさかのぼって1週間に運動やスポーツをやりましたか。

イ やった → やった運動・スポーツについて次の表の中から該当する項目に○印をつけて下さい。

ロ やらない

運動・スポーツの種類	いつやったか	回数	時間合計	ひとりでやったか、集団でやったか	どこでやったか
(1) 卓球、テニス、バドミントンなど	イ 仕事のあ る日 ロ 仕事のな い日 ハ 両方	イ 週5日 以上 ロ 週2日 から 4日 ハ 週1日	分	イ ひとりでやった ロ 集団でやった 「a. 少人数の仲間 b. クラブ(サークル・グループ) c. 職場等で一斉に d. 学校等のクラス e. スポーツ講座・講習 f. その他()	イ 住居(寮を含む)や庭 道、空地、広場 ハ 勤務先 「a. 体育施設 b. その他 ニ 公立等の体育施設 「a. 勤労青少年のためのもの b. 学校体育施設 c. その他のもの ホ 商業体育施設 ヘ その他()
(2) 野球、ソフト ボール、バレー、 バスケット、サッカ ーなど	イ 仕事のあ る日 ロ 仕事のな い日 ハ 両方	イ 週5日 以上 ロ 週2日 から 4日 ハ 週1日	分	イ ひとりでやった ロ 集団でやった 「a. 少人数の仲間 b. クラブ(サークル・グループ) c. 職場等で一斉に d. 学校等のクラス e. スポーツ講座・講習 f. その他()	イ 住居(寮を含む)や庭 道、空地、広場 ハ 勤務先 「a. 体育施設 b. その他 ニ 公立等の体育施設 「a. 勤労青少年のためのもの b. 学校体育施設 c. その他のもの ホ 商業体育施設 ヘ その他()
(3) 体操、陸上 競技、マラソ ン、水泳など	イ 仕事のあ る日 ロ 仕事のな い日 ハ 両方	イ 週5日 以上 ロ 週2日 から 4日 ハ 週1日	分	イ ひとりでやった ロ 集団でやった 「a. 少人数の仲間 b. クラブ(サークル・グループ) c. 職場等で一斉に d. 学校等のクラス e. スポーツ講座・講習 f. その他()	イ 住居(寮を含む)や庭 道、空地、広場 ハ 勤務先 「a. 体育施設 b. その他 ニ 公立等の体育施設 「a. 勤労青少年のためのもの b. 学校体育施設 c. その他のもの ホ 商業体育施設 ヘ その他()
(4) スキー、 スケート など	イ 仕事のあ る日 ロ 仕事のな い日 ハ 両方	イ 週5日 以上 ロ 週2日 から 4日 ハ 週1日	分	イ ひとりでやった ロ 集団でやった 「a. 少人数の仲間 b. クラブ(サークル・グループ) c. 職場等で一斉に d. 学校等のクラス e. スポーツ講座・講習 f. その他()	イ 住居(寮を含む)や庭 道、空地、広場 ハ 勤務先 「a. 体育施設 b. その他 ニ 公立等の体育施設 「a. 勤労青少年のためのもの b. 学校体育施設 c. その他のもの ホ 商業体育施設 ヘ その他()
(5) サイクリング、 ハイキング、オリ エンテーリング、 キャンプなど	イ 仕事のあ る日 ロ 仕事のな い日 ハ 両方	イ 週5日 以上 ロ 週2日 から 4日 ハ 週1日	分	イ ひとりでやった ロ 集団でやった 「a. 少人数の仲間 b. クラブ(サークル・グループ) c. 職場等で一斉に d. 学校等のクラス e. スポーツ講座・講習 f. その他()	イ 住居(寮を含む)や庭 道、空地、広場 ハ 勤務先 「a. 体育施設 b. その他 ニ 公立等の体育施設 「a. 勤労青少年のためのもの b. 学校体育施設 c. その他のもの ホ 商業体育施設 ヘ その他()
(6) 柔道、剣道 空手など	イ 仕事のあ る日 ロ 仕事のな い日 ハ 両方	イ 週5日 以上 ロ 週2日 から 4日 ハ 週1日	分	イ ひとりでやった ロ 集団でやった 「a. 少人数の仲間 b. クラブ(サークル・グループ) c. 職場等で一斉に d. 学校等のクラス e. スポーツ講座・講習 f. その他()	イ 住居(寮を含む)や庭 道、空地、広場 ハ 勤務先 「a. 体育施設 b. その他 ニ 公立等の体育施設 「a. 勤労青少年のためのもの b. 学校体育施設 c. その他のもの ホ 商業体育施設 ヘ その他()



GAa1/1

8B-4-40



女性と仕事の未来館



00964651